

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第四条関係）</p> <p>第百十三条の四 関税率法第二十二条第一項（専門委員）の規定に違反して秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第四条関係）</p>

改正案	現行
<p>関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第五条関係）</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節 通則（第一条・第二条）</p> <p>第二節 期間及び期限（第二条の二・第二条の三）</p> <p>第三節 送達（第二条の四）</p> <p>第二章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第一節 通則（第三条―第六条の二）</p> <p>第二節 申告納税方式による関税の確定（第七条―第七条の十七）</p> <p>第三節 賦課課税方式による関税の確定（第八条）</p> <p>第四節 関税の納付及び徴収（第九条―第十一条）</p> <p>第四節の二 附帯税（第十二条―第十二条の四）</p> <p>第五節 その他（第十三条―第十四条の五）</p> <p>第三章 船舶及び航空機（第十五条―第二十八条）</p> <p>第四章 保税地域</p> <p>第一節 総則（第二十九条―第三十六条）</p> <p>第二節 指定保税地域（第三十七条―第四十一条の三）</p> <p>第三節 保税蔵置場（第四十二条―第五十五条）</p> <p>第四節 保税工場（第五十六条―第六十二条）</p> <p>第五節 保税展示場（第六十二条の二―第六十二条の七）</p> <p>第六節 総合保税地域（第六十二条の八―第六十二条の十五）</p> <p>第五章 運送（第六十三条―第六十六条）</p> <p>第六章 通関（第六十三条―第六十六条）</p>	<p>関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第五条関係）</p> <p>目次</p> <p>第一章 同上</p> <p>第一節 同上</p> <p>第二節 同上</p> <p>第三節 同上</p> <p>第二章 同上</p> <p>第一節 同上</p> <p>第二節 同上</p> <p>第三節 同上</p> <p>第四節 同上</p> <p>第四節の二 同上</p> <p>第五節 同上</p> <p>第三章 同上</p> <p>第四章 同上</p> <p>第一節 同上</p> <p>第二節 同上</p> <p>第三節 同上</p> <p>第四節 同上</p> <p>第五節 同上</p> <p>第六節 同上</p> <p>第五章 同上</p> <p>第六章 通関（第六十七条―第七十八条の二）</p>

第一節 総則（第六十七条・第六十七条の二）

第二節 輸出申告の特例（第六十七条の三―第六十七条の十二）

第三節 提出書類及び検査手続（第六十八条・第六十九条）

第四節 輸出又は輸入をしてはならない貨物

第一款 輸出してはならない貨物（第六十九条の二―第六十九条の七）

第二款 輸入してはならない貨物（第六十九条の八―第六十九条の十七）

第三款 専門委員（第六十九条の十八）

第五節 輸出又は輸入に関する証明等（第七十条・第七十一条）

第六節 輸入の許可及び輸入貨物の引取り等（第七十二条―第七十四条）

第七節 外国貨物の積戻し（第七十五条）

第八節 郵便物等に関する特則（第七十六条―第七十八条の二）

第七章 収容及び留置（第七十九条―第八十一条）

第七章の二 行政手続法との関係（第八十一条の二）

第八章 不服申立て（第八十二条―第九十一条）

第九章 雑則（第九十二条―第九十一条の三）

第十章 罰則（第九十二条の四―第九十一条）

第十一章 犯則事件の調査及び処分

第一節 犯則事件の調査（第九十二条―第九十一条）

第二節 犯則事件の処分（第九十二条の二―第九十一条）

附則

（担保を提供した場合の充当又は徴収）

第十条 関税の担保として金銭を提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつて関税の納付に充てることができる。

2 国税通則法第五十二条（担保の処分）の規定は、関税の担保が提供された場合において、納税義務者が第九条（申告納税方式による関税等の納付）の規定により関税を納付すべき期限（第九条の二第一項から第三項まで（納期限の延長）の

第七章 同上

第七章の二 同上

第八章 同上

第九章 同上

第十章 罰則（第九十二条―第九十一条）

第十一章 同上

第一節 同上

第二節 同上

附則

（担保を提供した場合の充当又は徴収）

第十条 同上

2 国税通則法第五十二条（担保の処分）の規定は、関税の担保が提供された場合において、納税義務者が第九条（申告納税方式による関税等の納付）の規定により関税を納付すべき期限（第九条の二第一項から第三項まで（納期限の延長）の

規定により関税を納付すべき期限が延長された場合にあつては、当該延長された期限）又は第九条の第三第二項（納税の告知）の納期限（延滞税については、その計算の基礎となる関税のこれらの納期限。第十一條（関税の徴収）及び第十二條第一項ただし書（延滞税の額の計算の特例）においてこれらの期限を「納期限」という。）までに関税を完納しないときについて準用する。

3 前条第一項において準用する国税通則法第五十條第六号（担保の種類）の保証人は、国税徴収法第十章（罰則）の規定の適用については、納税者とみなす。

（徴収の引継ぎ）

第十條の二 税関長は、必要があると認めるときは、その徴収する関税について、他の税関長に徴収の引継ぎをすることができる。

2 前項の規定により徴収の引継ぎがあつたときは、その引継ぎを受けた税関長は、遅滞なく、その旨をその関税の納税義務者に通知するものとする。

（過少申告加算税）

第十二條の二 第七條第一項（申告）の規定による申告（以下「当初申告」という。）があつた場合（期限後特例申告書が提出された場合にあつては、次條第一項ただし書又は第五項の規定の適用があるときに限る。）において、修正申告又は更正がされたときは、当該納税義務者に対し、当該修正申告又は更正に基づき第九條第一項又は第二項（申告納税方式による関税等の納付）の規定により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

2 前項の場合において、同項に規定する納付すべき税額（同項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る関税について修正申告又は更正がされたときは、その関税に係る累積増差税額を加算した金額）がその関税に係る当初申告に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した

規定により関税を納付すべき期限が延長された場合にあつては、当該延長された期限）又は第九条の第三第二項（納税の告知）の納期限（延滞税については、その計算の基礎となる関税のこれらの納期限。次條及び第十二條第一項ただし書（延滞税の額の計算の特例）においてこれらの期限を「納期限」という。）までに関税を完納しないときについて準用する。

3 同上

（過少申告加算税）

第十二條の二 第七條第一項（申告）の規定による申告（以下「当初申告」という。）があつた場合（期限後特例申告書が提出された場合にあつては、次條第一項ただし書の規定の適用があるときに限る。）において、修正申告又は更正がされたときは、当該納税義務者に対し、当該修正申告又は更正に基づき第九條第一項又は第二項（申告納税方式による関税等の納付）の規定により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

2 同上

金額に、当該超える部分に相当する税額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 前二項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちその修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、前二項に規定する納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、前二項の規定を適用する。

4 第一項の規定は、修正申告がされた場合において、その修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、適用しない。

5 前条第三項及び第四項（延滞税）の規定は、過少申告加算税について準用する。この場合において、同条第三項中「関税額」とあるのは「税額」と、「第一項」とあるのは「次条第一項及び第二項」と、同条第四項中「千円」とあるのは「五千円」と読み替えるものとする。

6 第二項に規定する累積増差税額とは、第一項の修正申告又は更正前にされたその関税についての修正申告（第四項の規定の適用を受けるものを除く。）又は更正に基づき第九条第一項又は第二項の規定により納付すべき税額の合計額（当該関税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、第三項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする。）をいう。

（無申告加算税）

第十二条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納税義務者に対し、当該各号に規定する申告、決定又は更正に基づき第九条第二項（申告納税方式に

3 同上

4 同上

5 同上

6 第二項に規定する累積増差税額とは、第一項の修正申告又は更正前にされたその関税についての修正申告（第四項の規定の適用を受けるものを除く。）又は更正に基づき第九条第一項又は第二項（申告納税方式による関税の納付）の規定により納付すべき税額の合計額（当該関税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、第三項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする。）をいう。

（無申告加算税）

第十二条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納税義務者に対し、当該各号に規定する申告、決定又は更正に基づき第九条第二項（申告納税方式に

よる関税の納付)の規定により納付すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、当初申告が必要とされている貨物につきその輸入の時(特例申告にあつては、特例申告書の提出期限)までに当該申告がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 期限後特例申告書の提出又は第七条の十六第二項(更正及び決定)の規定による決定がされた場合

二 期限後特例申告書の提出又は第七条の十六第二項の規定による決定がされた後に修正申告又は更正がされた場合

2| 前項の場合において、同項に規定する納付すべき税額(同項第二号の修正申告又は更正がされたときは、その関税に係る累積納付税額を加算した金額)が五十万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額(同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3| 前条第三項の規定は、第一項第二号の場合について準用する。

4| 期限後特例申告書の提出又は第一項第二号の修正申告がされた場合において、その提出又は修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その申告に基づき第九条第二項の規定により納付すべき税額に係る第一項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、当該納付すべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額とする。

5| 第一項の規定は、前項の規定に該当する期限後特例申告書の提出があつた場合において、その提出が期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当してされたものであり、かつ、当該期限後特例申告書の提出がその提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

よる関税の納付)の規定により納付すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、当初申告が必要とされている貨物につきその輸入の時(特例申告にあつては、特例申告書の提出期限)までに当該申告がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 期限後特例申告書の提出又は第七条の十六第二項(決定)の規定による決定がされた場合

二 同上

2| 前条第三項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

3| 同上

6| 第十二条第三項及び第四項（延滞税）の規定は、無申告加算税について準用する。この場合において、同条第三項中「関税額」とあるのは「税額」と、「第一項」とあるのは「第十二条の三第一項本文」と、同条第四項中「千円」とあるのは「五千円」と読み替えるものとする。

4| 同上

7| 第二項に規定する累積納付税額とは、第一項第二号の修正申告又は更正前にされたその関税についての次に掲げる納付すべき税額の合計額（当該関税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、第三項において準用する前条第三項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする。）をいう。

一 期限後特例申告書の提出又は第七条の十六第二項の規定による決定に基づき
第九条第二項の規定により納付すべき税額

二 修正申告又は更正に基づき第九条第二項の規定により納付すべき税額

（重加算税）

第十二条の四 第十二条の二第一項（過少申告加算税）の規定に該当する場合（同条第四項の規定の適用がある場合を除く。）において、納税義務者がその関税の課税標準等（第七条第二項（申告）に規定する輸入申告書に記載すべき事項又は第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書に記載すべき事項をいう。以下この条において同じ。）又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告をしていたときは、当該納税義務者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る過少申

（重加算税）

第十二条の四 同上

告知算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

2 前条第一項の規定に該当する場合（同項ただし書又は同条第四項若しくは第五項の規定の適用がある場合を除く。）において、納税義務者がその関税の課税標準等又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基つき同条第一項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該納税義務者に対し、政令で定めるところにより、無申告告知算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る無申告告知算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

3 第十二条第三項及び第四項（延滞税）の規定は、重加算税について準用する。
この場合において、同条第三項中「関税額」とあるのは「税額」と、「第一項」とあるのは「第十二条の四第一項及び第二項」と、同条第四項中「千円」とあるのは「五千円」と読み替えるものとする。

（入港手続）

第十五条 開港に入港しようとする外国貿易船の船長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国貿易船の名称及び国籍のほか、当該外国貿易船の積荷、旅客（当該外国貿易船に旅客が乗船する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする開港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。

2 外国貿易船が前項の報告をしないで開港に入港したときは、船長は、当該外国貿易船の入港後直ちに、同項の規定により報告すべき事項を記載した書面を税関に提出しなければならない。

2 前条第一項の規定に該当する場合（同項ただし書又は同条第三項の規定の適用がある場合を除く。）において、納税義務者がその関税の課税標準等又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基つき同条第一項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該納税義務者に対し、無申告告知算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る無申告告知算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

3 同上

（入港手続）

第十五条

3| 外国貿易船が開港に入港したときは、船長は、入港の時から二十四時間（その時間が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）に含まれる場合においては、その行政機関の休日に含まれる時間を除いて計算する。第十八条第一項（入出港の簡易手続）において同じ。）以内に政令で定める事項を記載した入港届及び船用品目録を税関に提出するとともに、船舶国籍証書又はこれに代わる書類を税関職員に提示しなければならない。

4| 税関長は、この法律の実施を確保するため必要があるときは、船長に対し、前項の船用品目録に記載すべき事項を、その入港の前に報告することを求めることができる。この場合において、船長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、当該入港の前に当該報告をしなければならない。

5| 前項の求めがあつた場合において、その入港の前に同項の報告をしなかつた船長は、当該入港の後直ちに第三項の船用品目録を税関に提出しなければならない。

外国貿易船が開港に入港したときは、船長は、入港の時から二十四時間（その時間が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）に含まれる場合においては、その行政機関の休日に含まれる時間を除いて計算する。第十八条第一項（入出港の簡易手続）において同じ。）以内に政令で定める事項を記載した入港届、積荷目録、船用品目録、旅客氏名表（当該外国貿易船に旅客が乗船する場合に限る。）及び乗組員氏名表を税関に提出するとともに、船舶国籍証書又はこれに代わる書類を税関職員に提示しなければならない。ただし、入港した開港の所在地を所轄する税関にあらかじめこれらの書類（入港届を除く。）を提出した場合は、その提出した書類については、この限りでない。

2| 外国貿易機が税関空港に入港したときは、機長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港届、積荷目録、旅客氏名表（当該外国貿易機に旅客が搭乗する場合に限る。）及び乗組員氏名表を税関に提出しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3| 税関長は、この法律の実施を確保するため必要があるときは、船長又は機長に対し、前二項に規定する書類（入港届及び船舶国籍証書又はこれに代わる書類を除く。）に記載すべき事項を、その入港の前に報告することを求めることができる。この場合において、船長又は機長は、通信設備の損壊又は故障その他のやむを得ない理由がある場合を除き、当該入港の前に当該報告をしなければならない。

4| 前項の求めがあつた場合において、その入港の前に同項の報告をしなかつた船長は、当該入港の後直ちに当該報告をしなければならない。

5| 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機で外国貿易船又は外国貿易機以外のもの（公用船、公用機その他の船舶又は航空機のうち政令で定めるものを除く。以下「特殊船舶等」という。）が開港又は税関空港に入港したときは、船長又は機長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港届を税関に提出しなければならない。この場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要がある

6| 第四項の報告をした船長は、第三項の規定にかかわらず、同項の船用品目録の提出を要しない。

7| 税関空港に入港しようとする外国貿易機の機長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国貿易機の登録記号及び国籍のほか、当該外国貿易機の積荷、旅客（当該外国貿易機に旅客が搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする税関空港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。

8| 外国貿易機が前項の報告をしないで税関空港に入港したときは、機長は、当該外国貿易機の入港後直ちに、同項の規定により報告すべき事項を記載した書面を税関に提出しなければならない。

9| 外国貿易機が税関空港に入港したときは、機長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港届を税関に提出しなければならない。

（特殊船舶等の入港手続）

第十五条の二 開港又は税関空港に入港しようとする特殊船舶等（本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機で外国貿易船又は外国貿易機以外のもの（公用船、公用機その他の船舶又は航空機のうち政令で定めるものを除く。）をいう。以下同じ。）の船長又は機長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該特殊船舶等の名称又は登録記号及び国籍のほか、当該特殊船舶等の旅客（当該特殊船舶等に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする開港又は税関空港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。

2| 特殊船舶等が前項の報告をしないで開港又は税関空港に入港したときは、船長又は機長は、当該特殊船舶等の入港後直ちに、同項の規定により報告すべき事項を記載した書面を税関に提出しなければならない。

ると認めるときは、船長又は機長に対し、政令で定める事項を記載した旅客氏名表又は乗組員氏名表の提出を求めることができる。

3 特殊船舶等が開港又は税関空港に入港したときは、船長又は機長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港届を税関に提出しなければならない。

(貨物の積卸し)

第十六条 外国貿易船又は外国貿易機（以下「外国貿易船等」という。）に対する貨物の積卸しは、第十五条第一項又は第七項（入港手続）の規定による積荷に関する事項についての報告がない場合（同条第二項若しくは第八項又は第十八条第二項若しくは第四項（入出港の簡易手続）の規定による積荷に関する事項を記載した書面を提出した場合を除く。）には、してはならない。ただし、旅客及び乗組員の携帯品、郵便物（郵便物に該当しない信書を含む。第十八条、第十九条（執務時間外の貨物の積卸し）、第二十四条第二項（船舶又は航空機と陸地との交通等）及び第六十三条第一項（保税運送）において同じ。）並びに船用品及び機用品については、この限りでない。

2 船舶又は航空機に外国貨物の積卸をしようとする者は、政令で定めるところにより、積卸についての書類を税関職員に呈示しなければならない。外国貿易船等に内国貨物の積卸をしようとする者も、また同様とする。

(出港手続)

第十七条 外国貿易船等が開港又は税関空港を出港しようとするときは、船長又は機長は、税関に政令で定める事項を記載した出港届を提出して税関長の許可を受けなければならない。この場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、積荷、旅客（当該外国貿易船又は外国貿易機に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものを記載した書面の提出を求めることができる。

2 前項の場合において、当該外国貿易船についてとん税法（昭和三十二年法律第三十七号）及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）の規定により納付すべきとん税及び特別とん税の額があるときは、その額が納付された後でなければ

(貨物の積卸)

第十六条 外国貿易船又は外国貿易機（以下「外国貿易船等」という。）に対する貨物の積卸しは、あらかじめ税関長の承認を受けた場合を除くほか、積荷目録の提出前にはならない。ただし、旅客及び乗組員の携帯品、郵便物（郵便物に該当しない信書を含む。第十八条（入出港の簡易手続）、第十九条（執務時間外の貨物の積卸し）、第二十四条第二項（貨物の授受を目的とする船舶等への交通）及び第六十三条第一項（保税運送）において同じ。）並びに船用品及び機用品については、この限りでない。

2 同上

(出港手続)

第十七条 外国貿易船等が開港又は税関空港を出港しようとするときは、船長又は機長は、税関に政令で定める事項を記載した出港届を提出して税関長の許可を受けなければならない。この場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、政令で定める事項を記載した積荷目録、旅客氏名表又は乗組員氏名表の提出を求めることができる。

2 同上

ば、同項の許可をしないものとする。ただし、とん税法第九条第一項（担保）及び特別とん税法第七条第一項（担保）の規定による担保が提供された場合は、この限りでない。

（入出港の簡易手続）

第十八条 外国貿易船が開港に入港する場合において、乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しをしないで入港の時から二十四時間以内に出港するときその他政令で定めるとき（次項において「短期出港等の場合」という。）は、第十五条第一項から第五項まで（入港手続）の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、船長は、政令で定める場合を除き、同条第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出をしなければならない。

2 前項の場合において、同項の外国貿易船の船長は、政令で定める事項を記載した入港届を出港の時までに税関に提出しなければならない。また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条第一項の規定により報告すべき事項（前項ただし書の規定により報告し、又は提出した書面に記載した事項を除く。）を記載した書面を税関に提出しなければならない。

3 外国貿易船が税関空港に入港する場合において、乗組員の携帯品、郵便物及び機用品以外の貨物の積卸しをしないで出港するときその他政令で定めるとき（次項において「短期出港等の場合」という。）は、第十五条第七項から第九項まで及び前条の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、機長は、政令で定める場合を除き、第十五条第七項の規定による報告又は同条第八項の規定による書面の提出をしなければならない。

4 前項の場合において、同項の外国貿易船の機長は、短期出港等の場合である旨を出港の時までに税関に届け出なければならない。また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条第七項の規定により報告すべき事項（前項ただし書の規定により報告し、

（入出港の簡易手続）

第十八条 外国貿易船が開港に入港した場合において、乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しをしないで入港の時から二十四時間以内に出港する場合その他政令で定める場合には、第十五条第一項（外国貿易船の入港手続）の規定を適用しない。ただし、船長は、入港届を出港の時までに税関に提出しなければならない。

2 外国貿易船が税関空港に入港した場合において、乗組員の携帯品、郵便物及び機用品以外の貨物の積卸しをしないで出港する場合その他政令で定める場合には、第十五条第二項（外国貿易船の入港手続）及び前条の規定を適用しない。ただし、機長は、その旨を出港の時までに税関に届け出なければならない。

又は提出した書面に記載した事項を除く。)を記載した書面を税関に提出しなければならない。

(特殊船舶等の入出港の簡易手続)

第十八条の二 特殊船舶等のうち船舶であるもの(次項において「特殊船舶」という。)が開港に入港する場合において、旅客の携帯品の積卸しをしないで入港の時から二十四時間以内に出港するときその他政令で定めるとき(次項において「短期出港等の場合」という。)は、第十五条の二(特殊船舶等の入港手続)の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、船長は、政令で定める場合を除き、同条第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出をしなければならない。

2 前項の場合において、同項の特殊船舶の船長は、政令で定める事項を記載した入港届を出港の時までに税関に提出しなければならない。また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条の二第一項の規定により報告すべき事項(前項ただし書の規定により報告し、又は提出した書面に記載した事項を除く。)を記載した書面を税関に提出しなければならない。

3 特殊船舶等のうち航空機であるもの(次項において「特殊航空機」という。)が税関空港に入港する場合において、旅客の携帯品の積卸しをしないで出港するときその他政令で定めるとき(次項において「短期出港等の場合」という。)は、第十五条の二の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、機長は、政令で定める場合を除き、同条第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出をしなければならない。

4 前項の場合において、同項の特殊航空機の機長は、短期出港等の場合である旨を出港の時までに税関に届け出なければならない。また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条の二第一項の規定により報告すべき事項(前項ただし書の規定により報告

し、又は提出した書面に記載した事項を除く。)を記載した書面を税関に提出しなければならない。

(不開港への出入)

第二十条 外国貿易船等の船長又は機長は、税関長の許可を受けた場合を除く外、当該外国貿易船等を不開港に出入させてはならない。但し、検疫のみを目的として検疫区域に出入する場合又は遭難その他やむを得ない事故がある場合は、この限りでない。

2 外国貿易船等が前項但書の事故に因り不開港に入港したときは、船長又は機長は、直ちにその事由を附してその旨を税関職員に(税関職員がいないときは警察官に)届け出なければならない。

(特殊船舶等の不開港への出入)

第二十条の二 不開港に入港しようとする特殊船舶等の船長又は機長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該特殊船舶等の名称又は登録記号及び国籍のほか、当該特殊船舶等の旅客(当該特殊船舶等に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。)及び乗組員に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする不開港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。

2 特殊船舶等が前項の報告をしないで不開港に入港したときは、船長又は機長は、当該特殊船舶等の入港後直ちに、同項の規定により報告すべき事項を記載した書面を税関に提出しなければならない。

3 特殊船舶等が不開港に入港したときは、船長又は機長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港届を税関に提出しなければならない。

(船長又は機長の行為の代行)

(不開港への出入)

第二十条 同 上

2 同 上

3 前項の規定は、特殊船舶等が不開港に入港した場合について準用する。

(船長又は機長の行為の代行)

第二十六条 第十五条（入港手続）、第十五条の二（特殊船舶等の入港手続）、第二十六条第一項（出港手続）、第十八条（入出港の簡易手続）、第十八条の二（特殊船舶等の入出港の簡易手続）、第二十条（不開港への出入）、第二十条の二（特殊船舶等の不開港への出入）、第二十一条（外国貨物の仮陸揚）又は前条の規定により船長又は機長が行うべき行為は、これらの条に規定する船舶又は航空機の所有者等（所有者若しくは管理者又はこれらの者若しくは船長若しくは機長の代理人をいう。）も行うことができる。

（外国貨物を置く場所の制限）

第三十条 外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- 一 難破貨物
- 二 保税地域に置くことが困難又は著しく不適当であると認め税関長が期間及び場所を指定して許可した貨物
- 三 郵便物、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の規定により押収された物件その他政令で定める貨物
- 四 信書使物（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項（定義）に規定する信書使物をいう。第七十四条（輸入を許可された貨物とみなすもの）、第七十八条の二（信書等に係る郵便物についての規定の準用）並びに第二百二十二条第一項及び第二項（郵便物等の差押え）において同じ。）のうち税関長が取締り上支障がないと認めるもの
- 五 第六十七条の三第二項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告を行い、税関長の輸出の許可を受けた貨物（以下「特定輸出貨物」という。）

2 前項の規定にかかわらず、第六十九条の八第一項第一号から第四号まで及び第六号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り。）は、保税地域に置くことができない。

第二十六条 第十五条（入港手続）、第十七条第一項（出港手続）、第十八条（入出港の簡易手続）、第二十条（不開港への出入）、第二十一条（外国貨物の仮陸揚）又は前条の規定により船長又は機長がなすべき行為は、これらの条に規定する船舶又は航空機の所有者若しくは管理者又はこれらの者若しくは船長若しくは機長の代理人も行うことができる。

（外国貨物を置く場所の制限）

第三十条 同 上

- 一 同上
- 二 同上
- 三 同上
- 四 同上
- 五 同上

2 前項の規定にかかわらず、関税率法第二十一条第一項第一号から第四号まで及び第六号（輸入禁制品）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り。）は、保税地域に置くことができない。

(保税運送ができない貨物)

第六十五条の二 第二十四条第一項（船舶又は航空機と陸地との交通等）、第六十三條第一項（保税運送）又は第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定にかかわらず、第六十九条の八第一項第一号から第四号まで及び第六号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り。）は、外国貨物のまま運送（積卸しを含む。第九十九条の二第一項（輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪）において同じ。）することができない。

第一節 総則

第六十七条（省 略）

(輸出申告又は輸入申告の時期)

第六十七条の二 輸出申告又は輸入申告は、その申告に係る貨物を保税地域又は第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長が指定した場所に入れた後にするものとする。ただし、当該貨物をこれらの場所に入れないで申告をすることにつき、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の承認を受けた場合における輸入申告は、当該貨物に係る第十五條第一項若しくは第七項（入港手続）の規定による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同条第二項若しくは第八項若しくは第十八条第二項若しくは第四項（入出港の簡易手続）の規定による積荷に関する事項を記載した書面が税関に提出された後にするものとする。

第二節 輸出申告の特例

第六十七条の三（省 略）

第三節 提出書類及び検査手続

(保税運送ができない貨物)

第六十五条の二 第二十四条第一項（船舶又は航空機と陸地との交通等）、第六十三條第一項（保税運送）又は第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定にかかわらず、関税率法第二十一条第一項第一号から第四号まで及び第六号（輸入禁制品）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り。）は、外国貨物のまま運送（積卸しを含む。第九十九条の二第一項（禁制品を保税地域に置く等の罪）において同じ。）することができない。

第六十七条 同上

(輸出申告又は輸入申告の時期)

第六十七条の二 輸出申告又は輸入申告は、その申告に係る貨物を保税地域又は第三十条第一項第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定により税関長が指定した場所に入れた後にするものとする。ただし、当該貨物をこれらの場所に入れないで申告をすることにつき、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の承認を受けた場合における輸入申告は、当該貨物に係る第十五條第一項又は第二項（入港手続）の積荷目録が税関に提出された後にするものとする。

第六十七条の三 同上

第四節 輸出又は輸入をしてはならない貨物

第一款 輸出してはならない貨物

(輸出してはならない貨物)

第六十九条の二 次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

- 一 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしげら並びに覚せい剤(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)にいう覚せい剤原料を含む。)。ただし、政府が輸出するもの及び他の法令の規定により輸出することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸出するものを除く。
 - 二 児童ポルノ(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第三項(定義)に規定する児童ポルノをいう。)
 - 三 育成者権を侵害する物品
- 2| 税関長は、前項第一号又は第三号に掲げる貨物で輸出されようとするものを没収して廃棄することができる。
- 3| 税関長は、この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物のうちに第一項第二号に掲げる貨物に該当すると認めるのに相当の理由がある貨物があるときは、当該貨物を輸出しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

(輸出してはならない貨物に係る認定手続)

第六十九条の三 税関長は、この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物のうちに前条第一項第三号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物が同号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続(以下この条から第六十九条の七までにおいて「認定手続」という。)を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る育成者権者及び当該貨物を輸出しようとする者

に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が同号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。

2| 税関長は、前項の規定による通知を行う場合には、当該貨物に係る育成者権者に対しては当該貨物を輸出しようとする者及び当該貨物の仕向人の氏名又は名称及び住所を、当該貨物を輸出しようとする者に対しては当該育成者権者の氏名又は名称及び住所を、併せて通知するものとする。

3| 税関長は、認定手続が執られる貨物の輸出に係る第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸出申告書その他の税関長に提出された書類、当該認定手続において税関長に提出された書類又は当該貨物における表示から、当該貨物を生産した者の氏名若しくは名称又は住所が明らかであると認める場合には、第一項の通知と併せて、又は当該通知の後で当該認定手続が執られている間、その氏名若しくは名称又は住所を当該貨物に係る育成者権者に通知するものとする。

4| 税関長は、認定手続を経た後でなければ、この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物について前条第二項の措置をとることができない。

5| 税関長は、認定手続が執られた貨物（次項において「疑義貨物」という。）が前条第一項第三号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは、それぞれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物に係る育成者権者及び当該認定がされた貨物を輸出しようとする者に通知しなければならない。ただし、次項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

6| 税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に係る認定の通知をする前に当該疑義貨物が輸出されないこととなった場合には、当該疑義貨物に係る育成者権者に対し、その旨を通知するとともに、認定手続を取りやめるものとする。この場合において、当該疑義貨物の輸出を取りやめようとする者は、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない。

7| 第二項又は第三項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた事項を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)

第六十九条の四 育成者権者は、自己の育成者権を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸出されようとする場合は当該貨物について認定手続を執るべきことを申し立てることができる。

2 税関長は、前項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠がないと認めるときは、当該申立てを受理しないことができる。

3 税関長は、第一項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てを受理したときはその旨及び当該申立てが効力を有する期間(税関長がその期間中にこの章に定めるところに従い輸出されようとする貨物のうちに当該申立てに係る貨物があると認めるときは、その都度、当該申立てに基づき認定手続を執ることとなる期間をいう。)を、前項の規定により当該申立てを受理しなかつたときはその旨及びその理由を当該申立てをした者に通知しなければならない。

4 税関長は、第一項の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物について認定手続を執つたときは、政令で定めるところにより、当該申立てをした者又は当該貨物を輸出しようとする者に対し、それぞれその申請により、当該貨物を点検する機会を与えなければならない。ただし、前条第六項の規定により当該認定手続を取りやめたときは、この限りでない。

(輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め)

第六十九条の五 税関長は、前条第一項の規定による申立てがあつた場合において必要があると認めるときは、知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第百二十二号)第二条第二項(定義)に規定する知的財産権をいう。以下同じ。)に関し学識経験を有する者であつてその申立てに係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専

門委員に対し、前条第一項の規定により提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、意見を求めることができる。

(輸出差止申立てに係る供託等)

第六十九条の六 税関長は、第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物についての認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸出されないことにより当該貨物を輸出しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命ずることができる。

2 税関長は、前項の規定により供託された金銭の額が同項に規定する損害の賠償を担保するのに不足すると認めるときは、申立人に対し、期限を定めて、その不足すると認める額の金銭を供託すべき旨を命ずることができる。

3 前二項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等を含む。以下この条において同じ。）で税関長が確実と認めるものをもつてこれに代えることができる。

4 第一項又は第二項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に対する手続に関し必要な事項は、政令で定める。

5 申立人は、政令で定めるところにより、第一項に規定する損害の賠償に充てるものとして所要の金銭が当該申立人のために支払われる旨の契約を締結し、同項又は第二項の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、第一項又は第二項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。

6 第一項の貨物の輸出者は、申立人に対する同項に規定する損害に係る賠償請求

権に關し、同項及び第二項の規定により供託された金銭（第三項の規定による有価証券を含む。第八項から第十項までにおいて同じ。）について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

7| 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

8| 第一項又は第二項の規定により金銭を供託した申立人は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

一| 供託の原因となつた貨物が第六十九条の二第一項第三号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物に該当する旨の第六十九条の三第五項本文（輸出してはならない貨物に係る認定手続）の規定による通知を受けた場合

二| 供託の原因となつた貨物について第六十九条の三第六項の規定による通知を受けた場合

三| 第一項の貨物の輸出者が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、同項に規定する損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に規定する損害の賠償を担保する必要がなくなつたことを税関長に証明し、その確認を受けた場合

四| 第五項の契約を締結して、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

五| 供託した有価証券が償還を受けることとなつたことその他の事由により現に供託されている供託物に代えて他の供託物を供託することについて、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

9| 前項の規定による供託した金銭の取戻しに關し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。

10| 税関長は、第一項又は第二項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、これらの規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をせず、かつ、第五項の規定による契約の締結の届出をしないときは、その供託を命じられる原因となつた貨物について認定手続を取りやめることができる。

きる。

11| 税関長は、前項の規定により認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る申立てをした者及び当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

(輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣への意見の求め)

第六十九条の七 税関長は、育成者権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続において、第六十九条の三第一項(輸出してはならない貨物に係る認定手続)の規定による認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、農林水産大臣に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。

2| 農林水産大臣は、前項の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

3| 税関長は、第一項の規定により意見を求めたときは、認定手続に係る育成者権者及び当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

4| 税関長は、第二項の規定による意見が述べられたときは、前項の育成者権者及び当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

5| 税関長は、第一項の規定により農林水産大臣の意見を求めた場合において、その求めに係る第二項の規定による意見が述べられる前にその求めに係る貨物が育成者権を侵害する貨物に該当すると認定したとき若しくは該当しないと認定したとき、又は第六十九条の三第六項若しくは前条第十項の規定により当該貨物について認定手続を取りやめたときは、その旨を農林水産大臣に通知するものとする。この場合においては、農林水産大臣は、第二項の規定による意見を述べること
を要しない。

第二款 輸入してはならない貨物

(輸入してはならない貨物)

第六十九条の八 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしから並びに覚せい剤(覚せい剤取締法にいう覚せい剤原料を含む。)並びにあへん吸煙具。ただし、政府が輸入するもの及び他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

二 けん銃、小銃、機関銃及び砲並びにこれらの銃砲弾並びにけん銃部品。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

三 爆発物(爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一条(爆発物の使用)に規定する爆発物をいい、前号及び次号に掲げる貨物に該当するものを除く。)。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

四 火薬類(火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百四十九号)第二条第一項(定義)に規定する火薬類をいい、第二号に掲げる貨物に該当するものを除く。)。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

五 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第二条第三項(定義等)に規定する特定物質。ただし、条約又は他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該条約又は他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

六 貨幣、紙幣若しくは銀行券又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品並びに不正に作られた代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用

に供されるものをいう。)をその構成部分とするカード(その原料となるべきカードを含む。)

七| 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品(次号に掲げる貨物に該当するものを除く。)

八| 児童ポルノ(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第二条第三項(定義)に規定する児童ポルノをいう。)

九| 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品

十| 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第一項第一号から第三号まで(定義)に掲げる行為(これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで(適用除外等)に定める行為を除く。)を組成する物品

2| 税関長は、前項第一号から第六号まで、第九号又は第十号に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。

3| 税関長は、この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに第一項第七号又は第八号に掲げる貨物に該当すると認められるのに相当の理由がある貨物があるときは、当該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

(輸入してはならない貨物に係る認定手続)

第六十九条の九 税関長は、この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続(以下この条から第六十九条の十七までににおいて「認定手続」という。)を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等(特許権者、実

用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（前条第一項第十号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三條第一項（差止請求権）の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。次条から第六十九條の十五までにおいて同じ。）をいう。以下この条において同じ。）及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。

2 税関長は、前項の規定による通知を行う場合には、当該貨物に係る特許権者等に対しては当該貨物を輸入しようとする者及び当該貨物の仕出人の氏名又は名称及び住所を、当該貨物を輸入しようとする者に対しては当該特許権者等の氏名又は名称及び住所を、併せて通知するものとする。

3 税関長は、認定手続が執られる貨物の輸入に係る第六十七條（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸入申告書その他の税関長に提出された書類、当該認定手続において税関長に提出された書類又は当該貨物における表示から、当該貨物を生産した者の氏名若しくは名称又は住所が明らかであると認める場合には、第一項の通知と併せて、又は当該通知の後で当該認定手続が執られている間、その氏名若しくは名称又は住所を当該貨物に係る特許権者等に通知するものとする。

4 税関長は、認定手続を経た後でなければ、この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物について前条第二項の措置をとることができない。

5 税関長は、認定手続が執られた貨物（以下この条及び第六十九條の十三（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）において「疑義貨物」という。）が前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは、それぞれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物に係る特許権者等及び当該認定がされた貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。ただし、次項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

6| 税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に係る認定の通知をする前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該疑義貨物に係る特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、認定手続を取りやめるものとする。

一| 第三十四条（外国貨物の廃棄）の規定により当該疑義貨物が廃棄された場合
二| 第四十五条第一項ただし書（許可を受けた者の関税の納付義務等）（第三十六条（保税地域についての規定の準用等）、第四十一条の三、第六十二条（保税蔵置場についての規定の準用）、第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）及び第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定により当該疑義貨物が滅却された場合

三| 第七十五条（外国貨物の積戻し）の規定により当該疑義貨物が積み戻された場合

四| 前三号に掲げる場合のほか、当該疑義貨物が輸入されないこととなつた場合

7| 第二項若しくは第三項の規定による通知を受けた者又は第六十九条の十三第二項の規定により承認を受けた同項に規定する申請者は、当該通知を受けた事項又は当該申請に係る見本の検査（分解を含む。同条において同じ。）その他当該見本の取扱いにおいて知り得た事項を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）

第六十九条の十 特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸入されようとする場合は当該貨物について認定手続を執るべき

ことを申し立てることができる。この場合において、不正競争差止請求権者は、不正競争防止法第二条第一項第一号（定義）に規定する商品等表示であつて当該不正競争差止請求権者に係るものが需要者の間に広く認識されているものであることその他の経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の意見を求め、その意見が記載された書面を税関長に提出しなければならぬ。

2 税関長は、前項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠がないと認めるときは、当該申立てを受理しないことができる。

3 税関長は、第一項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てを受理したときはその旨及び当該申立てが効力を有する期間（税関長がその期間中にこの章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに当該申立てに係る貨物があると認めるときは、その都度、当該申立てに基づき認定手続を執ることとなる期間をいう。）を、前項の規定により当該申立てを受理しなかつたときはその旨及びその理由を当該申立てをした者に通知しなければならない。

4 税関長は、第一項の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物について認定手続を執つたときは、政令で定めるところにより、当該申立てをした者又は当該貨物を輸入しようとする者に対し、それぞれその申請により、当該貨物を点検する機会を与えなければならない。ただし、前条第六項の規定により当該認定手続を取りやめたときは、この限りでない。

（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）

第六十九条の十一 税関長は、前条第一項の規定による申立てがあつた場合において必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であつてその申立てに係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、同項の規定により提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか

否かについて、意見を求めることができる。ただし、同項後段の規定により経済産業大臣の意見を求めるべき事項については、この限りでない。

(輸入差止申立てに係る供託等)

第六十九条の十二 税関長は、第六十九条の十一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物についての認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより当該貨物を輸入しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命ずることができる。

2 税関長は、前項の規定により供託された金銭の額が同項に規定する損害の賠償を担保するのに不足すると認めるときは、申立人に対し、期限を定めて、その不足すると認める額の金銭を供託すべき旨を命ずることができる。

3 前二項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等を含む。以下この条及び第六十九条の十七（輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）において同じ。）で税関長が確実と認めるものをもつてこれに代えることができる。

4 第一項又は第二項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に対する手続に關し必要な事項は、政令で定める。

5 申立人は、政令で定めるところにより、第一項に規定する損害の賠償に充てるものとして所要の金銭が当該申立人のために支払われる旨の契約を締結し、同項又は第二項の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、第一項又は第二項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。

6 第一項の貨物の輸入者は、申立人に対する同項に規定する損害に係る賠償請求

権に関し、同項及び第二項の規定により供託された金銭（第三項の規定による有価証券を含む。第八項から第十項までにおいて同じ。）について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

7| 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

8| 第一項又は第二項の規定により金銭を供託した申立人は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

一| 供託の原因となつた貨物が第六十九条の八第一項第九号又は第十号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に該当する旨の第六十九条の九第五項本文（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による通知を受けた場合

二| 供託の原因となつた貨物について第六十九条の九第六項の規定による通知を受けた場合

三| 第一項の貨物の輸入者が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、同項に規定する損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に規定する損害の賠償を担保する必要がなくなつたことを税関長に証明し、その確認を受けた場合

四| 第五項の契約を締結して、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

五| 供託した有価証券が償還を受けることとなつたことその他の事由により現に供託されている供託物に代えて他の供託物を供託することについて、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

9| 前項の規定による供託した金銭の取戻しに関し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。

10| 税関長は、第一項又は第二項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、これらの規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をせず、かつ、第五項の規定による契約の締結の届出をしないときは、その供託を命じられる原因となつた貨物について認定手続を取りやめることができる。

きる。

11| 税関長は、前項の規定により認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る申立てをした者及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

(申請者による疑義貨物に係る見本の検査)

第六十九条の十三 第六十九条の十第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、当該申立てに係る貨物について認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る疑義貨物について、これらの者がその見本の検査をすることを承認できるよう申請することができる。この場合において、当該申請を受けた税関長は、その旨を当該疑義貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。

2| 税関長は、次の各号のいずれの要件にも該当するときは、前項の申請に応じて、当該申請を行った者(その委託を受けた者を含む。以下この条(第五項を除く。))において「申請者」という。)が当該認定手続に係る疑義貨物の見本の検査をすることを承認するものとする。ただし、当該申請に係る貨物が第六十九条の八第一項第九号(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物(回路配置利用権を侵害する貨物を除く。以下この項及び第五項において同じ。)又は同条第一項第十号に掲げる貨物に該当するか否かが明らかであるとき、その他当該見本の検査をすることを承認する必要がないと認めるときは、この限りでない。

一 当該見本に係る疑義貨物が第六十九条の八第一項第九号に掲げる貨物又は同項第十号に掲げる貨物に該当するものであることについて税関長に証拠を提出し、又は意見を述べるために、当該見本の検査をすることが必要であると認められること。

二 当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者の利益が不当に侵害されるお

第六十九條の十二	認定手続を取りやめる	次条第二項の承認をしない
第六項及び第八項		
第二項、第五項、第六十九條の十二	申立人	申請者
第一項	<p>申立てをした者（以下この条において「申立人」）</p> <p>申立てをした者（以下この条において「申請者」）</p>	<p>承認の申請をした者（以下この条において「申請者」）</p> <p>この条において「申請者」</p>
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十九條の十二	当該申立てに係る貨物について	当該見本に係る疑義貨物が
第一項	<p>当該認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより</p> <p>第十号に掲げる貨物に該当する貨物と認定されなかつた場合に</p>	<p>第六十九條の八第一項第九号に掲げる貨物又は同項第十号に掲げる貨物に該当する貨物と認定されなかつた場合に</p>
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十九條の十二	当該認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより	第十号に掲げる貨物に該当する貨物と認定されなかつた場合に
第一項	当該認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより	第十号に掲げる貨物に該当する貨物と認定されなかつた場合に
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十九條の十二	当該認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより	第十号に掲げる貨物に該当する貨物と認定されなかつた場合に
第一項	当該認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより	第十号に掲げる貨物に該当する貨物と認定されなかつた場合に

それがないと認められること。

三 前号に掲げるもののほか、当該見本が不当な目的に用いられるおそれがないと認められること。

四 申請者が当該見本の運搬、保管又は検査その他当該見本の取扱いを適正に行う能力及び資力を有していると認められること。

3 税関長は、前項の規定により申請者が見本の検査をすることを承認する場合には、その旨を当該申請者（その委託を受けた者を除く。）及び当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。

4 第二項の規定により税関長が承認した場合には、申請者は、当該見本の検査に必要な限度において、当該見本の運搬、保管又は検査の費用その他必要な費用を負担しなければならない。

5 前条（第十一項を除く。）の規定は、税関長が第二項の規定により承認する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定

読み替えられる字句

読み替える字句

第六十九條の十二

当該申立てに係る貨物について

当該見本に係る疑義貨物が

第一項

当該認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより

第六十九條の八第一項第九号に掲げる貨物又は同項第十号に掲げる貨物に該当する貨物と認定されなかつた場合に

申立てをした者（以下この条において「申立人」）

承認の申請をした者（以下この条において「申請者」）

申立人

申請者

第六十九條の十二

認定手続を取りやめる

次条第二項の承認をしない

第十項

6| 第二項の規定により承認を受けた申請者が見本の検査をする場合には、税関職員が立ち会うものとする。この場合において、当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者は、税関長に申請し、これに立ち会うことができる。

7| 前各項に定めるもののほか、第一項の申請の手続、第四項の費用の負担その他申請者による見本の検査に関し必要な事項は、政令で定める。

(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くこと等の求め等)

第六十九条の十四 特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られたときは、当該貨物に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者又は意匠権者をいう。以下この条において同じ。)又は輸入者(当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者をいう。以下この条において同じ。)は、政令で定めるところにより、第六十九条の九第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続)の規定による通知を受けた日(以下この項及び第六十九条の十七第二項(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめること等の求め等)において「通知日」という。)から起算して十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)を経過する日(第六十九条の十七第一項及び第二項において「十日経過日」という。)までの期間(その期間の満了する日前に当該認定手続の進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長することを必要と認め、その旨を当該特許権者等及び当該輸入者に通知したときは、通知日から起算して二十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。))を経過する日(第六十九条の十七第一項において「二十日経過日」という。)内は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等(特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七十条第一項(特許発明の技術的範囲)(実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第二十六條(特許法の準用)において準用する場合を含む。))に規定する技術的範囲

又は意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第二十五条第一項（登録意匠の範囲）に規定する範囲をいう。第九項及び第六十九条の十六（輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）において同じ。）について特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。

2| 税関長は、前項の規定による求めがあつたときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、意見を求めるものとする。ただし、同項の規定による求めに係る貨物が第六十九条の八第一項第九号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に該当するか否かが明らかであるときその他特許庁長官の意見を求める必要がないと認めるときは、この限りでない。

3| 税関長は、第一項の規定による求めがあつた場合において、前項ただし書の規定により特許庁長官の意見を求めなかつたときは、第一項の規定による求めをした特許権者等又は輸入者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

4| 特許庁長官は、第二項本文の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

5| 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る特許権者等及び輸入者に対し、その旨を通知しなければならない。

6| 税関長は、第四項の規定による意見が述べられたときは、その意見に係る特許権者等及び輸入者に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

7| 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあつてはその求めに係る貨物が第六十九条の八第一項第九号に掲げる貨物に該当しないことの認定を、第一項の求めをした者が輸入者である場合にあつてはその求めに係る貨物が同号に掲げる貨物に該当することの認定をしてはならない。

8| 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めた場合において、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした

者が特許権者等である場合にあつてはその求めに係る貨物が第六十九条の八第一項第九号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、若しくは第一項の求めをした者が輸入者である場合にあつてはその求めに係る貨物が同号に掲げる貨物に該当しないと認定したとき、又は第六十九条の九第六項若しくは第六十九条の第十二項（輸入差止申立てに係る供託等）の規定により当該貨物について認定手続を取りやめたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。この場合においては、特許庁長官は、第四項の規定による意見を述べることを要しない。

9| 税関長は、特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続において、第六十九条の九第一項の規定による認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、当該認定手続に係る貨物が特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等について意見を求めることができる。

10| 第四項から第六項まで及び次条第五項の規定は、前項の規定により意見を求める場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（輸入してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め）

第六十九条の十五 税関長は、育成者権を侵害する貨物又は第六十九条の八第一項第十号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に該当するか否かについての認定手続において、第六十九条の九第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による認定をする必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、育成者権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続にあつては農林水産大臣に、同号に掲げる貨物に該当するか否かについての認定手続にあつては経済産業大臣に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。

2| 農林水産大臣又は経済産業大臣は、前項の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

3| 税関長は、第一項の規定により意見を求めたときは、認定手続に係る育成者権者又は不正競争差止請求権者及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

4| 税関長は、第二項の規定による意見が述べられたときは、前項の育成者権者又は不正競争差止請求権者及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

5| 税関長は、第一項の規定により農林水産大臣又は経済産業大臣の意見を求めた場合において、その求めに係る第二項の規定による意見が述べられる前にその求めに係る貨物が育成者権を侵害する貨物若しくは第六十九条の八第一項第十号に掲げる貨物に該当すると認定したとき若しくは該当しないと認定したとき、又は第六十九条の九第六項若しくは第六十九条の十二第十項（輸入差止申立てに係る供託等）の規定により当該貨物について認定手続を取りやめたときは、その旨を農林水産大臣又は経済産業大臣に通知するものとする。この場合においては、農林水産大臣又は経済産業大臣は、第二項の規定による意見を述べることを要しない。

（輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）

第六十九条の十六 税関長は、第六十九条の八第一項第九号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（育成者権を侵害する貨物を除く。）に該当するか否かについての認定手続において、第六十九条の九第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による認定をするために必要があるときは、知的財産権に關し学識経験を有する者であつてその認定手続に係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることがで

きる。ただし、技術的範囲等については、この限りでない。

(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)

第六十九条の十七 第六十九条の十一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者又は意匠権者(以下この条において「申立特許権者等」という。)の申立てに係る貨物について認定手続が執られたときは、当該貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日後は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができる。

一 第六十九条の十四第一項(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定により十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けた場合
二十日経過日(同条第五項(同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。))の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日とその求めに係る同条第六項(同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。))の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日)

二 前号に掲げる場合以外の場合 十日経過日(第六十九条の十四第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、十日経過日とその求めに係る同条第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日)

2| 税関長は、申立特許権者等の申立てに係る貨物について認定手続を執つたときは、十日経過日前に、当該貨物を輸入しようとする者に対し、通知日を通知しなければならぬ。

3| 税関長は、第一項の規定により認定手続を取りやめることの求めがあつたときは、当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、当該求めをした者(以下この条において「請求者」という。)に対し

、期限を定めて、当該認定手続に係る貨物が輸入されることにより当該申立特許権者等が被るおそれがある損害の賠償を担保するために相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命じなければならない。

4| 前項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるものをもつてこれに代えることができる。

5| 第三項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に対する手続に関し必要な事項は、政令で定める。

6| 請求者は、政令で定めるところにより、第三項に規定する損害の賠償に充てるものとして所要の金銭が当該請求者のために支払われる旨の契約を締結し、同項の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、同項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。

7| 第三項の申立特許権者等は、請求者に対する同項に規定する損害に係る賠償請求権に関し、同項の規定により供託された金銭（第四項の規定による有価証券を含む。第九項から第十一項までにおいて同じ。）について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

8| 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

9| 第三項の規定により金銭を供託した請求者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

一| 第十二項の申立特許権者等が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、第三項に規定する損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に規定する損害の賠償を担保する必要がなくなつたことを税関長に証明し、その確認を受けた場合

二| 第六項の契約を締結して、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

三| 供託した有価証券が償還を受けることとなつたことその他の事由により現に供託されている供託物に代えて他の供託物を供託することについて、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

四 前三号に掲げるもののほか、第十二項の申立特許権者等が同項の規定による通知を受けた日から起算して三十日以内に第三項に規定する損害の賠償を求め訴えの提起をしなかつた場合

10 前項の規定による供託した金銭の取戻しに関し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。

11 税関長は、第三項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、同項の規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をし、又は第六項の規定による契約の締結の届出をしたときは、その供託を命じられる原因となつた貨物について認定手続を取りやめるものとする。

12 税関長は、前項の規定により認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者及び当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者等に対し、その旨を通知しなければならない。

第三款 専門委員

(専門委員)

第六十九条の十八 第六十九条の五(輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め)並びに第六十九条の十一(輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め)及び第六十九条の十六(輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)の規定により税関長から意見を求められた専門委員は、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。専門委員でなくなつた後においても、同様とする。

2 専門委員の委嘱その他専門委員に関し必要な事項は、政令で定める。

第五節 輸出又は輸入に関する証明等

第七十条 (省 略)

第六節 輸入の許可及び輸入貨物の引取り等

第七十条 同上

第七十二条 (省略)

(輸入を許可された貨物とみなすもの)

第七十四条 外国貨物で、日本郵政公社から交付された郵便物(政令で定めるものを除く。)若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第三条各号(郵便法の適用除外)に掲げる場合に該当して信書便物の送達を行う者から交付された信書、第六十二条の六第一項(許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収)の規定により関税が徴収されたもの、第六十九条の二第二項(輸出してはならない貨物)、第六十九条の八第二項(輸入してはならない貨物)若しくは第一百八条第一項(没収)の規定により没収されたもの、第八十四条第一項から第三項まで(収容貨物の公売又は売却)(第八十八条(留置貨物)及び第一百三十三条第三項(領置物件又は差押物件)において準用する場合を含む。)(若しくは第一百三十三条第二項(領置物件又は差押物件の公売)の規定により公売に付され、若しくは随意契約により売却されて買受人が買い受けたもの、第三十四条第三項(領置物件又は差押物件の帰属)の規定により国庫に帰属したものの、第三十八条第一項(通告処分)の規定により納付されたもの、刑事訴訟法の規定により売却され、没収が執行され、若しくは国庫に帰属したものの又は銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の規定により売却され、若しくは国庫に帰属したもののその他これらに類するもので政令で定めるものは、この法律の適用については、輸入を許可された貨物とみなす。

第七節 外国貨物の積戻し

(外国貨物の積戻し)

第七十五条 本邦から外国に向けて行う外国貨物(仮に陸揚げされた貨物を除く。)(の積戻しには、第六十七条(輸出又は輸入の許可)、第六十七条の二(輸出申告又は輸入申告の時期)、第六十八条から第六十九条の七まで(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所・輸出してはならない貨物・輸出し

第七十二条 同上

(輸入を許可された貨物とみなすもの)

第七十四条 外国貨物で、日本郵政公社から交付された郵便物(政令で定めるものを除く。)若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第三条各号(郵便法の適用除外)に掲げる場合に該当して信書便物の送達を行う者から交付された信書、第六十二条の六第一項(許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収)の規定により関税が徴収されたもの、第八十四条第一項から第三項まで(収容貨物の公売又は売却)(第八十八条(留置貨物)及び第一百三十三条第三項(領置物件又は差押物件)において準用する場合を含む。)(若しくは第一百三十三条第二項(領置物件又は差押物件の公売)の規定により公売に付され、若しくは随意契約により売却されて買受人が買い受けたもの、第一百八条第一項(没収)若しくは関税定率法第二十一条第二項(輸入禁制品の処分)の規定により没収されたもの、第三十四条第三項(領置物件又は差押物件の帰属)の規定により国庫に帰属したものの、第三十八条第一項(通告処分)の規定により納付されたもの、刑事訴訟法の規定により売却され、没収が執行され、若しくは国庫に帰属したものの又は銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の規定により売却され、若しくは国庫に帰属したもののその他これらに類するもので政令で定めるものは、この法律の適用については、輸入を許可された貨物とみなす。

(外国貨物の積戻し)

第七十五条 本邦から外国に向けて行う外国貨物(仮に陸揚げされた貨物を除く。)(の積戻しには、第六十七条(輸出又は輸入の許可)、第六十七条の二(輸出申告又は輸入申告の時期)及び第六十八条から第七十条まで(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所・証明又は確認)の規定を準用する。

てはならない貨物に係る認定手続・輸出してはならない貨物に係る申立て手続等
 ・輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め・輸出差止申立てに係る供託
 等・輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣への意見の求
 め）及び第七十条（証明又は確認）の規定を準用する。この場合において、第六
 十九条の二第一項中「貨物」とあるのは「貨物（第六十九条の八第二項の規定に
 より積戻しを命じられたものを除く。）」と、同項第三号中「物品」とあるのは
 「物品（他の法令の規定により積み戻すことができることとされている者が当該
 他の法令の定めるところにより積み戻すものを除く。）」とする。

第八節 郵便物等に関する特則

（郵便物の輸出入の簡易手続）

第七十六条 第六十七条から第六十九条まで（輸出又は輸入の許可・輸出申告又は
 輸入申告の時期・輸出申告の特例・承認の要件・規則等に関する改善措置・帳簿
 の備付け等・輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出・承認の
 失効・承認の取消し・許可の承継についての規定の準用・輸出の許可の取消し・
 特定輸出貨物の亡失等の届出・輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物
 の検査場所）、第七十条から第七十三条まで（証明又は確認・原産地を偽つた表
 示等がされている貨物の輸入・関税等の納付と輸入の許可・輸入の許可前におけ
 る貨物の引取り）及び前条の規定は、郵便物については適用しない。ただし、税
 関長は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物について、政令
 で定めるところにより、税関職員に必要な検査をさせるものとする。

2 税関職員は、前項但書の検査をするに際しては、信書の秘密を侵してはならな
 い。

3 日本郵政公社は、第一項ただし書に規定する物と内容とする郵便物を受け取つ
 たときは、その旨を税関に通知しなければならない。

4 第七十条（証明又は確認）の規定は、第一項ただし書の規定により検査を受け
 る郵便物について準用する。その場合において、同条第一項中「輸出申告又は輸

（郵便物の輸出入の簡易手続）

第七十六条 第六十七条から第七十三条まで（輸出又は輸入の許可・輸出申告又は
 輸入申告の時期・輸出申告の特例・承認の要件・規則等に関する改善措置・帳簿
 の備付け等・輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出・承認の
 失効・承認の取消し・許可の承継についての規定の準用・輸出の許可の取消し・
 特定輸出貨物の亡失等の届出・輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物
 の検査場所・証明又は確認・原産地を偽つた表示等がされている貨物の輸入・関
 税等の納付と輸入の許可・輸入の許可前における貨物の引取り）及び前条の規定
 は、郵便物については適用しない。ただし、税関長は、輸出され、又は輸入され
 る郵便物中にある信書以外の物について、政令で定めるところにより、税関職員
 に必要な検査をさせるものとする。

2 同上

3 同上

4 同上

入申告」とあり、又は同条第二項中「第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査」とあるのは、「第七十六条第一項ただし書の検査その他郵便物に係る税関の審査」と、同条第三項中「輸出又は輸入を許可しない。」とあるのは「日本郵政公社は、その郵便物を発送し、又は名あて人に交付しない。」と読み替えるものとする。

（審議会等への諮問）

第九十一条 次に掲げる処分又は通知については審査請求があつたときは、財務大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条（審議会等）に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 関税の確定若しくは徴収に関する処分又は滞納処分（国税徴収の例により関税を徴収する場合における滞納処分をいう。）

二 第六十九条の二第三項（輸出してはならない貨物）又は第六十九条の八第三項（輸入してはならない貨物）の規定による通知

（審査請求と訴訟との関係）

第九十三条 第九十一条第一号（審議会等への諮問）に掲げる処分又は同条第二号に掲げる通知の取消しの訴えは、当該処分又は通知についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（警察官等の通報）

第九十七条 警察官は、第二十条第二項（不開港への出入）、第二十一条（外国貨物の仮陸揚）、第二十三条第二項ただし書（船用品又は機用品の積込み等）又は第六十四条第一項ただし書（難破貨物等の運送）の規定による届出を受理したと

（審議会等への諮問）

第九十一条 関税の確定若しくは徴収に関する処分若しくは滞納処分（国税徴収の例により関税を徴収する場合における滞納処分をいう。）又は関税率法第二十一条第三項（輸入禁制品に該当する旨の通知）の規定による通知について審査請求があつたときは、財務大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条（審議会等）に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

（審査請求と訴訟との関係）

第九十三条 第九十一条に規定する処分又は通知の取消しの訴えは、当該処分又は通知についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（警察官等の通報）

第九十七条 警察官は、第二十条第二項（事故に因る不開港への入港）（同条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条（外国貨物の仮陸揚）、第二十三条第二項但書（船用品又は機用品の積込）又は第六十四条第一項但書（難破貨

きは、直ちにその旨を税関に通報しなければならない。

2 市町村長が、水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）の規定により公売し、売却を認可し、又は引き渡す場合、警察署長が、遺失物法（明治三十二年法律第八十七号）又は銃砲刀剣類所持等取締法の規定により返還し、売却し、又は引き取らせる場合その他税関職員以外の公務員が物件を処分する場合において、その処分する物件中に外国貨物があるときは、あらかじめその旨を税関に通知しなければならない。

3 前項の場合においては、第一百八条第五項（犯罪貨物等についての関税の徴収）又は第三百三十四条第六項（領置物件等の換価代金からの徴収）の規定の適用がある場合のほか、前項の処分により外国貨物を取得する者（政令で定める者を除く。）から当該貨物に係る関税を直ちに徴収する。

4 前項の場合においては、同項の外国貨物が輸入されたことにより既に関税を納付すべきものであつたときにおいても、当該外国貨物が同項の処分をする者によつて占有された時以後は、当該外国貨物に係る関税は、同項の規定によつて徴収するものとする。この場合においては、当該外国貨物につき既に第七条の十六第二項（決定）の規定による決定その他の関税の確定のための手続がされているときは、これらの手続は、なかつたものとみなす。

（税関職員の権限）

第二百五条 税関職員は、この法律（第十一章（犯則事件の調査及び処分）を除く。

）又は関税率法その他関税に関する法律で政令で定めるものの規定により職務を執行するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる行為をすることができる。

一 外国貿易船等、外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機若しくは車両で外国貨物を積んでいるもの、これらに積まれている貨物、保税地域にあり、若しくは保税地域に出し入れされる貨物又はこれらの貨物以外の外国貨物について、

物等の運送）の規定による届出を受理したときは、直ちにその旨を税関に通報しなければならない。

2 同上

3 同上

4 同上

（税関職員の権限）

第二百五条 税関職員は、この法律（第十一章（犯則事件の調査及び処分）を除く。

）又は関税率法その他関税に関する法律で政令で定めるものの規定により職務を執行するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる行為をすることができる。

一 同上

所有者、占有者、管理者、船長、機長、運送人その他の関係者に質問し、若しくは検査し、又はこれらに代えて関係書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を呈示させ、若しくは提出させること

二 前号に掲げる貨物についての帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四号の二から第六号まで及び次条において同じ。）を検査し、又は当該貨物若しくはそのある場所に封かんを施すこと

三 第四十三条の四（外国貨物を置くことの承認等の際の検査）（第六十二条（保税工場）及び第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する場合を含む。）、第六十一条第三項（保税作業のため保税工場から出す外国貨物の検査）（第六十二条の七（保税展示場）及び第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する場合を含む。）、第六十二条の三第二項（保税展示場に入れる外国貨物に係る検査）、第六十三条第二項（保税運送）、第六十七条（輸出又は輸入の許可）（第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。）、第六十七条の十一第三項（輸出の許可の取消し）又は第七十六条第一項ただし書（郵便物の検査）に規定する検査に際し、見本を採取し、又は提供させること

四 外国貿易船等若しくは外国貨物を積み、若しくは積み込もうとしている外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機に乗り込み、又は保税地域に出入する車両の運行を一時停止させること

四の二 輸出された貨物について、その輸出者、その輸出に係る通関業務を取り扱った通関業者、当該輸出の委託者その他の関係者に質問し、又は当該貨物についての帳簿書類を検査すること

五 関税定率法第十三条第一項（製造用原料品の減税又は免税）又は第十九条第

二 前号に掲げる貨物についての帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四号の二及び第五号において同じ。）を検査し、又は当該貨物若しくはそのある場所に封かんを施すこと

三 同上

四 同上

四の二 同上

五 同上

一項（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）の規定により関税の軽減若しくは免除を受けた貨物若しくは同項の規定による関税の払戻しに係る貨物若しくは同条第六項の規定による関税の控除に係る貨物、これらの製品若しくは製造用機械器具又はこれらについての帳簿書類を検査すること。

六 輸入された貨物について、その輸入者、その輸入に係る通関業務を取り扱った通関業者、当該輸入の委託者、不当販売（関税率法第八条第一項に規定する不当販売をいう。）された貨物（同条第三十六項の規定により不当販売された貨物の輸入とみなされるものを含む。）の国内における販売を行った者その他の関係者に質問し、又は当該貨物若しくは当該貨物についての帳簿書類その他の物件を検査すること。

2 税関職員は、前項の規定により職務を執行するときは、財務省令で定めるところにより、制服を着用し、且つ、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（官公署等への協力要請）

第二百五条の二 税関職員は、この法律又は関税率法その他関税に関する法律の規定により職務を執行するため必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該職務に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

第八十八条の四 第六十九条の二第一項第一号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物を輸出した者（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻し（第六十九条の八第二項（輸入してはならない貨物）の規定により命じられて行うものを除く。）をした者を含む。）は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

六 同上

2 同上

3 同上

（官公署等への協力要請）

第二百五条の二 税関職員は、この法律又は関税率法その他関税に関する法律の規定により職務を執行するため必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該職務に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

<p>2] 第六十九条の二第一項第二号及び第三号に掲げる貨物を輸出した者（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻し（同号に掲げる物品であつて他の法令の規定により当該物品を積み戻すことができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより行うもの及び第六十九条の八第二項の規定により命じられて行うものを除く。）をした者を含む。）は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>3] 前二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又はこれらの項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項の例による。</p>	<p>第六十九条 関税率法第二十一条第一項第一号から第六号まで（輸入禁制品）に掲げる貨物を輸入した者は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 関税率法第二十一条第七号から第十号までに掲げる貨物を輸入した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>3 同上</p>
<p>第六十九条の二 第六十九条の八第一項第一号から第四号まで及び第六号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限る。）を第三十条第二項（外国貨物を置く場所の制限）の規定に違反して保税地域に置き、又は第六十五条の二（保税運送ができない貨物）の規定に違反して外国貨物のまま運送した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 前項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、同項の例による。</p>	<p>第六十九条の二 関税率法第二十一条第一項第一号から第四号まで及び第六号（輸入禁制品）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限る。）を第三十条第二項（外国貨物を置く場所の制限）の規定に違反して保税地域に置き、又は第六十五条の二（保税運送ができない貨物）の規定に違反して外国貨物のまま運送した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 同上</p>
<p>第一百十二条 第一百八条の四第一項若しくは第二項（輸出してはならない貨物を輸出</p>	<p>第一百十二条 第一百九条第一項若しくは第二項（禁制品を輸入する罪）、第一百九条の</p>

する罪)、第九十条第一項若しくは第二項(輸入してはならない貨物を輸入する罪)、第九十条の二第一項(輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪)又は第九十条第一項(関税を免れる等の罪)の犯罪に係る貨物について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせん(以下この条においてこれらの行為を「運搬等」という。)をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る貨物についての第九十条第一項(関税を免れる等の罪)の犯罪に係る関税又は関税の払戻しの額の五倍が三百万円を超える場合においては、情状により、前項の罰金は、三百万円を超え、当該関税又は関税の払戻しの額の五倍に相当する金額以下とすることができる。

3 前条第一項の犯罪に係る貨物について情を知つて運搬等をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十三条 第二十条第一項(不開港への出入)の規定に違反して外国貿易船等を開港に出入させた船長又は機長(船長又は機長に代わつてその職務を行う者を含む。以下第九十四条第一項及び第九十五条第一項(報告を怠つた等の罪)において同じ。)は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第九十三条の四 第六十九条の十八第一項(専門委員)の規定に違反して秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項、第四項又は第七項(入港手続)の規定による報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長

二 第十五条第二項、第五項又は第八項の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

三 第十五条第三項の規定に違反して同項に規定する入港届若しくは船用品目録

二第一項(禁制品を保税地域に置く等の罪)又は第九十条第一項(関税を免れる等の罪)の犯罪に係る貨物について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせん(以下この条においてこれらの行為を「運搬等」という。)をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 同上

3 同上

第九十三条 第二十条第一項(不開港出入の許可)の規定に違反した船長又は機長(船長又は機長に代わつてその職務を行う者を含む。以下第九十四条第一号、第九号及び第三号の二並びに第九十五条第一号及び第二号(偽つた書類を提出する等の罪)において同じ。)は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第九十三条の四 関税率法第二十二条第一項(専門委員)の規定に違反して秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項若しくは第二項(入港手続)若しくは第十七条第一項(出港手続)の規定により提出する書類について、偽つた書類を提出し、又は第十五条第三項若しくは第四項の規定による報告について、偽つた報告をした船長又は機長

二 第七十六条第一項但書(郵便物の検査その他郵便物に係る税関の審査)の検

を提出せず、又は偽つた入港届若しくは船用品目録を提出した船長

四 第十五条第三項の規定に違反して同項に規定する船舶国籍証書又はこれに代わる書類を提示しなかつた船長

五 第十五条第九項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず、又は偽つた入港届を提出した機長

六 第十七条第一項前段（出港手続）の規定による許可を受けないで開港又は税関空港を出港した船長又は機長

七 第十七条第一項後段の規定による書類の提出の求めに応じず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

八 第十八条第一項ただし書又は第三項ただし書（入出港の簡易手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長

九 第十八条第一項ただし書、第二項、第三項ただし書又は第四項の規定による書類の提出をせず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

十 第十八条第二項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず出港し、若しくは偽つた入港届を提出した船長又は同条第四項の規定に違反して同項の規定による届出をせず出港し、若しくは偽つた届出をした機長

十一 第二十条第二項（不開港への出入）の規定による届出をしなかつた船長又は機長

十二 第二十一条（外国貨物の仮陸揚）の規定による届出をせず、又は偽つた届出をした船長又は機長

十三 第二十二条（沿海通航船舶等の外国寄港の届出等）の規定による届出をせず、又は同条に規定する目録を提出しなかつた船長又は機長

十四 第二十五条（船舶又は航空機の資格の変更）の規定に違反して届出をせず、又は偽つた届出をして、外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機を外国貿易船等として使用し、若しくは外国貿易船等を外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機として使用した船長又は機長

第二十六条（船長又は機長の行為の代行）の規定に基づき、外国貿易船等の船

査その他郵便物に係る税関の審査に際し、偽つた証明をした者

三 第十五条第一項若しくは第二項（入港手続）、第十七条第一項前段（出港手続）、第二十条第二項（事故に因り不開港に入港したときの届出）、第二十一条（外国貨物の仮陸揚）、第二十二条（沿海通航船舶等の外国寄港の届出等）若しくは第二十五条（船舶又は航空機の資格の変更）の規定に違反し、又は第十七条第一項後段（出港手続）の規定による求めに応じなかつた船長又は機長

三の二 第十五条第四項（入港手続）の規定に違反した船長

四 第十六条（貨物の積卸し）、第二十三条第一項、第二項若しくは第五項（船用品又は機用品の積込み等）、第二十四条第一項、第二項若しくは第四項（船舶又は航空機と陸地との交通等）、第六十三条第一項、第三項若しくは第五項（保税運送）、第六十四条第一項若しくは第三項（難破貨物等の運送）又は第六十六条（内国貨物の運送）の規定に違反した者

五 第二百五条第一項（税関職員の権限）の規定による税関職員との質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第一百六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税関長（第一百七

条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

七

八

九

十

十一

十二

長又は機長が行うべき行為を当該外国貿易船等の所有者等（同条に規定する所有者等をいう。）が行った場合における当該所有者等であつて次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項、第四項又は第七項の規定による報告について偽つた報告をした者（当該報告に係る外国貿易船等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。）

二 第十五条第二項、第五項又は第八項の規定による書類について偽つた書類を提出した者

三 第十五条第三項に規定する入港届又は船用品目録について偽つた入港届又は船用品目録を提出した者

四 第十五条第九項に規定する入港届について偽つた入港届を提出した者

五 第十七条第一項後段の規定による書類について偽つた書類を提出した者

六 第十八条第一項ただし書又は第三項ただし書の規定による報告について偽つた報告をした者（当該報告に係る外国貿易船等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。）

七 第十八条第一項ただし書、第二項、第三項ただし書又は第四項の規定による書類について偽つた書類を提出した者

八 第十八条第二項に規定する入港届について偽つた入港届を提出した者又は同条第四項の規定による届出について偽つた届出をした者

九 第二十一条の規定による届出について偽つた届出をした者

十 第二十五条の規定による届出について偽つた届出をした者（当該届出に係る外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機が外国貿易船等として使用され、又は当該届出に係る外国貿易船等が外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機として使用された場合に限る。）

第百十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第一項（貨物の積卸し）の規定による報告をせず、かつ、書類の提出をせず、若しくは偽った報告若しくは偽った書類の提出をして貨物の積卸しをした者又は同条第二項の規定による書類を呈示せず、若しくは偽った書類を呈示して貨物の積卸しをした者
- 二 第二十三条第一項又は第二項（船用品又は機用品の積込み等）の規定に違反して船用品又は機用品を積み込んだ者
- 三 第二十三条第五項本文の規定による書類を提出せず、又は偽った書類を提出した者
- 四 第二十四条第一項、第二項又は第四項（船舶又は航空機と陸地との交通等）の規定に違反して交通又は貨物の積卸しを行った者
- 五 第六十三条第一項又は第三項（保税運送）の規定に違反して外国貨物を運送した者
- 六 第六十三条第五項本文の規定による確認を受けなかった者
- 七 第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定に違反して同項各号に掲げる外国貨物を運送した者又は同条第三項の規定に違反して書類を提出しなかった者
- 八 第六十六条第一項（内国貨物の運送）の規定に違反して内国貨物を外国貿易船等に積んで本邦内の場所相互間を運送した者又は同条第二項の規定に違反して書類を提出しなかった者
- 九 第七十六条第一項ただし書（郵便物の輸出入の簡易手続）の検査その他郵便物に係る税関の審査に際し、偽った証明をした者
- 十 第二百五条第一項（税関職員の権限）の規定による税関職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 十一 第一百六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税関長（第一百七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の二第二項（特殊船舶等の入港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長

二 第十五条の二第二項の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

三 第十五条の二第三項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず、又は偽つた入港届を提出した船長又は機長

四 第十八条の二第二項ただし書又は第三項ただし書（特殊船舶等の入出港の簡易手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長

五 第十八条の二第一項ただし書、第二項、第三項ただし書又は第四項の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

六 第十八条の二第二項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず出港し、若しくは偽つた入港届を提出した船長又は同条第四項の規定に違反して同項の規定による届出をせず出港し、若しくは偽つた届出をした機長

七 第二十条の二第二項（特殊船舶等の不開港への出入）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長

八 第二十条の二第二項の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

九 第二十条の二第三項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず、又は偽つた入港届を提出した船長又は機長

2 | 第二十六条（船長又は機長の行為の代行）の規定に基づき、特殊船舶等の船長又は機長が行うべき行為を当該特殊船舶等の所有者等（同条に規定する所有者等をいう。）が行つた場合における当該所有者等であつて次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の二第一項の規定による報告について偽つた報告をした者（当該報

第百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第五項（特殊船舶等の入港届等）の規定により提出する書類について、偽つた書類を提出した船長又は機長

二 第十五条第五項前段（特殊船舶等の入港届）、第十八条（入出港の簡易手続）若しくは第二十条第三項（特殊船舶等が不開港に入港したときの届出）の規定に違反し、若しくは第十五条第五項後段（特殊船舶等の旅客氏名表等）の規定による求めに応じなかつた船長若しくは機長又は第十九条（執務時間外の貨物の積卸し）の規定に違反した者

三 第三十二条（見本の一時持出し）（第三十六条第一項（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）において準用する場合を含む。）の規定に違反した者、第六十二条（保税工場）において準用する第四十三条の三第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くこと等の承認）若しくは第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）の規定による承認を受けないで外国貨物を保税作業に使用し、若しくは第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号（総合保税地域の許可）に掲げる行為をした者又は第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）（第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する場合を含む。）の許可を受けないで外国貨物を保税作業のため保税工場若しくは総合保税地域から出した者

四 第三十六条第二項（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物の取扱い）の規定に違反した者又は外国貨物若しくは輸出しようとする貨物につき第四十条第一項又は第二項（指定保税地域内での行為）（第四十九条（保税蔵置場）において準用する場合を含む。）の規定により指定保税地域内若しくは保税蔵置場において認められる行為以外の行為をした者若しくは外国貨物につき第六十二条の二第三項（保税展示場内での行為）若しくは第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）の規定により保税展示場若しくは総合保税地域内において認められる行為以外の行為をした者

告に係る特殊船舶等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。）

二 第十五条の二第二項の規定による書類について偽った書類を提出した者

三 第十五条の二第三項に規定する入港届について偽った入港届を提出した者

四 第十八条の二第一項ただし書又は第三項ただし書の規定による報告について偽った報告をした者（当該報告に係る特殊船舶等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。）

五 第十八条の二第一項ただし書、第二項、第三項ただし書又は第四項の規定による書類について偽った書類を提出した者

六 第十八条の二第二項に規定する入港届について偽った入港届を提出した者又は同条第四項の規定による届出について偽った届出をした者

七 第二十条の二第一項の規定による報告について偽った報告をした者（当該報告に係る特殊船舶等が開港に入港した場合に限る。）

八 第二十条の二第二項の規定による書類について偽った書類を提出した者

九 第二十条の二第三項に規定する入港届について偽った入港届を提出した者

第百十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条の九第一項、第六十七条の六第一項又は第九十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）（帳簿の備付け等）の規定に違反して帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者

二 第十九条（執務時間外の貨物の積卸し）の規定に違反して届出をせず、又は

五 第七条の九第一項、第六十七条の六第一項又は第九十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）（帳簿の備付け等）の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者

六 第三十四条の二（記帳義務）若しくは第六十一条の三（保税工場についての記帳義務）（第六十二条の七（保税展示場）において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、若しくは帳簿を隠した者又は第六十二条の十一（総合保税地域に販売用貨物等を入れることの届出）の規定に違反した者

七 第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定による申告をせず、若しくは偽った申告をし、若しくは同項の税関長の承認を受けないで第六十二条の二第三項（保税展示場内での行為）の行為（第六十二条の三第四項の規定によりすることができることとされている行為を除く。）をした者又は第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）（第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する場合を含む。）の許可を受けないで外国貨物を保税展示場若しくは総合保税地域以外の場所で使用するため保税展示場若しくは総合保税地域から出した者

八 第六十二条の四第一項（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）（第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する場合を含む。）の規定により制限された場所以外の場所に同項の貨物を蔵置し、又は同項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは偽った報告をした者

偽った届出をして貨物の積卸しをした者

三| 第三十二条（見本の一時持出）（第三十六条第一項（保税地域についての規定の準用等）において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可を受けな
いで外国貨物を見本として一時持ち出した者

四| 第三十四条の二又は第六十一条の三（記帳義務）（第六十二条の七（保税蔵
置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の
規定に違反して帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者

五| 第三十六条第二項の規定に違反して内容の点検又は改装、仕分その他の手入
れをした者

六| 外国貨物又は輸出しようとする貨物につき第四十条第一項又は第二項（貨物
の取扱い）（第四十九条（指定保税地域についての規定の準用）において準用
する場合を含む。）の規定により指定保税地域内又は保税蔵置場において認め
られる行為以外の行為をした者

七| 第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）（第六十二条の十五（保
税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する
場合を含む。）の規定に違反して許可を受けないで外国貨物を保税作業のため
保税工場又は総合保税地域から出した者

八| 第六十二条（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する第四十三
条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）又は第六十二条の十（外国貨物を
置くこと等の承認）の規定に違反して承認を受けないで外国貨物を保税作業に
使用し、又は第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号（総合保税地域の許
可）に掲げる行為をした者

九| 外国貨物につき第六十二条の二第三項（保税展示場の許可）又は第六十二条
の八第一項の規定により保税展示場又は総合保税地域内において認められる行
為以外の行為をした者

十| 第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定に
よる申告をせず、若しくは偽った申告をし、又は同項の税関長の承認を受けな

いで第六十二条の二第三項の行為（第六十二条の三第四項の規定によりすることができるとされている行為を除く。）をした者

十一 第六十二条の四第一項（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）（第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反して制限された場所以外の場所に同項の貨物を蔵置し、又は同項の規定による報告の求めに応じず、若しくは偽つた報告をした者

十二 第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）（第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可を受けないで外国貨物を保税展示場又は総合保税地域以外の場所で使用するため保税展示場又は総合保税地域から出した者

十三 第六十二条の十一（販売用貨物等を入れることの届出）の規定による届出をせず、又は偽つた届出をして同条に規定する外国貨物を総合保税地域に入れた者

第一百六条 重大な過失により第一百三十三条（許可を受けないで不開港に出入する罪）、第一百三十三条の三（偽つた申告をする等の罪）、第一百四十四条、第一百四十五条の二（第十号を除く。）、第一百五十五条（報告を怠つた等の罪）又は前条（第一号、第四号及び第十三号を除く。）の罪を犯した者は、当該各条の罰金刑を科する。

第一百七十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産について、第八十八条の四から第一百二十二条まで（輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物を輸入する罪・輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪・関税を免れる等の罪・許可を受けないで輸出入する罪・密輸貨物の運搬等をする罪）、第一百二十二条の二（用途外に使用する等の罪）、第一百三十三条の二（特例申告書を提出期限までに提出しない罪）、第一百三十三条の三（偽つた申告をする等の罪）、第一百四十四条の二（報告を怠つた等の罪）、第一百五十五条の二（帳簿の記載を怠つた等の罪）又は前条に該当す

第一百六条 重大な過失により第一百三十三条（許可を受けないで不開港に出入する罪）、第一百三十三条の三（偽つた申告をする等の罪）、第一百四十四条（偽つた書類を提出する等の罪）（第五号を除く。）、又は前条（第五号及び第六号を除く。）の罪を犯した者は、当該各条の罰金刑を科する。

第一百七十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産について、第九十九条から第一百二十二条まで（禁制品を輸入する罪・禁制品を保税地域に置く等の罪・関税を免れる等の罪・許可を受けないで輸出入する罪・密輸貨物の運搬等をする罪）、第一百二十二条の二（用途外に使用する等の罪）、第一百三十三条の二（特例申告書を提出期限までに提出しない罪）、第一百三十三条の三（偽つた申告をする等の罪）、第一百四十四条第二号若しくは第四号から第六号まで（郵便物について偽つた証明をする等の罪）、第一百五十五条第三号から第八号まで（許可を受けないで見本を一時持ち出す等の罪）又は前条

る違反行為（同条中第十三条（許可を受けないで不開港に出入する罪）、第十四条及び第十五条（報告を怠つた等の罪）に係るものを除く。）をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第一百十条第一項から第三項まで（関税を免れる等の罪）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、当該各項の罪についての時効の期間による。

3 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。次項において同じ。）は、法人とみなして、前二項の規定を適用する。

4 人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第一百八条 第一百八条の四から第一百十一条まで（輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物を輸入する罪・輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪・関税を免れる等の罪・許可を受けないで輸出入する罪）の犯罪に係る貨物（第一百十条又は第一百十一条の犯罪に係る貨物にあつては、輸入制限貨物等に限る。）、その犯罪行為の用に供した船舶若しくは航空機又は第一百十二条（密輸貨物の運搬等をする罪）の犯罪に係る貨物（第一百八条の四又は第一百九条の犯罪に係る貨物及び輸入制限貨物等に限る。）（以下この条において「犯罪貨物等」と総称する。）は、没収する。ただし、犯罪貨物等が犯人以外の者の所有に係り、かつ、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 第一百八条の四から第一百十二条までの犯罪が行われることをあらかじめ知らな
い
いでその犯罪が行われた時から引き続き犯罪貨物等を所有していると認められるとき。

二 前号に掲げる犯罪が行われた後、その情を知らずに犯罪貨物等を取
得
したとき。

に該当する違反行為（同条中第十三条（許可を受けないで不開港に出入する罪）、第一百十四条第一号、第三号及び第三号の二並びに第十五条第一号及び第二号（偽つた書類を提出する等の罪）に係るものを除く。）をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 同上

3 同上

4 同上

第一百八条 第一百九条から第一百十一条まで（禁制品を輸入する罪・禁制品を保税地域に置く等の罪・関税を免れる等の罪・許可を受けないで輸出入する罪）の犯罪に係る貨物（第一百十条又は第一百十一条の犯罪に係る貨物にあつては、輸入制限貨物等に限る。）、その犯罪行為の用に供した船舶若しくは航空機又は第一百十二条（密輸貨物の運搬等をする罪）の犯罪に係る貨物（第一百九条の犯罪に係る貨物及び輸入制限貨物等に限る。）（以下この条において「犯罪貨物等」と総称する。）は、没収する。ただし、犯罪貨物等が犯人以外の者の所有に係り、かつ、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 第一百九条から第一百十二条までの犯罪が行われることをあらかじめ知らな
い
いでその犯罪が行われた時から引き続き犯罪貨物等を所有していると認められるとき。

二 同上

と認められるとき。

2 前項の規定により没収すべき犯罪貨物等（同項の船舶又は航空機を除く。以下この項において同じ。）を没収することができない場合又は同項第二号の規定により犯罪貨物等を没収しない場合（これらの場合のうち第百十二条（密輸貨物の運搬等をする罪）の犯罪に係る場合にあつては、同条第一項又は第三項の貨物の取得に係る犯罪の場合に限る。）においては、その没収することができないもの又は没収しないものの犯罪が行われた時の価格に相当する金額を犯人から追徴する。

3 第一項において「輸入制限貨物等」とは、輸入に係る貨物で、当該貨物に係る同項の犯罪が行われた時において、次の各号の一に該当するものとする。

一 次に掲げる貨物

イ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項（定義）に規定する酒類
ロ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号（定義）に規定する製造たばこ（同法第三十八条第二項（製造たばこ代用品）に規定する製造たばこ代用品を含む。）

ハ 国の専売品

二 前号に該当する貨物を除き、非自由化品目（外国為替及び外国貿易法及び同法に基づく命令の規定により、輸入割当てを受けることを要するものとされて
いる品目をいう。）に該当する貨物（同法第五十二条（輸入の承認）の輸入の承認を受けた貨物、当該承認を受けることなく輸入することが認められている貨物、本邦に入国する者がその入国に際して携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する貨物及び郵便物を除く。）

4 第一項及び第二項の規定により犯罪貨物等の没収又はこれに代わる追徴が行なわれた場合には、当該犯罪貨物等については、関税を課さない。

5 第一項第一号の規定により犯罪貨物等を没収しない場合において、これについて関税を徴収すべきときは、その関税は、直ちにその所有者から徴収する。但し、犯罪貨物等が税関長の指定する期間内に外国貨物として保税地域に入れられた

2 同上

3 同上

一 同上

イ 同上

ロ 同上

ハ 同上

二 同上

4 同上

5 同上

<p>場合においては、輸入がなかつたものとみなす。</p> <p>6 関税を納付すべき貨物につき、第一百十二条（密輸貨物の運搬等をする罪）の犯罪が行なわれた場合（第九十七条第三項（遺失物等に係る関税の徴収）又は第三十四条第四項から第六項まで（領置物件等に係る関税の徴収）の規定の適用がない場合に限る。）において、当該犯罪に係る貨物につき第二項の場合に該当せず、かつ、当該貨物を輸入した者が判明しないときは、その関税は、直ちに当該犯罪に係る犯人から徴収する。</p> <p>7 第九十七条第四項（関税の賦課手続の調整）の規定は、第五項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「同項の処分をする者によつて占有された時」とあるのは、「領置又は差押えがされた時」と読み替えるものとする。</p>	<p>6 同上</p> <p>7 同上</p>
--	-------------------------

改正案	現行
<p>関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第六条関係）</p> <p>（審議会等への諮問）</p> <p>第九十一条 次に掲げる処分又は通知については審査請求があつたときは、財務大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条（審議会等）に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。</p> <p>一 関税の確定若しくは徴収に関する処分又は滞納処分（国税徴収の例により関税を徴収する場合における滞納処分をいう。）</p> <p>二 第六十九条の二第三項（輸出してはならない貨物）又は第六十九条の八第三項（輸入してはならない貨物）の規定による通知</p> <p>三 第六十九条の三第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続）若しくは第六十九条の九第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による認定又は第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）若しくは第六十九条の十第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立ての受理若しくは第六十九条の四第二項若しくは第六十九条の十第二項の規定により当該受理をしないこと。</p>	<p>関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第六条関係）</p> <p>（審議会等への諮問）</p> <p>第九十一条 次に掲げる処分又は通知については審査請求があつたときは、財務大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条（審議会等）に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。</p> <p>一 関税の確定若しくは徴収に関する処分又は滞納処分（国税徴収の例により関税を徴収する場合における滞納処分をいう。）</p> <p>二 第六十九条の二第三項（輸出してはならない貨物）又は第六十九条の八第三項（輸入してはならない貨物）の規定による通知</p>

改正案	現行
<p>関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第七条関係）</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節 通則（第一条・第二条）</p> <p>第二節 期間及び期限（第二条の二・第二条の三）</p> <p>第三節 送達（第二条の四）</p> <p>第二章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第一節 通則（第三条―第六条の二）</p> <p>第二節 申告納税方式による関税の確定（第七条―第七条の十七）</p> <p>第三節 賦課課税方式による関税の確定（第八条）</p> <p>第四節 関税の納付及び徴収（第九条―第十一条）</p> <p>第四節の二 附帯税（第十二条―第十二条の四）</p> <p>第五節 その他（第十三条―第十四条の五）</p> <p>第三章 船舶及び航空機（第十五条―第二十八条）</p> <p>第四章 保税地域</p> <p>第一節 総則（第二十九条―第三十六条）</p> <p>第二節 指定保税地域（第三十七条―第四十一条の三）</p> <p>第三節 保税蔵置場（第四十二条―第五十五条）</p> <p>第四節 保税工場（第五十六条―第六十二条）</p> <p>第五節 保税展示場（第六十二条の二―第六十二条の七）</p> <p>第六節 総合保税地域（第六十二条の八―第六十二条の十五）</p> <p>第五章 運送（第六十三条―第六十六条）</p> <p>第六章 通関</p>	<p>関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第七条関係）</p> <p>目次</p> <p>第一章 同上</p> <p>第一節 同上</p> <p>第二節 同上</p> <p>第三節 同上</p> <p>第二章 同上</p> <p>第一節 同上</p> <p>第二節 同上</p> <p>第三節 同上</p> <p>第四節 同上</p> <p>第四節の二 同上</p> <p>第五節 同上</p> <p>第三章 同上</p> <p>第四章 同上</p> <p>第一節 同上</p> <p>第二節 同上</p> <p>第三節 同上</p> <p>第四節 同上</p> <p>第五節 同上</p> <p>第六節 同上</p> <p>第五章 同上</p> <p>第六章 同上</p>

第一節 総則（第六十七条・第六十七条の二）

第二節 輸出申告の特例（第六十七条の三―第六十七条の十二）

第三節 提出書類及び検査手続（第六十八条・第六十九条）

第四節 輸出又は輸入をしてはならない貨物

第一款 輸出してはならない貨物（第六十九条の二―第六十九条の十）

第二款 輸入してはならない貨物（第六十九条の十一―第六十九条の二十）

第三款 専門委員（第六十九条の二十一）

第五節 輸出又は輸入に関する証明等（第七十条・第七十一条）

第六節 輸入の許可及び輸入貨物の引取り等（第七十二条―第七十四条）

第七節 外国貨物の積戻し（第七十五条）

第八節 郵便物等に関する特則（第七十六条―第七十八条の二）

第七章 収容及び留置（第七十九条―第八十一条）

第七章の二 行政手続法との関係（第八十一条の二）

第八章 不服申立て（第八十二条―第九十三条）

第九章 雑則（第九十四条―第九十八条）

第十章 罰則（第九十九条―第一百零一条）

第十一章 犯則事件の調査及び処分

第一節 犯則事件の調査（第九十九条―第一百零一条）

第二節 犯則事件の処分（第一百零二条―第一百零四条）

附則

（外国貨物を置く場所の制限）

第三十条 外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一 難破貨物

二 保税地域に置くことが困難又は著しく不相当であると認め税関長が期間及び場所を指定して許可した貨物

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第一款 輸出してはならない貨物（第六十九条の二―第六十九条の七）

第二款 輸入してはならない貨物（第六十九条の八―第六十九条の十七）

第三款 専門委員（第六十九条の十八）

第五節 同上

第六節 同上

第七節 同上

第八節 同上

第七章 同上

第七章の二 同上

第八章 同上

第九章 同上

第十章 同上

第十一章 同上

第一節 同上

第二節 同上

附則

（外国貨物を置く場所の制限）

第三十条 同上

一 同上

二 同上

三 郵便物、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定により押収された物件その他政令で定める貨物

四 信書便物（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項（定義）に規定する信書便物をいう。第七十四条（輸入を許可された貨物とみなすもの）、第七十八条の二（信書等に係る郵便物についての規定の準用）並びに第二百二十二条第一項及び第二項（郵便物等の差押え）において同じ。）のうち税関長が取締り上支障がないと認めるもの

五 第六十七条の三第二項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告を行い、税関長の輸出の許可を受けた貨物（以下「特定輸出貨物」という。）

2 前項の規定にかかわらず、第六十九条の十一第一項第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り。）は、保税地域に置くことができない。

（保税運送ができない貨物）

第六十五条の二 第二十四条第一項（船舶又は航空機と陸地との交通等）、第六十三条第一項（保税運送）又は第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定にかかわらず、第六十九条の十一第一項第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り。）は、外国貨物のまま運送（積卸しを含む。第九十九条の二第一項（輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪）において同じ。）することができない。

第四節 輸出又は輸入をしてはならない貨物

第一款 輸出してはならない貨物

（輸出してはならない貨物）

第六十九条の二 次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

一 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚せい剤（覚せい剤取

三 同上

四 同上

五 同上

2 前項の規定にかかわらず、第六十九条の八第一項第一号から第四号まで及び第六号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り。）は、保税地域に置くことができない。

（保税運送ができない貨物）

第六十五条の二 第二十四条第一項（船舶又は航空機と陸地との交通等）、第六十三条第一項（保税運送）又は第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定にかかわらず、第六十九条の八第一項第一号から第四号まで及び第六号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り。）は、外国貨物のまま運送（積卸しを含む。第九十九条の二第一項（輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪）において同じ。）することができない。

第四節 輸出又は輸入をしてはならない貨物

第一款 輸出してはならない貨物

（輸出してはならない貨物）

第六十九条の二 次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

一 同上

締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）にいう覚せい剤原料を含む。）。ただし、政府が輸出するもの及び他の法令の規定により輸出することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸出するものを除く。

二 児童ポルノ（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項（定義）に規定する児童ポルノをいう。）

三 特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は育成者権を侵害する物品

四 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第一条第一号から第三号まで（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一号から第五号まで（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

2 税関長は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる貨物で輸出されようとするものを没収して廃棄することができる。

3 税関長は、この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物のうちに第一項第二号に掲げる貨物に該当すると認めるのに相当の理由がある貨物があるときは、当該貨物を輸出しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

（輸出してはならない貨物に係る認定手続）

第六十九条の三 税関長は、この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物のうちに前条第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当する貨物があるとき、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するかどうかを認定するための手続（以下この条から第六十九条の七までにおいて「認定手続」という。）を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る育成者権者等（育成者権者又は不正競争差止請求権者（同項第四号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三条第一項（差止請求権）の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。次条から第六十九条

二 同上

三 育成者権を侵害する物品

2 税関長は、前項第一号又は第三号に掲げる貨物で輸出されようとするものを没収して廃棄することができる。

3 同上

（輸出してはならない貨物に係る認定手続）

第六十九条の三 税関長は、この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物のうちに前条第一項第三号に掲げる貨物に該当する貨物があるとき、政令で定めるところにより、当該貨物が同号に掲げる貨物に該当するかどうかを認定するための手続（以下この条から第六十九条の七までにおいて「認定手続」という。）を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る育成者権者及び当該貨物を輸出しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が同号に掲げる貨物に該当するかどうかについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。

の七までにおいて同じ。)をいう。以下この条において同じ。)及び当該貨物を輸出しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が前条第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができ旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。

2 税関長は、前項の規定による通知を行う場合には、当該貨物に係る育成者権者等に対しては当該貨物を輸出しようとする者及び当該貨物の仕向人の氏名又は名称及び住所を、当該貨物を輸出しようとする者に対しては当該育成者権者等の氏名又は名称及び住所を、併せて通知するものとする。

3 税関長は、認定手続が執られる貨物の輸出に係る第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定に基づく輸出申告書その他の税関長に提出された書類、当該認定手続において税関長に提出された書類又は当該貨物における表示から、当該貨物を生産した者の氏名若しくは名称又は住所が明らかであると認める場合には、第一項の通知と併せて、又は当該通知の後で当該認定手続が執られている間、その氏名若しくは名称又は住所を当該貨物に係る育成者権者等に通知するものとする。

4 税関長は、認定手続を経た後でなければ、この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物について前条第二項の措置をとることができない。

5 税関長は、認定手続が執られた貨物(次項において「疑義貨物」という。)が前条第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは、それぞれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物に係る育成者権者等及び当該認定がされた貨物を輸出しようとする者に通知しなければならない。ただし、次項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

6 税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に係る認定の通知をする前に当該疑義貨物が輸出されないこととなつた場合には、当該疑義貨物に係る育成者権者等に対し、その旨を通知するとともに、認定手続を取りやめるものとする。この場合において、当該疑義貨物の輸出を取りやめようとする者は、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない。

2 税関長は、前項の規定による通知を行う場合には、当該貨物に係る育成者権者に対しては当該貨物を輸出しようとする者及び当該貨物の仕向人の氏名又は名称及び住所を、当該貨物を輸出しようとする者に対しては当該育成者権者の氏名又は名称及び住所を、併せて通知するものとする。

3 税関長は、認定手続が執られる貨物の輸出に係る第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定に基づく輸出申告書その他の税関長に提出された書類、当該認定手続において税関長に提出された書類又は当該貨物における表示から、当該貨物を生産した者の氏名若しくは名称又は住所が明らかであると認める場合には、第一項の通知と併せて、又は当該通知の後で当該認定手続が執られている間、その氏名若しくは名称又は住所を当該貨物に係る育成者権者等に通知するものとする。

4 同上

5 税関長は、認定手続が執られた貨物(次項において「疑義貨物」という。)が前条第一項第三号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは、それぞれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物に係る育成者権者等及び当該認定がされた貨物を輸出しようとする者に通知しなければならない。ただし、次項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

6 税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に係る認定の通知をする前に当該疑義貨物が輸出されないこととなつた場合には、当該疑義貨物に係る育成者権者等に対し、その旨を通知するとともに、認定手続を取りやめるものとする。この場合において、当該疑義貨物の輸出を取りやめようとする者は、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない。

7 第二項又は第三項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた事項を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)

第六十九条の四 育成者権者又は不正競争差止請求権者は、自己の育成者権又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸出されようとする場合は当該貨物について認定手続を執るべきことを申し立てることができる。この場合において、不正競争差止請求権者は、不正競争防止法第二条第一項第一号(定義)に規定する商品等表示であつて当該不正競争差止請求権者に係るものが需要者の間に広く認識されているものであることその他の経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の意見を求め、その意見が記載された書面を税関長に提出しなければならない。

2 税関長は、前項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠がないと認めるときは、当該申立てを受理しないことができる。

3 税関長は、第一項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てを受理したときはその旨及び当該申立てが効力を有する期間(税関長がその期間中にこの章に定めるところに従い輸出されようとする貨物のうちに当該申立てに係る貨物があると認めるときは、その都度、当該申立てに基づき認定手続を執ることとなる期間をいう。)を、前項の規定により当該申立てを受理しなかつたときはその旨及びその理由を当該申立てをした者に通知しなければならない。

4 税関長は、第一項の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物について認定手続を執つたときは、政令で定めるところにより、当該申立てをした者又は当該貨物を輸出しようとする者に対し、それぞれその申請により、当該貨物を点検する機会を与えなければならない。ただし、前条第六項の規

7 同上

(輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)

第六十九条の四 育成者権者は、自己の育成者権を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸出されようとする場合は当該貨物について認定手続を執るべきことを申し立てることができる。

2 同上

3 同上

4 同上

定により当該認定手続を取りやめたときは、この限りでない。

(輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め)

第六十九条の五 税関長は、前条第一項の規定による申立てがあつた場合において必要があると認めるときは、知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第百二十二号)第二条第二項(定義)に規定する知的財産権をいう。以下同じ。)に關し学識経験を有する者であつてその申立てに係る事案の当事者と特別の利害關係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、前条第一項の規定により提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、意見を求めることができる。ただし、同項後段の規定により経済産業大臣の意見を求めべき事項については、この限りでない。

(輸出差止申立てに係る供託等)

第六十九条の六 税関長は、第六十九条の四第一項(輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物についての認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸出されないことにより当該貨物を輸出しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命ずることができる。

2 税関長は、前項の規定により供託された金銭の額が同項に規定する損害の賠償を担保するのに不足すると認めるときは、申立人に対し、期限を定めて、その不足すると認める額の金銭を供託すべき旨を命ずることができる。

3 前二項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項(振替社債等の供託)に規定する振替社債等を含む。以下この条及び第六十九条の十(輸

(輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め)

第六十九条の五 税関長は、前条第一項の規定による申立てがあつた場合において必要があると認めるときは、知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第百二十二号)第二条第二項(定義)に規定する知的財産権をいう。以下同じ。)に關し学識経験を有する者であつてその申立てに係る事案の当事者と特別の利害關係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、前条第一項の規定により提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、意見を求めることができる。

(輸出差止申立てに係る供託等)

第六十九条の六 同上

2 同上

3 前二項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項(振替社債等の供託)に規定する振替社債等を含む。以下この条において同じ。)で税関

<p>出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめること(の求め等)において同じ。 ()で税関長が確実と認めるものをもってこれに代えることができる。</p>	<p>長が確実と認めるものをもってこれに代えることができる。</p>
<p>4 第一項又は第二項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に対する手続に關し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>4 同上</p>
<p>5 申立人は、政令で定めるところにより、第一項に規定する損害の賠償に充てるものとして所要の金銭が当該申立人のために支払われる旨の契約を締結し、同項又は第二項の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、第一項又は第二項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。</p>	<p>5 同上</p>
<p>6 第一項の貨物の輸出者は、申立人に対する同項に規定する損害に係る賠償請求権に關し、同項及び第二項の規定により供託された金銭(第三項の規定による有価証券を含む。第八項から第十項までにおいて同じ。)について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。</p>	<p>6 同上</p>
<p>7 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>7 同上</p>
<p>8 第一項又は第二項の規定により金銭を供託した申立人は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。</p>	<p>8 第一項又は第二項の規定により金銭を供託した申立人は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。</p>
<p>一 供託の原因となつた貨物が第六十九条の二第一項第三号又は第四号(輸出してはならない貨物)に掲げる貨物に該当する旨の第六十九条の三第五項本文(輸出してはならない貨物に係る認定手続)の規定による通知を受けた場合</p>	<p>一 供託の原因となつた貨物が第六十九条の二第一項第三号(輸出してはならない貨物)に掲げる貨物に該当する旨の第六十九条の三第五項本文(輸出してはならない貨物に係る認定手続)の規定による通知を受けた場合</p>
<p>二 供託の原因となつた貨物について第六十九条の三第六項の規定による通知を受けた場合</p>	<p>二 同上</p>
<p>三 第一項の貨物の輸出者が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、同項に規定する損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に規定する損害の賠償を担保する必要がなくなつたことを税関長に証明し、その確認を受けた場合</p>	<p>三 同上</p>
<p>四 第五項の契約を締結して、政令で定めるところにより、税関長の承認を受け</p>	<p>四 同上</p>

た場合

五 供託した有価証券が償還を受けることとなったことその他の事由により現に供託されている供託物に代えて他の供託物を供託することについて、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

9 前項の規定による供託した金銭の取戻しに関し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。

10 税関長は、第一項又は第二項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、これらの規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をせず、かつ、第五項の規定による契約の締結の届出をしないときは、その供託を命じられる原因となつた貨物について認定手続を取りやめることができる。

11 税関長は、前項の規定により認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る申立てをした者及び当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

(輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)

第六十九条の七 特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られたときは、当該貨物に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者又は意匠権者をいう。以下この条において同じ。)又は輸出者(当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者をいう。以下この条において同じ。)
(は、政令で定めるところにより、第六十九条の三第一項(輸出してはならない貨物に係る認定手続)の規定による通知を受けた日(以下この項及び第六十九条の十第二項(輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)において「通知日」という。)から起算して十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。))を経過する日(第六十九条の十第一項及び第二項において「十日経過日」という。))までの期間(その期間の満了する日前に当該認定手続の進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長することを必要と認めてそ

五 同上

9 同上

10 同上

11 同上

の旨を当該特許権者等及び当該輸出者に通知したときは、通知日から起算して二十日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過する日（第六十九条の十第一項において「二十日経過日」という。）までの期間）内は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等（特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七十条第一項（特許発明の技術的範囲）（実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第二十六条（特許法の準用）において準用する場合を含む。）に規定する技術的範囲又は意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第二十五条第一項（登録意匠の範囲）に規定する範囲をいう。第九項及び第六十九条の九（輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）において同じ。）について特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。

2 税関長は、前項の規定による求めがあつたときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、意見を求めるものとする。ただし、同項の規定による求めに係る貨物が第六十九条の二第一項第三号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物に該当するか否かが明らかであるときその他特許庁長官の意見を求める必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 税関長は、第一項の規定による求めがあつた場合において、前項ただし書の規定により特許庁長官の意見を求めなかつたときは、第一項の規定による求めをした特許権者等又は輸出者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

4 特許庁長官は、第二項本文の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

5 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る特許権者等及び輸出者に対し、その旨を通知しなければならない。

6 税関長は、第四項の規定による意見が述べられたときは、その意見に係る特許権者等及び輸出者に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

7| 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあつてはその求めに係る貨物が第六十九条の二第一項第三号に掲げる貨物に該当しないことの認定を、第一項の求めをした者が輸出者である場合にあつてはその求めに係る貨物が同号に掲げる貨物に該当することの認定をしてはならない。

8| 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めた場合において、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあつてはその求めに係る貨物が第六十九条の二第一項第三号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、若しくは第一項の求めをした者が輸出者である場合にあつてはその求めに係る貨物が同号に掲げる貨物に該当しないと認定したとき、又は第六十九条の三第六項若しくは第六十九条の第六十項（輸出差止申立てに係る供託等）の規定により当該貨物について認定手続を取りやめたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。この場合においては、特許庁長官は、第四項の規定による意見を述べることを要しない。

9| 税関長は、特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続において、第六十九条の三第一項の規定による認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、当該認定手続に係る貨物が特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等について意見を求めることができる。

10| 第四項から第六項まで及び次条第五項の規定は、前項の規定により意見を求める場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

め)
(輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め)

(輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣への意見の求め)

第六十九条の八 税関長は、育成者権を侵害する貨物又は第六十九条の二第一項第四号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物に該当するか否かについての認定手続において、第六十九条の三第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続）の規定による認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、育成者権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続にあつては農林水産大臣に、第六十九条の二第一項第四号に掲げる貨物に該当するか否かについての認定手続にあつては経済産業大臣に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。

2 農林水産大臣又は経済産業大臣は、前項の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

3 税関長は、第一項の規定により意見を求めたときは、認定手続に係る育成者権者又は不正競争差止請求権者及び当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 税関長は、第二項の規定による意見が述べられたときは、前項の育成者権者又は不正競争差止請求権者及び当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

5 税関長は、第一項の規定により農林水産大臣又は経済産業大臣の意見を求めた場合において、その求めに係る第二項の規定による意見が述べられる前にその求めに係る貨物が育成者権を侵害する貨物若しくは第六十九条の二第一項第四号に掲げる貨物に該当すると認定したとき若しくは該当しないと認定したとき、又は第六十九条の三第六項若しくは第六十九条の六第十項（輸出差止申立てに係る供託等）の規定により当該貨物について認定手続を取りやめたときは、その旨を農林水産大臣又は経済産業大臣に通知するものとする。この場合においては、農林水産大臣又は経済産業大臣は、第一項の規定による意見を述べないことを要しない。

（輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）

第六十九条の七 税関長は、育成者権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続において、第六十九条の三第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続）の規定による認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、農林水産大臣に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

3 税関長は、第一項の規定により意見を求めたときは、認定手続に係る育成者権者及び当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 税関長は、第二項の規定による意見が述べられたときは、前項の育成者権者及び当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

5 税関長は、第一項の規定により農林水産大臣の意見を求めた場合において、その求めに係る第二項の規定による意見が述べられる前にその求めに係る貨物が育成者権を侵害する貨物に該当すると認定したとき若しくは該当しないと認定したとき、又は第六十九条の三第六項若しくは前条第十項の規定により当該貨物について認定手続を取りやめたときは、その旨を農林水産大臣に通知するものとする。この場合においては、農林水産大臣は、第二項の規定による意見を述べないことを要しない。

第六十九条の九 税関長は、第六十九条の二第一項第三号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物（育成者権を侵害する貨物を除く。）に該当するか否かについての認定手続において、第六十九条の三第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続）の規定による認定をするために必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であつてその認定手続に係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。ただし、技術的範囲等については、この限りでない。

〔輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等〕

第六十九条の十 第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者又は意匠権者（以下この条において「申立特許権者等」という。）の申立てに係る貨物について認定手続が執られたときは、当該貨物を輸出しようとする者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日後は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができる。

- 一 第六十九条の七第一項（輸出してはならない貨物に係る意見を聴くこと（求め等））の規定により十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けた場合
二十日経過日（同条第五項（同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日とその求めに係る同条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日と）のいずれか遅い日）
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 十日経過日（第六十九条の七第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、十日経過日とその求めに係る同条第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する

日とのいずれか遅い日)

2| 税関長は、申立特許権者等の申立てに係る貨物について認定手続を執つたときは、十日経過日前に、当該貨物を輸出しようとする者に対し、通知日を通知しなければならぬ。

3| 税関長は、第一項の規定により認定手続を取りやめることの求めがあつたときは、当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、当該求めをした者(以下この条において「請求者」という。)に対し、期限を定めて、当該認定手続に係る貨物が輸出されることにより当該申立特許権者等が被るおそれがある損害の賠償を担保するために相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命じなければならない。

4| 前項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるものをもつてこれに代えることができる。

5| 第三項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に対する手続に關し必要な事項は、政令で定める。

6| 請求者は、政令で定めるところにより、第三項に規定する損害の賠償に充てるものとして所要の金銭が当該請求者のために支払われる旨の契約を締結し、同項の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、同項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。

7| 第三項の申立特許権者等は、請求者に対する同項に規定する損害に係る賠償請求權に關し、同項の規定により供託された金銭(第四項の規定による有価証券を含む。第九項から第十一項までにおいて同じ。)について、他の債權者に先立ち弁済を受ける權利を有する。

8| 前項の權利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

9| 第三項の規定により金銭を供託した請求者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

一 第十二項の申立特許権者等が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、第三項に規定する損害に係る賠償請求權が時効により消滅したことその他同項に

規定する損害の賠償を担保する必要がなくなつたことを税関長に証明し、その確認を受けた場合

二 第六項の契約を締結して、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

三 供託した有価証券が償還を受けることとなつたことその他の事由により現に供託されている供託物に代えて他の供託物を供託することについて、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

四 前三号に掲げるもののほか、第十二項の申立特許権者等が同項の規定による通知を受けた日から起算して三十日以内に第三項に規定する損害の賠償を求め訴えの提起をしなかつた場合

10 前項の規定による供託した金銭の取戻しに関し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。

11 税関長は、第三項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、同項の規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をし、又は第六項の規定による契約の締結の届出をしたときは、その供託を命じられる原因となつた貨物について認定手続を取りやめるものとする。

12 税関長は、前項の規定により認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者及び当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者等に対し、その旨を通知しなければならない。

第二款 輸入してはならない貨物

(輸入してはならない貨物)

第六十九条の十一 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- 一 麻葉及び向精神葉、大麻、あへん及びけしから並びに覚せい剤(覚せい剤取締法にいう覚せい剤原料を含む。)並びにあへん吸煙具。ただし、政府が輸入するもの及び他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

第二款 輸入してはならない貨物

(輸入してはならない貨物)

第六十九条の八 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- 一 同上

<p>二 けん銃、小銃、機関銃及び砲並びにこれらの銃砲弾並びにけん銃部品。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。</p>	<p>二 同上</p>
<p>三 爆発物（爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条（爆発物の使用）に規定する爆発物をいい、前号及び次号に掲げる貨物に該当するものを除く。）。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。</p>	<p>三 同上</p>
<p>四 火薬類（火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百九号）第二条第一項（定義）に規定する火薬類をいい、第二号に掲げる貨物に該当するものを除く。） 。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。</p>	<p>四 同上</p>
<p>五 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第二条第三項（定義等）に規定する特定物質。ただし、条約又は他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該条約又は他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。</p>	<p>五 同上</p>
<p>五の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第六十九条（定義）に規定する一種病原体等及び同条第二十項に規定する二種病原体等。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。</p>	
<p>六 貨幣、紙幣若しくは銀行券又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品並びに不正に作られた代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をその構成部分とするカード（その原料となるべきカードを含む。）</p>	<p>六 同上</p>
<p>七 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品（次号に掲げる貨</p>	<p>七 同上</p>

物に該当するものを除く。）

八 児童ポルノ（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第二条第三項（定義）に規定する児童ポルノをいう。）

九 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品

十 不正競争防止法第二条第一項第一号から第三号まで（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

2 税関長は、前項第一号から第六号まで、第九号又は第十号に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。

3 税関長は、この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに第一項第七号又は第八号に掲げる貨物に該当すると認めるのに相当の理由がある貨物があるときは、当該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

（輸入してはならない貨物に係る認定手続）

第六十九条の十二 税関長は、この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続（以下この条から第六十九条の二十までにおいて「認定手続」という。）を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（前条第一項第十号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法

八 同上

九 同上

十 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

2 同上

3 同上

（輸入してはならない貨物に係る認定手続）

第六十九条の九 税関長は、この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続（以下この条から第六十九条の十七までにおいて「認定手続」という。）を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（前条第一項第十号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法

第三条第一項（差止請求権）の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。次条から第六十九条の十八までにおいて同じ。）をいう。以下この条において同じ。）及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。

2 税関長は、前項の規定による通知を行う場合には、当該貨物に係る特許権者等に対しては当該貨物を輸入しようとする者及び当該貨物の仕出人の氏名又は名称及び住所を、当該貨物を輸入しようとする者に対しては当該特許権者等の氏名又は名称及び住所を、併せて通知するものとする。

3 税関長は、認定手続が執られる貨物の輸入に係る第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸入申告書その他の税関長に提出された書類、当該認定手続において税関長に提出された書類又は当該貨物における表示から、当該貨物を生産した者の氏名若しくは名称又は住所が明らかであると認める場合には、第一項の通知と併せて、又は当該通知の後で当該認定手続が執られている間、その氏名若しくは名称又は住所を当該貨物に係る特許権者等に通知するものとする。

4 税関長は、認定手続を経た後でなければ、この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物について前条第二項の措置をとることができない。

5 税関長は、認定手続が執られた貨物（以下この条及び第六十九条の十六（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）において「疑義貨物」という。）が前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは、それぞれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物に係る特許権者等及び当該認定がされた貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。ただし、次項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

6 税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に係る認定の通知をする前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該疑義貨物に係る特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、認定手続を取りやめるものとする

三条第一項（差止請求権）の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。次条から第六十九条の十五までにおいて同じ。）をいう。以下この条において同じ。）及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。

2 同上

3 同上

4 同上

5 税関長は、認定手続が執られた貨物（以下この条及び第六十九条の十三（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）において「疑義貨物」という。）が前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは、それぞれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物に係る特許権者等及び当該認定がされた貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。ただし、次項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

6 同上

る。

一 第三十四条（外国貨物の廃棄）の規定により当該疑義貨物が廃棄された場合
二 第四十五条第一項ただし書（許可を受けた者の関税の納付義務等）（第三十六条（保税地域についての規定の準用等）、第四十一条の三、第六十二条（保税蔵置場についての規定の準用）、第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）及び第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定により当該疑義貨物が滅却された場合

三 第七十五条（外国貨物の積戻し）の規定により当該疑義貨物が積み戻された場合
四 前三号に掲げる場合のほか、当該疑義貨物が輸入されないこととなった場合

7 第二項若しくは第三項の規定による通知を受けた者又は第六十九条の十六第二項の規定により承認を受けた同項に規定する申請者は、当該通知を受けた事項又は当該申請に係る見本の検査（分解を含む。同条において同じ。）その他当該見本の取扱いにおいて知り得た事項を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）

第六十九条の十三 特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸入されようとする場合は当該貨物について認定手続を執るべきことを申し立てることができる。この場合において、不正競争差止請求権者は、不正競争防止法第二条第一項第一号（定義）に規定する商品等表示であつて当該不正競争差止請求権者に係るものが需要者の間に広く認識されているものであ

一同上
二同上

三同上

四同上

7 第二項若しくは第三項の規定による通知を受けた者又は第六十九条の十三第二項の規定により承認を受けた同項に規定する申請者は、当該通知を受けた事項又は当該申請に係る見本の検査（分解を含む。同条において同じ。）その他当該見本の取扱いにおいて知り得た事項を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）

第六十九条の十 同上

ることその他の経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の意見を求め、その意見が記載された書面を税関長に提出しなければならない。

2 税関長は、前項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠がないと認めるときは、当該申立てを受理しないことができる。

3 税関長は、第一項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てを受理したときはその旨及び当該申立てが効力を有する期間（税関長がその期間中にこの章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに当該申立てに係る貨物があると認めるときは、その都度、当該申立てに基づき認定手続を執ることとなる期間をいう。）を、前項の規定により当該申立てを受理しなかつたときはその旨及びその理由を当該申立てをした者に通知しなければならない。

4 税関長は、第一項の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物について認定手続を執つたときは、政令で定めるところにより、当該申立てをした者又は当該貨物を輸入しようとする者に対し、それぞれその申請により、当該貨物を点検する機会を与えなければならない。ただし、前条第六項の規定により当該認定手続を取りやめたときは、この限りでない。

（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）

第六十九条の十四 税関長は、前条第一項の規定による申立てがあつた場合において必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であつてその申立てに係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、同項の規定により提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、意見を求めることができる。ただし、同項後段の規定により経済産業大臣の意見を求めるべき事項については、この限りでない。

2 同上

3 同上

4 同上

（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）

第六十九条の十一 同上

(輸入差止申立てに係る供託等)

第六十九条の十五 税関長は、第六十九条の十三第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物についての認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより当該貨物を輸入しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命ずることができる。

2 税関長は、前項の規定により供託された金銭の額が同項に規定する損害の賠償を担保するのに不足すると認めるときは、申立人に対し、期限を定めて、その不足すると認める額の金銭を供託すべき旨を命ずることができる。

3 前二項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券(社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項(振替社債等の供託)に規定する振替社債等を含む。以下この条及び第六十九条の二十(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)において同じ。)で税関長が確実と認めるものをもつてこれに代えることができる。

4 第一項又は第二項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に対する手続に關し必要な事項は、政令で定める。

5 申立人は、政令で定めるところにより、第一項に規定する損害の賠償に充てるものとして所要の金銭が当該申立人のために支払われる旨の契約を締結し、同項又は第二項の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、第一項又は第二項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。

6 第一項の貨物の輸入者は、申立人に対する同項に規定する損害に係る賠償請求権に關し、同項及び第二項の規定により供託された金銭(第三項の規定による有価証券を含む。第八項から第十項までにおいて同じ。)について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

(輸入差止申立てに係る供託等)

第六十九条の十二 税関長は、第六十九条の十一第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物についての認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより当該貨物を輸入しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命ずることができる。

2 同上

3 前二項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券(社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項(振替社債等の供託)に規定する振替社債等を含む。以下この条及び第六十九条の十七(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)において同じ。)で税関長が確実と認めるものをもつてこれに代えることができる。

4 同上

5 同上

6 同上

<p>7 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>8 第一項又は第二項の規定により金銭を供託した申立人は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。</p> <p>一 供託の原因となつた貨物が第六十九条の十一第一項第九号又は第十号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に該当する旨の第六十九条の十二第五項本文（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による通知を受けた場合</p> <p>二 供託の原因となつた貨物について第六十九条の十二第六項の規定による通知を受けた場合</p> <p>三 第一項の貨物の輸入者が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、同項に規定する損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に規定する損害の賠償を担保する必要がなくなつたことを税関長に証明し、その確認を受けた場合</p> <p>四 第五項の契約を締結して、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合</p> <p>五 供託した有価証券が償還を受けることとなつたことその他の事由により現に供託されている供託物に代えて他の供託物を供託することについて、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合</p> <p>9 前項の規定による供託した金銭の取戻しに関し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。</p> <p>10 税関長は、第一項又は第二項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、これらの規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をせず、かつ、第五項の規定による契約の締結の届出をしないときは、その供託を命じられる原因となつた貨物について認定手続を取りやめることができる。</p> <p>11 税関長は、前項の規定により認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る申立てをした者及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に対し、そ</p>	<p>7 同上</p> <p>8 第一項又は第二項の規定により金銭を供託した申立人は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。</p> <p>一 供託の原因となつた貨物が第六十九条の八第一項第九号又は第十号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に該当する旨の第六十九条の九第五項本文（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による通知を受けた場合</p> <p>二 供託の原因となつた貨物について第六十九条の九第六項の規定による通知を受けた場合</p> <p>三 同上</p> <p>四 同上</p> <p>五 同上</p> <p>9 同上</p> <p>10 同上</p> <p>11 同上</p>
---	--

の旨を通知しなければならない。

(申請者による疑義貨物に係る見本の検査)

第六十九条の十六 第六十九条の十三第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、当該申立てに係る貨物について認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る疑義貨物について、これらの者がその見本の検査を受けることを承認するよう申請することができる。この場合において、当該申請を受けた税関長は、その旨を当該疑義貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。

2 税関長は、次の各号のいずれの要件にも該当するときは、前項の申請に応じて、当該申請を行った者(その委託を受けた者を含む。以下この条(第五項を除く。))において「申請者」という。)が当該認定手続に係る疑義貨物の見本の検査を受けることを承認するものとする。ただし、当該申請に係る貨物が第六十九条の十一第一項第九号(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物(回路配置利用権を侵害する貨物を除く。以下この項及び第五項において同じ。)又は同条第一項第十号に掲げる貨物に該当するか否かが明らかであるとき、その他当該見本の検査をすることを承認する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 当該見本に係る疑義貨物が第六十九条の十一第一項第九号に掲げる貨物又は同項第十号に掲げる貨物に該当するものであることについて税関長に証拠を提出し、又は意見を述べるために、当該見本の検査をすることが必要であると認められること。

二 当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者の利益が不当に侵害されるおそれがないと認められること。

三 前号に掲げるもののほか、当該見本が不当な目的に用いられるおそれがないと認められること。

(申請者による疑義貨物に係る見本の検査)

第六十九条の十三 第六十九条の十第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、当該申立てに係る貨物について認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る疑義貨物について、これらの者がその見本の検査を受けることを承認するよう申請することができる。この場合において、当該申請を受けた税関長は、その旨を当該疑義貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。

2 税関長は、次の各号のいずれの要件にも該当するときは、前項の申請に応じて、当該申請を行った者(その委託を受けた者を含む。以下この条(第五項を除く。))において「申請者」という。)が当該認定手続に係る疑義貨物の見本の検査を受けることを承認するものとする。ただし、当該申請に係る貨物が第六十九条の八第一項第九号(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物(回路配置利用権を侵害する貨物を除く。以下この項及び第五項において同じ。)又は同条第一項第十号に掲げる貨物に該当するか否かが明らかであるとき、その他当該見本の検査をすることを承認する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 当該見本に係る疑義貨物が第六十九条の八第一項第九号に掲げる貨物又は同項第十号に掲げる貨物に該当するものであることについて税関長に証拠を提出し、又は意見を述べるために、当該見本の検査をすることが必要であると認められること。

二 同上

三 同上

					四 申請者が当該見本の運搬、保管又は検査その他当該見本の取扱いを適正に行う能力及び資力を有していると認められること。
					三 税関長は、前項の規定により申請者が見本の検査をすることを承認する場合には、その旨を当該申請者（その委託を受けた者を除く。）及び当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。
					四 第二項の規定により税関長が承認した場合には、申請者は、当該見本の検査に必要な限度において、当該見本の運搬、保管又は検査の費用その他必要な費用を負担しなければならない。
					五 前条（第十一項を除く。）の規定は、税関長が第二項の規定により承認する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
	第六十九條の十五 第一項	読み替えられる規定	読み替えられる字句	当該見本に係る疑義貨物が 第六十九條の十一第一項第九号に掲げる貨物又は同項第十号に掲げる貨物に該当する貨物と認定されなかつた場合に	当該見本に係る疑義貨物が 第六十九條の十一第一項第九号に掲げる貨物又は同項第十号に掲げる貨物に該当する貨物と認定されなかつた場合に
	第六十九條の十五 第二項、第五項、第六項及び第八項		申請者	承認の申請をした者（以下この条において「申請者」とする。）	承認の申請をした者（以下この条において「申請者」とする。）
	第六十九條の十五 第十項	認定手続を取りやめる	次条第二項の承認をしない		
6	第二項の規定により承認を受けた申請者が見本の検査をする場合には、税関職員が立ち会うものとする。この場合において、当該見本に係る疑義貨物を輸入し				

					四 同上
					三 同上
					四 同上
					五 前条（第十一項を除く。）の規定は、税関長が第二項の規定により承認する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
	第六十九條の十二 第一項	読み替えられる規定	読み替えられる字句	当該見本に係る疑義貨物が 第六十九條の八第一項第九号に掲げる貨物又は同項第十号に掲げる貨物に該当する貨物と認定されなかつた場合に	当該見本に係る疑義貨物が 第六十九條の八第一項第九号に掲げる貨物又は同項第十号に掲げる貨物に該当する貨物と認定されなかつた場合に
	第六十九條の十二 第二項、第五項、第六項及び第八項		申請者	承認の申請をした者（以下この条において「申請者」とする。）	承認の申請をした者（以下この条において「申請者」とする。）
	第六十九條の十二 第十項	認定手続を取りやめる	次条第二項の承認をしない		
6	同上				

ようとする者は、税関長に申請し、これに立ち会うことができる。

7 前各項に定めるもののほか、第一項の申請の手續、第四項の費用の負担その他申請者による見本の検査に關し必要な事項は、政令で定める。

(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)

第六十九条の十七 特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手續が執られたときは、当該貨物に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者又は意匠権者をいう。以下この条において同じ。)又は輸入者(当該認定手續に係る貨物を輸入しようとする者をいう。以下この条において同じ。)は、政令で定めるところにより、第六十九条の十二第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手續)の規定による通知を受けた日(以下この項及び第六十九条の二十第二項(輸入してはならない貨物に係る認定手續を取りやめることの求め等)において「通知日」という。)から起算して十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)を経過する日(第六十九条の二十第一項及び第二項において「十日経過日」という。)までの期間(その期間の満了する日前に当該認定手續の進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長することを必要と認めてその旨を当該特許権者等及び当該輸入者に通知したときは、通知日から起算して二十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。))を経過する日(第六十九条の二十第一項において「二十日経過日」という。)までの期間)内は、当該認定手續が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手續に係る貨物が当該特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等(特許法第七十条第一項(特許発明の技術的範囲)(実用新案法第二十六条(特許法の準用)において準用する場合を含む。))に規定する技術的範囲又は意匠法第二十五条第一項(登録意匠の範囲)に規定する範囲をいう。第九項及び第六十九条の十九(輸入してはならない貨物に係る認定手續における専門委員への意見の求め)において同じ。)について特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。

7 同上

(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)

第六十九条の十四 特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手續が執られたときは、当該貨物に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者又は意匠権者をいう。以下この条において同じ。)又は輸入者(当該認定手續に係る貨物を輸入しようとする者をいう。以下この条において同じ。)は、政令で定めるところにより、第六十九条の九第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手續)の規定による通知を受けた日(以下この項及び第六十九条の十七第二項(輸入してはならない貨物に係る認定手續を取りやめることの求め等)において「通知日」という。)から起算して十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)を経過する日(第六十九条の十七第一項及び第二項において「十日経過日」という。)までの期間(その期間の満了する日前に当該認定手續の進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長することを必要と認めてその旨を当該特許権者等及び当該輸入者に通知したときは、通知日から起算して二十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。))を経過する日(第六十九条の十七第一項において「二十日経過日」という。)までの期間)内は、当該認定手續が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手續に係る貨物が当該特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等(特許法(昭和三十四年法律第二百一十号)第七十条第一項(特許発明の技術的範囲)(実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第二十六条(特許法の準用)において準用する場合を含む。))に規定する技術的範囲又は意匠法(昭和三十四年法律第二百五号)第二十五条第一項(登録意匠の範囲)に規定する範囲をいう。第九項及び第六十九条の十六(輸入してはならない貨物に係る認定手續における専門委員への意見の求め)において同じ。)について

<p>2 税関長は、前項の規定による求めがあつたときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、意見を求めるものとする。ただし、同項の規定による求めに係る貨物が第六十九条の十一第一項第九号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に該当するか否かが明らかであるときその他特許庁長官の意見を求める必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 税関長は、第一項の規定による求めがあつた場合において、前項ただし書の規定により特許庁長官の意見を求めなかつたときは、第一項の規定による求めをした特許権者等又は輸入者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。</p> <p>4 特許庁長官は、第二項本文の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。</p>	<p>て特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。</p> <p>2 税関長は、前項の規定による求めがあつたときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、意見を求めるものとする。ただし、同項の規定による求めに係る貨物が第六十九条の八第一項第九号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に該当するか否かが明らかであるときその他特許庁長官の意見を求める必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 同上</p> <p>4 同上</p>
<p>5 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る特許権者等及び輸入者に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>6 税関長は、第四項の規定による意見が述べられたときは、その意見に係る特許権者等及び輸入者に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。</p> <p>7 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあつてはその求めに係る貨物が第六十九条の十一第一項第九号に掲げる貨物に該当しないことの認定を、第一項の求めをした者が輸入者である場合にあつてはその求めに係る貨物が同号に掲げる貨物に該当することの認定をしてはならない。</p>	<p>5 同上</p> <p>6 同上</p> <p>7 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあつてはその求めに係る貨物が第六十九条の八第一項第九号に掲げる貨物に該当しないことの認定を、第一項の求めをした者が輸入者である場合にあつてはその求めに係る貨物が同号に掲げる貨物に該当することの認定をしてはならない。</p>
<p>8 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めた場合において、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあつてはその求めに係る貨物が第六十九条の十一第一項第九号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、若しくは第一項の求めをした者が輸入者である場合にあつてはその求めに係る貨物が同号に掲げる貨物に該</p>	<p>8 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めた場合において、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあつてはその求めに係る貨物が第六十九条の八第一項第九号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、若しくは第一項の求めをした者が輸入者である場合にあつてはその求めに係る貨物が同号に掲げる貨物に該</p>

当しないと認定したとき、又は第六十九條の十二第六項若しくは第六十九條の第十項（輸入差止申立てに係る供託等）の規定により当該貨物について認定手続を取りやめたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。この場合においては、特許庁長官は、第四項の規定による意見を述べることを要しない。

9 税関長は、特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続において、第六十九條の十二第一項の規定による認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、当該認定手続に係る貨物が特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等について意見を求めることができる。

10 第四項から第六項まで及び次条第五項の規定は、前項の規定により意見を求める場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（輸入してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め）

第六十九條の十八 税関長は、育成者権を侵害する貨物又は第六十九條の十一第一項第十号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に該当するか否かについての認定手続において、第六十九條の十二第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、育成者権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続にあつては農林水産大臣に、同号に掲げる貨物に該当するか否かについての認定手続にあつては経済産業大臣に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。

2 農林水産大臣又は経済産業大臣は、前項の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

ししないと認定したとき、又は第六十九條の九第六項若しくは第六十九條の第十二項（輸入差止申立てに係る供託等）の規定により当該貨物について認定手続を取りやめたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。この場合においては、特許庁長官は、第四項の規定による意見を述べることを要しない。

9 税関長は、特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続において、第六十九條の九第一項の規定による認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、当該認定手続に係る貨物が特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等について意見を求めることができる。

10 同上

（輸入してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め）

第六十九條の十五 税関長は、育成者権を侵害する貨物又は第六十九條の八第一項第十号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に該当するか否かについての認定手続において、第六十九條の九第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、育成者権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続にあつては農林水産大臣に、同号に掲げる貨物に該当するか否かについての認定手続にあつては経済産業大臣に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。

2 同上

3 税関長は、第一項の規定により意見を求めたときは、認定手続に係る育成者権者又は不正競争差止請求権者及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 税関長は、第二項の規定による意見が述べられたときは、前項の育成者権者又は不正競争差止請求権者及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

5 税関長は、第一項の規定により農林水産大臣又は経済産業大臣の意見を求めた場合において、その求めに係る第二項の規定による意見が述べられる前にその求めに係る貨物が育成者権を侵害する貨物若しくは第六十九条の十一第一項第十号に掲げる貨物に該当すると認定したとき若しくは該当しないと認定したとき、又は第六十九条の十二第六項若しくは第六十九条の十五第十項（輸入差止申立てに係る供託等）の規定により当該貨物について認定手続を取りやめたときは、その旨を農林水産大臣又は経済産業大臣に通知するものとする。この場合においては、農林水産大臣又は経済産業大臣は、第二項の規定による意見を述べることが要しない。

（輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）
第六十九条の十九 税関長は、第六十九条の十一第一項第九号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（育成者権を侵害する貨物を除く。）に該当するか否かについて認定手続において、第六十九条の十二第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による認定をするために必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であつてその認定手続に係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。ただし、技術的範囲等については、この限りでない。

（輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）

3 同上

4 同上

5 税関長は、第一項の規定により農林水産大臣又は経済産業大臣の意見を求めた場合において、その求めに係る第二項の規定による意見が述べられる前にその求めに係る貨物が育成者権を侵害する貨物若しくは第六十九条の八第一項第十号に掲げる貨物に該当すると認定したとき若しくは該当しないと認定したとき、又は第六十九条の九第六項若しくは第六十九条の十二第十項（輸入差止申立てに係る供託等）の規定により当該貨物について認定手続を取りやめたときは、その旨を農林水産大臣又は経済産業大臣に通知するものとする。この場合においては、農林水産大臣又は経済産業大臣は、第二項の規定による意見を述べることが要しない。

（輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）
第六十九条の十六 税関長は、第六十九条の八第一項第九号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（育成者権を侵害する貨物を除く。）に該当するか否かについて認定手続において、第六十九条の九第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による認定をするために必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であつてその認定手続に係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。ただし、技術的範囲等については、この限りでない。

（輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）

第六十九条の二十 第六十九条の十三第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者又は意匠権者（以下この条において「申立特許権者等」という。）の申立てに係る貨物について認定手続が執られたときは、当該貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日後は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができる。

一 第六十九条の十七第一項（輸入してはならない貨物に係る意見を聴くこと（求め等）の規定により十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けた場合において同じ。）の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日（同条第五項（同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日とその求めに係る同条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日）のいずれか遅い日）

二 前号に掲げる場合以外の場合 十日経過日（第六十九条の十七第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、十日経過日とその求めに係る同条第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日）のいずれか遅い日）

2 税関長は、申立特許権者等の申立てに係る貨物について認定手続を執つたときは、十日経過日前に、当該貨物を輸入しようとする者に対し、通知日を通知しなければならぬ。

3 税関長は、第一項の規定により認定手続を取りやめること（求めがあつたときは、当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、当該求めをした者（以下この条において「請求者」という。）に対し、期限を定めて、当該認定手続に係る貨物が輸入されることにより当該申立特許権者等が被るおそれがある損害の賠償を担保するために相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命じなければならぬ。

第六十九条の十七 第六十九条の十一第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者又は意匠権者（以下この条において「申立特許権者等」という。）の申立てに係る貨物について認定手続が執られたときは、当該貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日後は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができる。

一 第六十九条の十四第一項（輸入してはならない貨物に係る意見を聴くこと（求め等）の規定により十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けた場合において同じ。）の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日（同条第五項（同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日とその求めに係る同条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日）のいずれか遅い日）

二 前号に掲げる場合以外の場合 十日経過日（第六十九条の十四第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、十日経過日とその求めに係る同条第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日）のいずれか遅い日）

2 同上

3 同上

<p>4 前項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券で税関長が 確実と認めるものをもってこれに代えることができる。</p>	<p>4 同上</p>
<p>5 第三項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に対する手続に関し必 要な事項は、政令で定める。</p>	<p>5 同上</p>
<p>6 請求者は、政令で定めるところにより、第三項に規定する損害の賠償に充てる ものとして所要の金銭が当該請求者のために支払われる旨の契約を締結し、同項 の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約 の効力の存する間、同項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。</p>	<p>6 同上</p>
<p>7 第三項の申立特許権者等は、請求者に対する同項に規定する損害に係る賠償請 求権に関し、同項の規定により供託された金銭（第四項の規定による有価証券を 含む。第九項から第十一項までにおいて同じ。）について、他の債権者に先立ち 弁済を受ける権利を有する。</p>	<p>7 同上</p>
<p>8 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>8 同上</p>
<p>9 第三項の規定により金銭を供託した請求者は、次の各号に掲げる場合のいずれ かに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。</p>	<p>9 同上</p>
<p>一 第十二項の申立特許権者等が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、第 三項に規定する損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に 規定する損害の賠償を担保する必要がなくなつたことを税関長に証明し、その 確認を受けた場合</p>	<p>一 同上</p>
<p>二 第六項の契約を締結して、政令で定めるところにより、税関長の承認を受け た場合</p>	<p>二 同上</p>
<p>三 供託した有価証券が償還を受けることとなつたことその他の事由により現に 供託されている供託物に代えて他の供託物を供託することについて、政令で定 めるところにより、税関長の承認を受けた場合</p>	<p>三 同上</p>
<p>四 前三号に掲げるもののほか、第十二項の申立特許権者等が同項の規定による 通知を受けた日から起算して三十日以内に第三項に規定する損害の賠償を求め る訴えの提起をしなかつた場合</p>	<p>四 同上</p>

10 前項の規定による供託した金銭の取戻しに関し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。

11 税関長は、第三項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、同項の規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をし、又は第六項の規定による契約の締結の届出をしたときは、その供託を命じられる原因となつた貨物について認定手続を取りやめるものとする。

12 税関長は、前項の規定により認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者及び当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者等に対し、その旨を通知しなければならない。

第三款 専門委員

(専門委員)

第六十九条の二十一 第六十九条の五（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）及び第六十九条の九（輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）並びに第六十九条の十四（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）及び第六十九条の十九（輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）の規定により税関長から意見を求められた専門委員は、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。専門委員でなくなつた後においても、同様とする。

2 専門委員の委嘱その他専門委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(輸入を許可された貨物とみなすもの)

第七十四条 外国貨物で、日本郵政公社から交付された郵便物（政令で定めるものを除く。）若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第三条各号（郵便法の適用除外）に掲げる場合に該当して信書便物の送達を行う者から交付された信書、第六十二条の六第一項（許可の期間満了後保税税展示場にある外国貨物についての関税の徴収）の規定により関税が徴収されたもの、第六十九条の二第二項

10 同上

11 同上

12 同上

第三款 専門委員

(専門委員)

第六十九条の十八 第六十九条の五（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）並びに第六十九条の十一（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）及び第六十九条の十六（輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）の規定により税関長から意見を求められた専門委員は、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。専門委員でなくなつた後においても、同様とする。

2 同上

(輸入を許可された貨物とみなすもの)

第七十四条 外国貨物で、日本郵政公社から交付された郵便物（政令で定めるものを除く。）若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第三条各号（郵便法の適用除外）に掲げる場合に該当して信書便物の送達を行う者から交付された信書、第六十二条の六第一項（許可の期間満了後保税税展示場にある外国貨物についての関税の徴収）の規定により関税が徴収されたもの、第六十九条の二第二項

(輸出してはならない貨物)、第六十九條の十一第二項(輸入してはならない貨物)若しくは第一百八條第一項(没収)の規定により没収されたもの、第八十四條第一項から第三項まで(収容貨物の公売又は売却)(第八十八條(留置貨物)及び第三百三十三條第三項(領置物件又は差押物件)において準用する場合を含む。)(若しくは第三百三十三條第二項(領置物件又は差押物件の公売)の規定により公売に付され、若しくは随意契約により売却されて買受人が買い受けたもの、第三百三十四條第三項(領置物件又は差押物件の帰属)の規定により国庫に帰属したものの、第三百三十八條第一項(通告処分)の規定により納付されたもの、刑事訴訟法の規定により売却され、没収が執行され、若しくは国庫に帰属したものの又は銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の規定により売却され、若しくは国庫に帰属したもののその他これらに類するもので政令で定めるものは、この法律の適用については、輸入を許可された貨物とみなす。

(外国貨物の積戻し)

第七十五條 本邦から外国に向けて行う外国貨物(仮に陸揚げされた貨物を除く。)(の積戻しには、第六十七條(輸出又は輸入の許可)、第六十七條の二(輸出申告又は輸入申告の時期)、第六十八條から第六十九條の十まで(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所・輸出してはならない貨物・輸出してはならない貨物に係る認定手続・輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)・輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め・輸出差止申立てに係る供託等・輸出してはならない貨物に係る意見の聴くことの求め等)・輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め・輸出してはならない貨物に係る認定手続をとりやめること(の求め等)及び第七十條(証明又は確認)の規定を準用する。この場合において、第六十九條の二第一項中「貨物」とあるのは「貨物(第六十九條の十一第二項の規定により積戻しを命じられたものを除く。)(」と、同項第三号及び第四号中「物品」とあるのは「物品(他の法令の規

(輸出してはならない貨物)、第六十九條の八第二項(輸入してはならない貨物)若しくは第一百八條第一項(没収)の規定により没収されたもの、第八十四條第一項から第三項まで(収容貨物の公売又は売却)(第八十八條(留置貨物)及び第三百三十三條第三項(領置物件又は差押物件)において準用する場合を含む。)(若しくは第三百三十三條第二項(領置物件又は差押物件の公売)の規定により公売に付され、若しくは随意契約により売却されて買受人が買い受けたもの、第三百三十四條第三項(領置物件又は差押物件の帰属)の規定により国庫に帰属したものの、第三百三十八條第一項(通告処分)の規定により納付されたもの、刑事訴訟法の規定により売却され、没収が執行され、若しくは国庫に帰属したものの又は銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の規定により売却され、若しくは国庫に帰属したもののその他これらに類するもので政令で定めるものは、この法律の適用については、輸入を許可された貨物とみなす。

(外国貨物の積戻し)

第七十五條 本邦から外国に向けて行う外国貨物(仮に陸揚げされた貨物を除く。)(の積戻しには、第六十七條(輸出又は輸入の許可)、第六十七條の二(輸出申告又は輸入申告の時期)、第六十八條から第六十九條の七まで(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所・輸出してはならない貨物・輸出してはならない貨物に係る認定手続・輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)・輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め・輸出差止申立てに係る供託等・輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め)及び第七十條(証明又は確認)の規定を準用する。この場合において、第六十九條の二第一項中「貨物」とあるのは「貨物(第六十九條の八第二項の規定により積戻しを命じられたものを除く。)(」と、同項第三号中「物品」とあるのは「物品(他の法令の規定により積戻すことができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより積戻すものを除く。)(」とする。

定により積み戻すことができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより積み戻すものを除く。」とする。

(審議会等への諮問)

第九十一条 次に掲げる処分又は通知について審査請求があつたときは、財務大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条（審議会等）に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 関税の確定若しくは徴収に関する処分又は滞納処分（国税徴収の例により関税を徴収する場合における滞納処分をいう。）

二 第六十九条の二第三項（輸出してはならない貨物）又は第六十九条の十一第三項（輸入してはならない貨物）の規定による通知

三 第六十九条の三第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続）若しくは第六十九条の十二第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による認定又は第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）若しくは第六十九条の十三第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立ての受理若しくは第六十九条の四第二項若しくは第六十九条の十三第二項の規定により当該受理をしないこと。

第八十条の四 第六十九条の二第一項第一号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物を輸出した者（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻し（第六十九条の十一第二項（輸入してはならない貨物）の規定により命じられて行うものを除く。）をした者を含む。）は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十九条の二第一項第二号から第四号までに掲げる貨物を輸出した者（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻し（同項第三号及び第四号に掲げる物品であつて他の法令の規定により当該物品を積み戻すことができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより行う

(審議会等への諮問)

第九十一条 次に掲げる処分又は通知について審査請求があつたときは、財務大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条（審議会等）に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一同 上

二 第六十九条の二第三項（輸出してはならない貨物）又は第六十九条の八第三項（輸入してはならない貨物）の規定による通知

三 第六十九条の三第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続）若しくは第六十九条の九第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による認定又は第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）若しくは第六十九条の十第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立ての受理若しくは第六十九条の四第二項若しくは第六十九条の十第二項の規定により当該受理をしないこと。

第八十条の四 第六十九条の二第一項第一号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物を輸出した者（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻し（第六十九条の八第二項（輸入してはならない貨物）の規定により命じられて行うものを除く。）をした者を含む。）は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十九条の二第一項第二号及び第三号に掲げる貨物を輸出した者（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻し（同号に掲げる物品であつて他の法令の規定により当該物品を積み戻すことができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより行うもの及び第六十九条の

<p>もの及び第六十九条の十一第二項の規定により命じられて行うものを除く。)をした者を含む。)は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>3 前二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又はこれらの項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項の例による。</p>	<p>【第二項の規定により命じられて行うものを除く。）をした者を含む。）は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>3 同上</p>
<p>第九号 第六十九条の十一第一項第一号から第六号まで（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物を輸入した者は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 第六十九条の十一第一項第七号から第十号までに掲げる貨物を輸入した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>3 前二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又はこれらの項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項の例による。</p>	<p>第九号 第六十九条の八第一項第一号から第六号まで（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物を輸入した者は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 第六十九条の八第一項第七号から第十号までに掲げる貨物を輸入した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>3 同上</p>
<p>第九号の二 第六十九条の十一第一項第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限る。）を第三十条第二項（外国貨物を置く場所の制限）の規定に違反して保税地域に置き、又は第六十五条の二（保税運送ができない貨物）の規定に違反して外国貨物のまま運送した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 前項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、同項の例による。</p>	<p>第九号の二 第六十九条の八第一項第一号から第四号まで及び第六号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限る。）を第三十条第二項（外国貨物を置く場所の制限）の規定に違反して保税地域に置き、又は第六十五条の二（保税運送ができない貨物）の規定に違反して外国貨物のまま運送した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 同上</p>
<p>第十号の四 第六十九条の二十一第一項（専門委員）の規定に違反して秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十号の四 第六十九条の十八第一項（専門委員）の規定に違反して秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

<p>関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第八条関係）</p> <p>（輸出してはならない貨物に係る認定手続）</p> <p>第六十九条の三 税関長は、この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物のうちに前条第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続（以下この条から第六十九条の十までにおいて「認定手続」という。）を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（同項第四号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三条第一項（差止請求権）の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。次条から第六十九条の八までにおいて同じ。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び当該貨物を輸出しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が前条第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。</p> <p>2 税関長は、前項の規定による通知を行う場合には、当該貨物に係る特許権者等に対しては当該貨物を輸出しようとする者及び当該貨物の仕向人の氏名又は名称及び住所を、当該貨物を輸出しようとする者に対しては当該特許権者等の氏名又は名称及び住所を、併せて通知するものとする。</p> <p>3 税関長は、認定手続が執られる貨物の輸出に係る第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸出申告書その他の税関長に提出された書類、当該認定手</p>	<p>関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第八条関係）</p> <p>（輸出してはならない貨物に係る認定手続）</p> <p>第六十九条の三 税関長は、この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物のうちに前条第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続（以下この条から第六十九条の七までにおいて「認定手続」という。）を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る育成者権者等（育成者権者又は不正競争差止請求権者（同項第四号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三条第一項（差止請求権）の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。次条から第六十九条の七までにおいて同じ。）をいう。以下この条において同じ。）及び当該貨物を輸出しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が前条第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。</p> <p>2 税関長は、前項の規定による通知を行う場合には、当該貨物に係る育成者権者等に対しては当該貨物を輸出しようとする者及び当該貨物の仕向人の氏名又は名称及び住所を、当該貨物を輸出しようとする者に対しては当該育成者権者等の氏名又は名称及び住所を、併せて通知するものとする。</p> <p>3 税関長は、認定手続が執られる貨物の輸出に係る第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸出申告書その他の税関長に提出された書類、当該認定手</p>

続において税関長に提出された書類又は当該貨物における表示から、当該貨物を生産した者の氏名若しくは名称又は住所が明らかであると認める場合には、第一項の通知と併せて、又は当該通知の後で当該認定手続が執られている間、その氏名若しくは名称又は住所を当該貨物に係る特許権者等に通知するものとする。

4 税関長は、認定手続を経た後でなければ、この章に定めるところに従い輸出せよとする貨物について前条第二項の措置をとることができない。

5 税関長は、認定手続が執られた貨物（次項において「疑義貨物」という。）が前条第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは、それぞれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物に係る特許権者等及び当該認定がされた貨物を輸出しようとする者に通知しなければならぬ。ただし、次項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

6 税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に係る認定の通知をする前に当該疑義貨物が輸出されないこととなつた場合には、当該疑義貨物に係る育成者権者等に対し、その旨を通知するとともに、認定手続を取りやめるものとする。この場合において、当該疑義貨物の輸出を取りやめようとする者は、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない。

7 第二項又は第三項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた事項を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）

第六十九条の四 特許権者等は、自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは育成者権又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸出せよとする場合は当該貨物について認定手続を執るべきことを申し立てることができる。この場合において、不正競争差止請求権者は、不正競争防止法第二條第一項第一号（定義）に規定する商品等表示であつて当該不正競争差止請求権者に係るものが需要者の間に広

続において税関長に提出された書類又は当該貨物における表示から、当該貨物を生産した者の氏名若しくは名称又は住所が明らかであると認める場合には、第一項の通知と併せて、又は当該通知の後で当該認定手続が執られている間、その氏名若しくは名称又は住所を当該貨物に係る育成者権者等に通知するものとする。

4 同上

5 税関長は、認定手続が執られた貨物（次項において「疑義貨物」という。）が前条第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは、それぞれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物に係る育成者権者等及び当該認定がされた貨物を輸出しようとする者に通知しなければならぬ。ただし、次項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

6 同上

7 同上

（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）

第六十九条の四 育成者権者又は不正競争差止請求権者は、自己の育成者権又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸出せよとする場合は当該貨物について認定手続を執るべきことを申し立てることができる。この場合において、不正競争差止請求権者は、不正競争防止法第二條第一項第一号（定義）に規定する商品等表示であつて当該不正競争差止請求権者に係るものが需要者の間に広く認識されているも

<p>く認識されているものであることその他の経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の意見を求め、その意見が記載された書面を税関長に提出しなければならない。</p> <p>2 税関長は、前項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠がないと認めるときは、当該申立てを受理しないことができる。</p> <p>3 税関長は、第一項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てを受理したときはその旨及び当該申立てが効力を有する期間（税関長がその期間中にこの章に定めるところに従い輸出されようとする貨物のうちに当該申立てに係る貨物があると認めるときは、その都度、当該申立てに基づき認定手続を執ることとなる期間をいう。）を、前項の規定により当該申立てを受理しなかつたときはその旨及びその理由を当該申立てをした者に通知しなければならない。</p> <p>4 税関長は、第一項の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物について認定手続を執つたときは、政令で定めるところにより、当該申立てをした者又は当該貨物を輸出しようとする者に対し、それぞれその申請により、当該貨物を点検する機会を与えなければならない。ただし、前条第六項の規定により当該認定手続を取りやめたときは、この限りでない。</p>	<p>のであることその他の経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の意見を求め、その意見が記載された書面を税関長に提出しなければならない。</p> <p>2 同上</p> <p>3 同上</p> <p>4 同上</p>
--	---

改正案	現行
<p>関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第九条関係） （暫定税率）</p> <p>第二条 別表第一に掲げる物品で平成十九年三月三十一日まで（同表の品名の欄にこれと異なる期限又は期間を定めているものにあつては、当該期限まで又は当該期間内）に輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。</p> <p>2 別表第一の三に掲げる物品で平成十九年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。</p> <p>第五条から第七条の二まで 削除</p>	<p>関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第九条関係） （暫定税率）</p> <p>第二条 別表第一に掲げる物品で平成十八年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。</p> <p>2 別表第一の三に掲げる物品で平成十八年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。</p> <p>第五条 削除</p> <p>第六条 エチレンその他の政令で定める石油化学製品の製造者が、関税納付済みの関税定率法別表第二七〇九・〇〇号に掲げる石油及び歴青油又は同表第二七一〇・一九号の一の(三)に掲げる粗油（以下「関税納付済み原油等」という。）から本邦において製造された同表第二七一〇・一一号の一の(一)のCの(b)に掲げる揮発油、同表第二七・一一項に掲げる石油ガス、同表第二七一三・二〇号に掲げる石油アスファルト、同表第二七〇七・一〇号から第二七〇七・三〇号まで、第二七〇七・五〇号若しくは第二七〇七・九九号に該当する改質炭化水素油、同表第二七一〇・一一号の一の(二)のB若しくは第二七一〇・一九号の一の(一)のBに掲げる灯油、同表第二七一〇・一一号の一の(三)若しくは第二七一〇・一九号の一の(二)に掲げる軽油又は同表第二七一〇・一九号の一の(三)に掲げる重油（以下「揮発油等」という。）を税関長の承認を受けた製造工場で平成十八年三月三十一日までに当</p>

該石油化学製品の原料として使用した場合には、政令で定めるところにより、その原料として使用した揮発油等につき、関税納付済み原油等の負担する関税に相当する額を基準として政令で定める率により算出した金額に相当する関税を、当該製造者が当該揮発油等の原料となつた関税納付済み原油等につき納付したものとみなして、当該金額をその者に還付する。

2 前項の規定による還付を受けようとする者は、同項の用途に使用した揮発油等について、月中の使用数量その他政令で定める事項を記載した届出書を、その使用した月の翌月十五日までに、同項の製造工場を所轄する税関に提出して、当該事項につき確認を受けなければならない。

(石油アスファルト等に係る関税の還付)

第七条 関税率法別表第二七一三・一一号若しくは第二七一三・一二号に掲げる石油コークス又は同表第二七一三・二〇号に掲げる石油アスファルト(以下この条において「石油アスファルト等」という。)を製造する者(以下この条において「石油アスファルト等製造業者」という。)が、税関長の承認を受けた製造工場において関税納付済み原油等、同表第二七一〇・一一号若しくは第二七一〇・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品(本邦において関税納付済み原油等から製造されたものに限る。)又は同表第二七一三項に掲げる石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物(本邦において関税納付済み原油等から製造されたものに限る。)から製造した石油アスファルト等を、平成十八年三月三十一日までに、当該製造工場から移出(政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)し、又は当該製造工場内において燃料として消費した場合には、政令で定めるところにより、当該移出をされ、又は消費をされた石油アスファルト等の数量につき一トン当たり百九十円の割合で算出して得た金額に相当する関税を、当該石油アスファルト等製造業者に(当該石油アスファルト等製造業者が当該石油アスファルト等の原料となつた関税納付済み原油等に係る関税の納税者でない場合にあつては、当該関税納付済み原油等につき当

(輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税)

第七条の三 平成七年度から平成十八年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量(以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなった月の翌々の初日(以下この条において「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税定率法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条の規定にかかわらず、同法別表に定める税率(別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。)及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率(第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。)のうちいずれか低いもの(関税についての条約の特別の規定及び同法第五条(便益関税)の規定による便益を受けない国(その一部である地域を含む。))の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。)に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、

該石油アスファルト等製造業者が当該関税を納付したものとみなして、当該石油アスファルト等製造業者に)還付する。

2| 石油アスファルト等製造業者は、前項に規定する承認を受けた石油アスファルト等の製造工場に関税定率法別表第二七・一三項に掲げる石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物を移入したときは、その移入の目的、数量その他政令で定める事項を記載した書類を、その移入をした月の翌月末日までに、当該製造工場を所轄する税関に提出しなければならない。

第七条の二 削除

(輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税)

第七条の三 平成七年度から平成十七年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量(以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなった月の翌々の初日(以下この条において「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税定率法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条の規定にかかわらず、同法別表に定める税率(別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。)及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率(第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。)のうちいずれか低いもの(関税についての条約の特別の規定及び同法第五条(便益関税)の規定による便益を受けない国(その一部である地域を含む。))の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。)に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、

それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 第八条の五第二項の規定により政令で定める物品で別表第一の品名の欄に規定する政令で定める数量の範囲内で輸入されるもの

二 関税率法別表第〇四〇二・一〇号の一及び二の(一)、第〇四〇二・二一号の一及び二の(二)、第〇四〇二・二九号並びに第〇四〇二・九九号の一の(二)及び二に掲げるミルク及びクリーム、同表第〇四〇三・九〇号の一に掲げる凝固したミルク及びクリーム等、同表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ並びに同表第〇四〇五・一〇号、第〇四〇五・二〇号及び第〇四〇五・九〇号に掲げるミルクから得たバターその他の油脂及びデイスプレッドのうち、独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)第十三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

三 関税率法別表第一〇〇一・一〇号及び第一〇〇一・九〇号に掲げる小麦及びメスリン、同表第一〇〇三・〇〇号に掲げる大麦及び裸麦、同表第一〇〇八・九〇号の二の(一)に掲げるライ小麦、同表第一〇〇一・〇〇号に掲げる小麦粉及びメスリン粉、同表第一〇二・九〇号の一及び二に掲げる大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉、同表第一〇三・一一号、第一〇三・一九号の一及び二、第一〇三・二〇号の一、四及び五に掲げるひき割り穀物等、同表第一〇四・一九号の一及び三並びに第一〇四・二九号の一及び三に掲げる加工穀物、同表第一〇八・一一号に掲げる小麦でん粉、同表第一九〇一・二〇号の一の(二)のB、C及びDの(a)並びに第一九〇一・九〇号の一の(二)のB、C及びDの(a)に掲げる穀粉等の調製食料品、同表第一九〇四・一〇号の二の(二)及び(三)、第一九〇四・二〇号の二の(二)及び(三)、第一九〇四・三〇号並びに第一九〇四・九〇号の二及び三に掲げる穀物等の調製食料品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の(一)のBに掲げる調製食料品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に

それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 第八条の六第二項の規定により政令で定める物品で別表第一の品名の欄に規定する政令で定める数量の範囲内で輸入されるもの

二 同 上

関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十二条の規定により輸入するもの及び同法第四十五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

三の二 関稅定率法別表第一〇〇六・一〇号、第一〇〇六・二〇号、第一〇〇六・三〇号及び第一〇〇六・四〇号に掲げる米、同表第一一〇二・三〇号に掲げる米粉、同表第一一〇三・一九号の四及び第一一〇三・二〇号の三の(二)に掲げるひき割り穀物等、同表第一一〇四・一九号の二の(二)及び第一一〇四・二九号の二に掲げる加工穀物、同表第一九〇一・二〇号の一の(二)のA及び(三)並びに第一九〇一・九〇号の一の(二)のA及び(三)に掲げる穀粉等の調製食料品、同表第一九〇四・一〇号の二の(一)、第一九〇四・二〇号の二の(一)及び第一九〇四・九〇号の一に掲げる穀物等の調製食料品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の(一)のAに掲げる調製食料品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三十条の規定により輸入するもの、同法第三十一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三十四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四十九条第一項の規定により政府が貸付けを行つた米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもの

四 関稅定率法別表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる生糸のうち、独立行政法人農畜産業振興機構が生糸の輸入に係る調整等に関する法律（昭和二十六年法律第三百十号）第二条に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同法第十一条に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの

五 関稅定率法第九条第一項第二号（緊急関稅等）の規定による措置その他の世界貿易機關を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関稅及び貿易に関する一般協定（以下「一般協定」という。）第十九条1（特定の貨物の輸入に対する緊急措置）の規定及び世界貿易機關を設立するマラケシュ協定

附属書一Aのセーフガードに関する協定（以下「セーフガード協定」という。）による措置がとられている物品

六 発動日前において本邦に向けて送り出された物品であることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの

3 第一項に規定する場合に該当することとなつた別表第一の六に掲げる物品について、当該物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該指定された物品について、同項の規定の適用を停止することができる。

4 第一項に規定する輸入基準数量は、別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を各項ごとに合計した数量として、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た数量とする。ただし、その算出して得た数量が当該年度の初日の属する年の前年（同表第一五項から第一九項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の前々年の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この条において単に「前年」という。）までの過去三年間における各年（同表第一五項から第一九項までに掲げる物品にあつては、毎年十月一日からその翌年の九月三十日までの各期間。以下この条において同じ。）の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量（以下この条において「平均輸入数量」という。）に百分の百五を乗じて得た数量を下回る場合にあつては、輸入基準数量は、平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量とする。

一 平均輸入数量が前年までの過去三年間における各年の国内消費量を合計したものの三分の一に相当する数量（以下この条において「平均国内消費量」という。）に百分の十を乗じて得た数量以下の場合 平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年（同表第一五項から第一九項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の三年前の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この条において単に「前々年

3
7
同上

「という。）の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量（前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して控除しきれない数量があるときは、平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量）

二 平均輸入数量が平均国内消費量に百分の十を乗じて得た数量を超え、百分の三十を乗じて得た数量以下の場合 平均輸入数量に百分の百十を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量（前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して控除しきれない数量があるときは、平均輸入数量に百分の百十を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量）

三 平均輸入数量が平均国内消費量に百分の三十を乗じて得た数量を超える場合 平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量（前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して控除しきれない数量があるときは、平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量）

5 前項の規定により第一項に規定する輸入基準数量を算出するに当たり、別表第一の六の各項のうちに前年までの過去三年間における国内消費量が不明な物品を含む項がある場合には、当該国内消費量が不明な物品を含む項に係る輸入基準数量は、その項の平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量とする。

6 第一項及び第四項に規定する輸入数量は、関税法第百二条第一項第一号（統計の作成）の統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、第四項に規定する国内消費量は、政令で定める統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、それぞれ政令で定めるところにより算出するものとする。

7 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を翌月末までに、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸

入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日をその超えることとなった月の翌末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税)

第七条の四 平成七年度から平成十八年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格(数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)が発動基準価格(昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。)を下回るものに課する関税の額は、関税率法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

- 一 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の十を乗じて得た金額を超え、百分の四十を乗じて得た金額以下の場合 加算される税額＝(発動基準価格×0.9－課税価格)×0.3
- 二 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の四十を乗じて得た金額を超え、百分の六十を乗じて得た金額以下の場合 加算される税額＝(発動基準価格×0.6－課税価格)×0.5＋発動基準価格×0.09
- 三 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の六十を乗じて得た金額を超え、百分の七十五を乗じて得た金額以下の場合 加算される税額＝(発動基準価格×0.4－課税価格)×0.7＋発動基準価格×0.19
- 四 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の七十五を乗じて得た金額を超える場合 加算される税額＝(発動基準価格×0.25－課税価格)×0.9＋発動基準価格×0.295

(課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税)

第七条の四 平成七年度から平成十七年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格(数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)が発動基準価格(昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。)を下回るものに課する関税の額は、関税率法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

- 一 四 同 上

2 前項の規定は、別表第一の七に掲げる物品が前条第二項第一号から第五号までの各号のいずれかに該当する場合又は同条の規定により加算された関税が課されている物品である場合には、適用しない。

3 別表第一の七に掲げる物品のうち、当該物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競争する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該指定された物品について、第一項の規定の適用を停止することができる。

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成十八年度までの各年度において、関稅定率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)(以下この条において「生鮮等牛肉」という。)(又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛の肉(冷凍したものに限る。)(以下この条において「冷凍牛肉」という。)(について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(第八条の七第一項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において「同」)が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(平成十八年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。)(に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、その超えることとなった月の属する四半期の翌

2及び3 同上

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成十七年度までの各年度において、関稅定率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)(以下この条において「生鮮等牛肉」という。)(又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛の肉(冷凍したものに限る。)(以下この条において「冷凍牛肉」という。)(について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(第八条の八第一項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。第三項において「同」)が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、その超えることとなった月の属する四半期の翌四半期の初日(その超えることとなった月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなった月の翌々月の初日。第三項において「第一号に係る発動日」という。)(から当該年度の末日まで。

四半期の初日（その超えることとなった月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなった月の翌々月の初日。第三項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで。

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成十八年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合 当該年度の翌年度の初日（その超えることとなった月が三月であるときは、同年度の五月一日。第三項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで。

2 第七条の三第六項の規定は、前項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を算出する場合について準用する。

3 財務大臣は、当該年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量（第八条の七第一項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。）を翌月末日までに、当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日を超えたこととなった月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

（生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置）

第七条の六 平成七年度から平成十八年度までの各年度において、関税率法別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」という。）並びに同法別表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二二号の二及び第〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第〇二〇六・三〇号の二の（二）及び第〇二〇六・四九号

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（第八条の八第一項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。）が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合 当該年度の翌年度の初日（その超えることとなった月が三月であるときは、同年度の五月一日。第三項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで。

2 同上

3 財務大臣は、当該年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量（第八条の八第一項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。）を翌月末日までに、当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日を超えたこととなった月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

（生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置）

第七条の六 平成七年度から平成十七年度までの各年度において、関税率法別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」という。）並びに同法別表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二二号の二及び第〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第〇二〇六・三〇号の二の（二）及び第〇二〇六・四九号

の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第〇二一〇・一一号、第〇二一〇・一二号、第〇二一〇・一九号及び第〇二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。)が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合 その超えることとなった月の属する四半期の翌四半期の初日(その超えることとなった月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなった月の翌々月の初日。第七項において「第一号に係る発動日」という。)から当該年度の末日まで。

二 当該年度中の豚肉等の輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合 当該年度の翌年度の初日(その超えることとなった月が三月であるときは、同年度の五月一日。第七項において「第二号に係る発動日」という。)

の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第〇二一〇・一一号、第〇二一〇・一二号、第〇二一〇・一九号及び第〇二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量(第八条の七第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。第七項において同じ。)が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合 その超えることとなった月の属する四半期の翌四半期の初日(その超えることとなった月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなった月の翌々月の初日。第七項において「第一号に係る発動日」という。)から当該年度の末日まで。

二 当該年度中の豚肉等の輸入数量(第八条の七第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。)が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合 当該年度の翌年度の初日(その超えることとなった月が三月である

から同年度の第一四半期の末日まで。

2 平成七年度から平成十八年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなった月の翌々の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 第一項第一号又は第二号に規定する場合に該当する場合であつて、かつ、前項に規定する場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち第一項第一号又は第二号に定める期間と前項に定める期間が重複する期間（以下この条において「重複期間」という。）内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、別表第一の八第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第三号」とあるのは「同表第一項第四号」と、同表第〇二〇三・一一号の(1)中「同表第二項第三号」とあるのは「同表第二項第四号」と、同表第〇二〇三・一二号の(1)中「同表第三項第三号」とあるのは「同表第三項第四号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第三号」とあるのは「同表第四項第四号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

4 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 輸入に係る生きている豚及び豚肉等が第二項に係る発動日又は重複期間の開始の日（第一項第一号又は第二号に規定する場合に該当している場合において第二項に規定する場合に該当することとなった場合の重複期間の開始の日に限る。）前において本邦に向けて送り出されたものであることを政令で定めるところにより税関長が認めた場合

二 生きている豚及び豚肉等について関税率法第九条第一項第二号（緊急関税

ときは、同年度の五月一日。第七項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで。

2 平成七年度から平成十七年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量（第八条の七第二項の譲許の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。第七項において同じ。）があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなった月の翌々の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3及び4 同上

等)の規定による措置その他の一般協定第十九条1(特定の貨物の輸入に対する緊急措置)の規定及びセーフガード協定による措置がとられている場合

5 第七条の三四項の規定は、第二項に規定する輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「輸入数量を」とあるのは「輸入数量(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。を)」と、同項各号中「国内消費量」とあるのは「国内消費量(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量に相当する数量を除く。)」と読み替えるものとする。

6 第七条の三第六項の規定は、第一項若しくは第二項に規定する輸入数量又は前項において準用する同条第四項に規定する国内消費量を算出する場合について準用する。

7 財務大臣は、平成七年度から平成十八年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日(第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日)をその超えることとなった月の翌月末までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日(第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日)をその超えることとなった月の翌月末までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(シンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置)

第七条の八 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(以下この条において「シンガポール協定」という。)に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。)による特定の種類の貨物(シンガポール協定第十四条1の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるもの

5 第七条の三四項の規定は、第二項に規定する輸入基準数量を算出する場合について準用する。

6 同上

7 財務大臣は、平成七年度から平成十七年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日(第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日)をその超えることとなった月の翌月末までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日(第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日)をその超えることとなった月の翌月末までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(シンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置)

第七条の八 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(以下この条において「シンガポール協定」という。)に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。)による特定の種類の貨物(シンガポール協定第十四条1の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるもの

に限る。)の輸入の増加の事実(第八項において「シンガポール特定貨物の輸入増加の事実」という。)があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実(第八項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。)がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、シンガポール協定第十八条1の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間(一年以内に限る。)を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物についてシンガポール協定附属書Iに基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 関税率法別表に定める税率(第二条の税率の適用があるときは、その適用される税率)及び協定税率のうちいずれか低いもの(以下この項及び第六項、次条第一項第二号イ及びロ、第六項並びに第十項第二号イ及びロ並びに第七条の十第一項第二号イ及びロ、第七項並びに第十一項第二号イ及びロにおいて「実行税率」という。)

ロ シンガポール協定の効力発生の日の前日における実行税率

2 前項の規定による措置をとる場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、シンガポール協定第十八条3(d)の規定に基づき、当該措置につき一年を超え三年以内の期間を指定することができる。この場合においては、当該措置は、当該指定しようとする期間内において段階的に緩和されたものでなければならぬ。

3 第一項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要

に限る。)の輸入の増加の事実(第八項において「シンガポール特定貨物の輸入増加の事実」という。)があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実(第八項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。)がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、シンガポール協定第十八条1の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間(一年以内に限る。)を指定し、次の措置をとることができる。

一 同上

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 関税率法別表に定める税率(第二条の税率の適用があるときは、その適用される税率)及び協定税率のうちいずれか低いもの(以下この項及び第六項並びに次条第一項第二号イ及びロ、第六項並びに第十項第二号イ及びロにおいて「実行税率」という。)

ロ 同上

2 同上

がある」と認められるときは、シンガポール協定第十八条3(d)の規定に基づき、政令で定めるところにより、当該措置の開始の日から三年以内に限り、当該措置を延長することができる。

4 政府は、前項の規定により第一項の措置の開始の日から一年を超えて当該措置を延長する場合には、シンガポール協定第十八条3(d)の規定に基づき、当該措置を段階的に緩和するものとする。

5 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はとつた場合には、シンガポール協定第十八条3(c)に規定する協議により、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

6 シンガポールにおいてシンガポール協定第十八条1の規定による措置（次項において「シンガポールの緊急措置」という。）がとられた場合には、シンガポール協定第十八条4の規定に基づき、政令で定めるところにより、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。

7 前二項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項の規定による措置の補償又はシンガポールの緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行わなければならない。

8 政府は、シンガポール特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

9 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。

10 第一項の規定による措置は、同一の貨物につき二回以上とることができない。

11 政府は、シンガポール協定の効力発生の日から起算して十年を経過する日までの間に限り、第一項の規定による措置をとり、又は継続することができる。

12 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(メキシコの特定の貨物に係る関税の緊急措置)

第七条の九 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下「メキシコ協定」という。）に基づく関税の譲許（以下この条において単に「譲許」という。）による特定の種類（メキシコ協定第五条1の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。）の輸入の増加の事実（第八項及び第十項において「メキシコ特定貨物の輸入増加の事実」という。）があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実（第八項及び第十項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。）がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、メキシコ協定第五十三条1及び2の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間（第十項の規定により指定された期間と通算して三年以内に限る。）を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物についてメキシコ協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 実行税率

ロ メキシコ協定の効力発生の日の前日における実行税率

2 前項の規定による措置をとる場合において、特別の理由により必要があると認

(メキシコの特定の貨物に係る関税の緊急措置)

第七条の九 同上

2
13 同上

められるときは、メキシコ協定第五十三条5の規定に基づき、当該措置につき第十項の規定により指定された期間と通算して三年を超え四年以内の期間を指定することができる。この場合においては、当該措置は、当該指定しようとする期間内において段階的に緩和されたものでなければならない。

3 第一項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、メキシコ協定第五十三条5の規定に基づき、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を第十項の規定により指定された期間と通算して四年以内に限り延長することができる。

4 政府は、前項の規定に基づき、第一項の規定により指定された期間を第十項の規定により指定された期間と通算して三年を超えて延長する場合には、メキシコ協定第五十三条5の規定に基づき、当該措置を段階的に緩和するものとする。

5 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はとつた場合には、メキシコ協定第五十三条9に規定する協議により、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

6 メキシコにおいてメキシコ協定第五十三条1及び2の規定による措置（次項において「メキシコの緊急措置」という。）がとられた場合には、メキシコ協定第五十三条11の規定に基づき、政令で定めるところにより、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。

7 前二項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項の規定による措置の補償又はメキシコの緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行わなければならない。

8 政府は、メキシコ特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると

認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

9 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。

10 政府は、第八項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、メキシコ特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、メキシコ協定第五十四条1及び4の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間（二百日以内に限り。）を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物についてメキシコ協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 実行税率

ロ メキシコ協定の効力発生の日の前日における実行税率

11 政府は、第八項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を当該調査が終了した日から六十日以内に還付しなければならない。同項の規定により課された関税の額が、同項の規定による措置がとられていた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該超える部分の関税についても、同様とする。

12 第一項の規定による措置がとられていた貨物については、これらの措置が終了

した日からこれらの措置がとられていた期間に相当する期間又は一年間のいずれか長い期間を経過した日以後でなければ、同項又は第十項の規定による措置をとることができない。

13 政府は、メキシコ協定の効力発生の日から起算して十年を経過する日までの間に限り、第一項又は第十項の規定による措置をとることができる。

14 第八条の六第一項、第二項及び第四項並びに第八条の七第一項に規定する譲許の便益の適用を受ける物品については、第一項又は第十項の規定は、適用しない。

15 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(マレーシアの特定の貨物に係る関税の緊急措置)

第七条の十 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（以下「マレーシア協定」という。）に基づく関税の譲許（以下この条において単に「譲許」という。）による特定の種類の貨物（マレーシア協定第十九条1の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。）の輸入の増加（本邦の国内総生産量に対する比率の増加を含む。）の事実（第九項及び第十一項において「マレーシア特定貨物の輸入増加の事実」という。）があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競争する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実（第九項及び第十一項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。）がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、マレーシア協定第二十三条1の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間（第十一項の規定により指定された期間と通算して四年以内に限る。）を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物についてマレーシア協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に

14 第八条の七第一項、第二項及び第四項並びに第八条の八第一項に規定する譲許の便益の適用を受ける物品については、第一項又は第十項の規定は、適用しない。

15 同上

輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする
こと。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 実行税率

ロ マレーシア協定の効力発生の日の前日における実行税率

2 前項の規定による措置をとる場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、マレーシア協定第二十三条4(d)の規定に基づき、当該措置につき第十一項の規定により指定された期間と通算して四年を超え五年以内の期間を指定することができる。

3 第一項の規定による措置をとる場合において、前二項の規定により指定しようとする期間が第十一項の規定により指定された期間と通算して一年を超えるものであるときは、マレーシア協定第二十三条4(d)の規定に基づき、当該措置は、当該指定しようとする期間内において一定の期間ごとに段階的に緩和されたものでなければならぬ。

4 第一項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、マレーシア協定第二十三条4(d)の規定に基づき、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を第十一項の規定により指定された期間と通算して五年以内に限り延長することができる。

5 政府は、前項の規定に基づき、第一項の規定により指定された期間を第十一項の規定により指定された期間と通算して一年を超えて延長する場合には、マレーシア協定第二十三条4(d)の規定に基づき、当該措置を一定の期間ごとに段階的に緩和するものとする。

6 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はとつた場合には、マレーシア協定第二十三条4(c)に規定する協議により、政令で定めるところにより

、当該貨物以外の貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

7| マレーシアにおいてマレーシア協定第二十三条1の規定による措置（この項及び次項において「マレーシアの緊急措置」という。）がとられた場合には、マレーシア協定第二十三条5(b)及び(c)の規定に基づき、政令で定めるところにより、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。ただし、マレーシアの緊急措置がマレーシア協定第二十三条1の規定によりマレーシアにおける特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつ、マレーシアの緊急措置がとられた日から十八月を経過していない場合は、この限りでない。

8| 前二項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項の規定による措置の補償又はマレーシアの緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行わなければならない。

9| 政府は、マレーシア特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

10| 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。

11| 政府は、第九項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、マレーシア特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、マレーシア協定第二十三条9(a)及び(d)の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間（二百日以内に限り。）を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物についてマレーシア協定附属書一の日本国の表に基づき更な

る関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする¹⁶。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 実行税率

ロ マレーシア協定の効力発生の日の前日における実行税率

12 政府は、第九項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならない。同項の規定により課された関税の額が、同項の規定による措置がとられていた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該超える部分の関税についても、同様とする。

13 第一項の規定による措置がとられていた貨物については、これらの措置が終了した日からこれらの措置がとられていた期間に相当する期間又は一年間のいずれか長い期間を経過した日以後でなければ、同項又は第十一項の規定による措置をとることができない。

14 政府は、マレーシア協定の効力発生の日から起算して十年を経過する日までの間に限り、第一項又は第十一項の規定による措置をとることができる。

15 第八条の八第一項に規定する譲許の便益の適用を受ける物品については、第一項又は第十一項の規定は、適用しない。

16 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特惠関税等)

(特惠関税等)

第八条の二 経済が開発の途上にある国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）であつて、関税について特別の便益を受けることを希望するもの

のうち、当該便益を与えることが適当であるものとして政令で定めるもの（以下「特惠受益国等」という。）を原産地とする次の各号に掲げる物品で、平成二十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 関税定率法別表第一類から第二十四類までに該当する物品のうち別表第二に掲げるもの 同表に定める税率

二 関税定率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三に掲げるもの（同法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）に定める税率が無税とされているものを除き、第八条の四第一項において「特定鉱工業産品等」という。） 同法別表に定める税率（別表第一に掲げる物品にあつては、同表に定める税率）及び協定税率のうちいずれか低いものに別表第三に定める係数を乗じて得た税率（同表に定める係数が〇・〇とされている物品にあつては、無税）

三 関税定率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三、第四及び第五に掲げる物品以外のもの（同法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）に定める税率が無税とされているものを除く。） 無税

2 前項の規定にかかわらず、一の特恵受益国等を原産地とする同項各号に掲げる物品で同項に定める日までに輸入されるものうち、当該一の特恵受益国等を原産地とする物品の有する国際競争力の程度、当該物品の輸入がこれと同種の物品の他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に与える影響その他の事情を勘案して同項の規定による関税についての便益を与えることが適当でない」と認められるものがある場合においては、政令で定めるところにより、当該物品の原産地である特惠受益国等及び当該物品を指定し、当該物品について同項の規定による関税についての便益を与えないことができる。

2 同上

3 特恵受益国等のうち、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国で特恵関税（第一項の規定により課される関税をいう。）について特別の便益を与えることが適当であるものとして政令で定める国（次条において「特別特恵受益国」という。）を原産地とする第一項第一号及び第二号に掲げる物品（これらの号に定める税率が無税とされているものを除く。）並びに別表第五に掲げる物品（関税定率法別表（別表第一）に掲げる物品にあつては、同表）に定める税率が無税とされているものを除く。）で、同項に定める日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第一項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、無税とする。

4 第一項又は前項の規定の適用を受ける物品の原産地の確認その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（鉱工業製品等に対する特恵関税の適用の停止の特例等）
第八条の四 前条第一項の規定にかかわらず、平成十三年度から平成二十二年度までの各年度において、特恵受益国等を原産地とする特定鉱工業製品等のうち第八条の二第一項の規定の適用を受けることができるもの（以下この条において「特定特恵鉱工業製品等」という。）について、その輸入額又は輸入数量（以下この条において「輸入額等」という。）が、あらかじめ財務大臣が告示する額又は数量（以下この条において「限度額等」という。）を超えることとなつたときは、財務大臣は、その超えることとなつた特定特恵鉱工業製品等及びその超えることとなつた月を告示するものとし、当該月の翌月十五日の翌日から当該年度の末日までに輸入申告（同項の規定の適用を受けることができるものとされていた期間中に関税法第四十三条の三第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）（同法第六十二条において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第八条の六第四項において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品に係るものを除くものとし、同法第七十六条第三項（郵便物を受け取った旨の通知）の規定による通知

3 特恵受益国等のうち、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国で特恵関税（第一項の規定により課される関税をいう。）について特別の便益を与えることが適当であるものとして政令で定める国（次条から第八条の五までにおいて「特別特恵受益国」という。）を原産地とする第一項第一号及び第二号に掲げる物品（これらの号に定める税率が無税とされているものを除く。）並びに別表第五に掲げる物品（関税定率法別表（別表第一）に掲げる物品にあつては、同表）に定める税率が無税とされているものを除く。）で、同項に定める日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第一項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、無税とする。

4 同上

（鉱工業製品等に対する特恵関税の適用の停止の特例等）
第八条の四 前条第一項の規定にかかわらず、平成十三年度から平成二十二年度までの各年度において、特恵受益国等を原産地とする特定鉱工業製品等のうち第八条の二第一項の規定の適用を受けることができるもの（以下この条において「特定特恵鉱工業製品等」という。）について、その輸入額又は輸入数量（以下この条において「輸入額等」という。）が、あらかじめ財務大臣が告示する額又は数量（以下この条において「限度額等」という。）を超えることとなつたときは、財務大臣は、その超えることとなつた特定特恵鉱工業製品等及びその超えることとなつた月を告示するものとし、当該月の翌月十五日の翌日から当該年度の末日までに輸入申告（同項の規定の適用を受けることができるものとされていた期間中に関税法第四十三条の三第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）（同法第六十二条において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第八条の七第四項において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品に係るものを除くものとし、同法第七十六条第三項（郵便物を受け取った旨の通知）の規定による通知

を含む。)又は蔵入れ申請等がされるものについては、第八条の二第一項の規定は、適用しない。一の特恵受益国等を原産地とする一の特恵特恵鉱工業製品等の各年度における輸入額等が、当該特定特恵鉱工業製品等に係る限度額等の五分の一を超えることとなつたときも、当該特恵受益国等を原産地とする当該特定特恵鉱工業製品等について、また同様とする。

2 各年度における限度額等は、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出して得た額又は数量を別表第三の各号ごとに合計したものとす。

一 平成十三年 別表第三第五六項に掲げる物品及び関税定率法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第二十一号)第四条の規定による改正前のこの法律(以下この号において「旧法」という。)第八条の四第一項に規定する特定特恵鉱工業製品等のうち平成十一年度旧法第八条の二第一項又は第四項の規定の適用を受けたもの(政令で定める国を原産地とするものを除く。)の輸入額等に百分の百三を乗じる方法

二 平成十四年度から平成二十二年度までの各年度 当該年度の前年度の限度額等に百分の百三を乗じる方法

3 第一項の輸入額等は、関税法第二百二条第一項第一号の統計の数値又は当該統計の作成方法に準じて、別表第三の各号ごとに毎月集計し、これを順次加算して算出するものとする。

4 第一項に規定する当該月の翌月十五日は、関税法第二条の二(期間の計算及び期限の特例)の規定の適用については、同条に規定する期限とみなす。

を含む。)又は蔵入れ申請等がされるものについては、第八条の二第一項の規定は、適用しない。一の特恵受益国等を原産地とする一の特恵特恵鉱工業製品等の各年度における輸入額等が、当該特定特恵鉱工業製品等に係る限度額等の五分の一を超えることとなつたときも、当該特恵受益国等を原産地とする当該特定特恵鉱工業製品等について、また同様とする。

2 4 同上

(精製銅に係る特恵関税の適用に関する特例)

第八条の五 平成十三年度において、政令で定める特別特恵受益国を原産地とする別表第三第七〇項に掲げる物品については、第八条の二第三項の規定は、適用しない。

2 平成十三年度から平成十七年度までの各年度において、前条第一項前段及び第

(暫定税率の適用を受ける物品に対する特殊関税制度の適用)

第八条の五 第二条及び第八条の二に規定する物品に対する関税定率法第六条第一項若しくは第二項、第七条第一項若しくは第三項、第八条第一項若しくは第二項又は第九条第一項、第四項若しくは第八項の規定の適用については、これらの規定中「別表の税率」とあるのは、「別表の税率(関税暫定措置法第二条、第七条の三第一項、第七条の四第一項、第七条の六第二項若しくは第三項又は第八条の二第一項若しくは第三項の税率の適用があるときは、その適用される税率)」とする。

2 関税定率法第九条の二の規定は、別表第一において税率が一定の数量を限度として定められている物品のうち政令で定めるものについて準用する。

(メキシコ協定に基づく関税割当制度等)

第八条の六 メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品(次項及び次条に規定する物品を除く。)については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成二十二年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

二項から第四項までの規定は、前項に規定する政令で定める特別特惠受益国を原産地とする別表第三第七〇項に掲げる物品について準用する。この場合において、同条第一項前段中「前条第一項」とあるのは「前条第二項において準用する同条第一項(平成十三年度においては、同条第一項)」と、「第八条の二第一項の規定の適用」とあるのは「第八条の二第三項(平成十三年度においては、同条第一項)の規定の適用」と、「第八条の二第一項の規定は」とあるのは「第八条の二第二項及び第三項の規定は」と、同条第二項中「を除く」とあるのは「に限る」と読み替えるものとする。

(暫定税率の適用を受ける物品に対する特殊関税制度の適用)

第八条の六 同 上

(メキシコ協定に基づく関税割当制度等)

第八条の七 同 上

2 メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品のうち輸出国が発給する証明書に基づき輸入国が割当てを行うこととされているもの（次条に規定する物品を除く。）については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、メキシコが発給する証明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成二十二年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

3 前二項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 平成二十三年度までの各年度において、メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品について、その輸入額が、当該一定の額を超えることとなつたときは、財務大臣は、その超えることとなつた物品及びその超えることとなつた月を告示するものとし、当該月の翌々月の初日から当該年度の末日までに輸入申告（当該譲許の便益の適用を受けることができるものとされていた期間中に蔵入れ申請等がされた物品に係るものを除くものとし、関税法第七十六条第三項（郵便物を受け取つた旨の通知）の規定による通知を含む。）又は蔵入れ申請等がされるものについては、当該譲許の便益は、適用しない。

5 前項の輸入額は、関税法第二百二条第一項第一号の統計の数値又は当該統計の作成方法に準じて、メキシコ協定附属書一の日本国の表において同一の注釈番号が付されている物品ごとに毎月集計し、これを順次加算して算出するものとする。

（メキシコ協定に基づく市場の開拓等を目的とした関税割当制度）

第八条の七 メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品のうち輸出国が市場の開拓及び販売の促進を目的として発給する証明書に基づき輸入国が市場の開拓及び販売の促進を目的として割当てを行うこととされているものについては、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の

（メキシコ協定に基づく市場の開拓等を目的とした関税割当制度）

第八条の八 同上

必要な考慮並びにメキシコが発給する証明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成十九年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

2 前項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他同項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(マレーシア協定に基づく関税割当制度)

第八条の八 マレーシア協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、マレーシアが発給する証明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成二十三年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

2 前項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他前項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(税関職員の権限)

第十一条 関税法第五十五条第一項第五号（製造用原料品等に係る税関職員の権限）の規定は、第四条の規定により関税を免除した場合又は第八条の九第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益を適用した場合について準用する。この場合において、第八条の九第一項又は同条第二項の規定に係る場合には、同号中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは、それぞれ、「軽減税率の適用を受けた貨物」又は「関税の譲許の便益の適用を受けた貨物」と読み替えるものとする。

2 税関職員は、前項の規定により職務を行うときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはなら

(税関職員の権限)

第十一条 関税法第五十五条第一項第五号（製造用原料品等に係る税関職員の権限）の規定は、第四条の規定により関税を免除した場合、第六条第一項若しくは第七条第一項の規定により関税の還付をする場合又は第八条の九第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益を適用した場合について準用する。この場合において、第六条第一項及び第七条第一項、第八条の九第一項又は同条第二項の規定に係る場合には、同号中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは、それぞれ、「関税の還付に係る貨物」、「軽減税率の適用を受けた貨物」又は「関税の譲許の便益の適用を受けた貨物」と読み替えるものとする。

2及び3 同上

ない。

(罰則)

第十二条 偽りその他不正の行為により第六条第一項又は第七条第一項の規定による関税の還付を受け、又は受けようとした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2| 前項の犯罪に係る還付金の額の十倍が五百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五百万円を超え当該還付金の額の十倍に相当する金額以下とすることができる。

第十二条の二 同 上

第十二条 第九条の規定に違反して同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産について、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

(犯則事件の調査及び処分)

第十五条 関税法第十一章(犯則事件の調査及び処分)の規定は、前三条の犯則事件の調査及び処分について準用する。

別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第八条の九関係)

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産について、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2| 前項の規定により第十二条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(犯則事件の調査及び処分)

第十五条 関税法第十一章(犯則事件の調査及び処分)の規定は、前四条の犯則事件の調査及び処分について準用する。

別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の六、第八条の九関係)

関 税 定 率 法	別 表 の 番 号	品 名	税 率
二二・〇七	二二〇七・一〇	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。)及び変性アルコール(アルコール分のいかんを問わない。) エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。) 一 一 アルコール分が九〇%以上のもの 二 その他のもの B その他のもの (1) 平成一九年三月三十一日までに輸入されるもの (2) 平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日までに輸入されるもの (3) 平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日までに輸入されるもの (4) 平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日までに輸入されるもの	二二・八% 二二・三% 二〇・三% 一六・九% 一三・四%

関 税 定 率 法	別 表 の 番 号	品 名	税 率
	二七・〇九 二七〇九・〇〇	(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用 石油及び歴青油(原油に限る。)	

用するもの

(2) その他のもの

軽質油及びその調製品

一 石油及び歴青油（石油及び歴青油

以外の物品を加えたもので、その

物品の重量が全重量の五%未満の

ものを含む。）

(一) 揮発油

C その他のもの

(a) 航空機用のもの（アンチノ

ック剤を加えてないものを

含む。）

(1) 温度一五度における比重

が〇・八〇一七以下のも

の]

(2) その他のもの

(b) その他のもの

一キロリッ

トルにつき

五〇円

一キロリッ

トルにつき

一七〇円

一キロリッ

トルにつき

二、〇六九

円

一キロリッ

トルにつき

二、三三六

円

二七一〇・一一

軽質油及びその調製品

一 石油及び歴青油（石油及び歴青油

以外の物品を加えたもので、その

物品の重量が全重量の五%未満の

ものを含む。）

(一) 揮発油

C その他のもの

二七一〇・一一

	(1)	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	無税
	(2)	その他のもの	
	(i)	平成一九年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき 一、二四〇円
	(ii)	平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき 一、一七九円
	(iii)	平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき 一、一一七円
	(iv)	平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき 一、〇五六円

	(1)	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロリットルにつき 九円
	(2)	その他のもの	一キロリットルにつき 一、三八六円

二七二〇・一九

その他のもの	
一 石油及び歴青油（石油及び歴青油 以外の物品を加えたもので、その	(ii)
	平成一九年四月一日から平 成二〇年三月三十一日まで に輸入されるもの
	一、〇九三 円
	一キロリッ トルにつき
	一、〇二四 円
(iii)	
平成二〇年四月一日から平 成二一年三月三十一日まで に輸入されるもの	
一キロリッ トルにつき	
九五六円	
(iv)	
平成二一年四月一日から平 成二二年三月三十一日まで に輸入されるもの	
一キロリッ トルにつき	
八八七円	
(v)	
平成二二年四月一日から平 成二三年三月三十一日まで に輸入されるもの	
一キロリッ トルにつき	
八一九円	

二七二〇・一九

その他のもの	
一 石油及び歴青油（石油及び歴青油 以外の物品を加えたもので、その	

円

物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）

(一) 灯油

B| その他のもの

(1)| ノルマルパラフィン（直鎖

飽和炭化水素の含有量が全

重量の九五%以上のものに

限る。）

(2)| その他のもの

(i)| 政令で定める石油化学製

品の製造に使用するもの

無税

(ii)| その他のもの

1| 平成一九年三月三十一日

までに輸入されるもの

一キロリツ

トルにつき

四九三円

2| 平成一九年四月一日か

ら平成二〇年三月三十一

日までに輸入されるもの

の

一キロリツ

トルにつき

四六四円

3| 平成二〇年四月一日か

ら平成二一年三月三十一

日までに輸入されるもの

物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）

(一) 灯油

B| その他のもの

(1)| ノルマルパラフィン（直鎖

飽和炭化水素の含有量が全

重量の九五%以上のものに

限る。）

(2)| その他のもの

(i)| 政令で定める石油化学製

品の製造に使用するもの

無税

(ii)| その他のもの

一キロリツ

トルにつき

五六四円

成二〇年三月三十一日までに
輸入されるもの

一キロリッ
トルにつき

(iii) 平成二〇年四月一日から平

成二一年三月三十一日までに

円
一、〇二四

輸入されるもの

一キロリッ
トルにつき

(iv) 平成二一年四月一日から平

成二二年三月三十一日までに

九五六円

輸入されるもの

一キロリッ
トルにつき

(v) 平成二二年四月一日から平

成二三年三月三十一日までに

八八七円

輸入されるもの

一キロリッ
トルにつき

(三) 重油及び粗油

A) 温度一五度における比重が〇

・九〇三七以下のもの

八一九円

(三) 重油及び粗油

A) 温度一五度における比重が〇

・九〇三七以下のもの

(1) 製油の原料として使用する

もの(関税法第五六条第一

項(保税工場の許可)に規

定する保税作業による製品

(ii) 平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 一、六一三	(iii)	平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日までに輸入されるもの	円 一、三二五	(iv)	平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 一、〇三六	(v)	平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 七四八円
---------------------------------------	-------------------------	-------	----------------------------------	------------	------	----------------------------------	-------------------------	-----	----------------------------------	------------------------

(3) その他のもの

(i) 平成一九年三月三十一日

までに輸入されるもの

一キロリツ

トルにつき

円 二、三八四

(ii) 平成一九年四月一日か

ら平成二〇年三月三十一

日までに輸入されるもの

一キロリツ

トルにつき

円 一、九九九

(iii) 平成二〇年四月一日か

ら平成二一年三月三十一

日までに輸入されるもの

一キロリツ

トルにつき

円 一、六一四

(iv) 平成二一年四月一日か

ら平成二二年三月三十一

日までに輸入されるもの

一キロリツ

トルにつき

円 一、二二九

(iii) その他のもの

一キロリツ

トルにつき

円 三、三〇六

(v) 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき 八四四円
B) 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの	一キロリットルにつき 八四四円
(b) その他のもの	
(1) 硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの	
(i) 平成一九年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき 一、六八七円
(ii) 平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき 一、四〇〇円

B) 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの	一キロリットルにつき 一七〇円
(1) 製油の原料として使用するもの	一キロリットルにつき 一七〇円
(2) その他のもの	
(i) 硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの	一キロリットルにつき 二、三七六円

(ii)	(i)	(2)	(v)	(iv)	(iii)
平成一九年四月一日か ら平成二〇年三月三十一	平成一九年三月三十一日 までに輸入されるもの	その他のもの	平成二二年四月一日か ら平成二三年三月三十一 日までに輸入されるもの	平成二二年四月一日か ら平成二二年三月三十一 日までに輸入されるもの	平成二〇年四月一日か ら平成二一年三月三十一 日までに輸入されるもの
円	一キロリッ トルにつき 二、二四六		一キロリッ トルにつき 五三七円	円	一キロリッ トルにつき 一、一一二

(ii) その他のもの

一キロリッ
トルにつき
三、二〇二
円

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算開税率表（第七条の三関係）

項 名	品 目	税 率					
		平成七年四 月一日から 平成八年三 月三十一日 までに輸入さ れるもの	平成八年四 月一日から 平成九年三 月三十一日 までに輸入さ れるもの	平成九年四 月一日から 平成一〇年 三月三十一 日までに輸入 されるもの	平成一〇年 四月一日か ら平成一一 年三月三一 日までに輸 入されるも の	平成一一 年四月一日 から平成一 二年三月三 十一日までに 輸入される もの	平成一二 年四月一日 から平成一 二年三月三 十一日までに 輸入される もの
(省略)							

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る開税の緊急措置に係る暫定開税率表（第七条の六関係）

関 税 定 率 法	品 名	税 率					
		平成七年四 月一日から 平成八年三 月三十一日 までに輸入さ れるもの	平成八年四 月一日から 平成九年三 月三十一日 までに輸入さ れるもの	平成九年四 月一日から 平成一〇年 三月三十一 日までに輸入 されるもの	平成一〇年 四月一日か ら平成一一 年三月三一 日までに輸 入されるも の	平成一一 年四月一日 から平成一 二年三月三 十一日までに 輸入される もの	平成一二 年四月一日 から平成一 二年三月三 十一日までに 輸入される もの
(省略)							

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算開税率表（第七条の二関係）

項 名	品 目	税 率					
		平成七年四 月一日から 平成八年三 月三十一日 までに輸入さ れるもの	平成八年四 月一日から 平成九年三 月三十一日 までに輸入さ れるもの	平成九年四 月一日から 平成一〇年 三月三十一 日までに輸入 されるもの	平成一〇年 四月一日か ら平成一一 年三月三一 日までに輸 入されるも の	平成一一 年四月一日 から平成一 二年三月三 十一日までに 輸入される もの	平成一二 年四月一日 から平成一 二年三月三 十一日までに 輸入される もの
同上							

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る開税の緊急措置に係る暫定開税率表（第七条の六関係）

関 税 定 率 法	品 名	税 率					
		平成七年四 月一日から 平成八年三 月三十一日 までに輸入さ れるもの	平成八年四 月一日から 平成九年三 月三十一日 までに輸入さ れるもの	平成九年四 月一日から 平成一〇年 三月三十一 日までに輸入 されるもの	平成一〇年 四月一日か ら平成一一 年三月三一 日までに輸 入されるも の	平成一一 年四月一日 から平成一 二年三月三 十一日までに 輸入される もの	平成一二 年四月一日 から平成一 二年三月三 十一日までに 輸入される もの
同上							

別表第三 特定鉱工業産品等に係る特惠関税率の算出のための係数表（第八条の二、
、第八条の四関係）

項名	品目	係数
六六	関税率表第七二〇二・三〇号、第七二〇二・五〇号、第七二〇二・七〇号、第七二〇二・八〇号、第七二〇二・九一号又は第七二〇二・九二号に掲げる物品	〇・八
	関税率表第七二〇二・九九号に掲げる物品のうちりん鉄以外のもの	

別表第四 特惠関税例外品目表（第八条の二関係）

項名	品目
二	関税率表第二七一〇・一一号の一の(一)のC、(二)のB若しくは(三)又は第二七一〇・一九号の一の(一)のB、(二)若しくは(三)に掲げる物品
七	関税率表第五〇〇一・〇〇号に掲げる物品のうち 第八条の五第二項において準用する関税率法第九条の二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの以外のもの 関税率表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる物品のうち 独立行政法人農畜産業振興機構が生糸の輸入に係る調整等に関する法律第二条に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同法第一条に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの以外のもの

別表第三 特定鉱工業産品等に係る特惠関税率の算出のための係数表（第八条の二、
、第八条の四、第八条の五関係）

項名	品目	係数
六六	関税率表第七二〇二・三〇号、第七二〇二・五〇号、第七二〇二・七〇号、第七二〇二・八〇号、第七二〇二・九一号、第七二〇二・九二号又は第七二〇二・九三号に掲げる物品	〇・八
	関税率表第七二〇二・九九号に掲げる物品のうちりん鉄以外のもの	

別表第四 特惠関税例外品目表（第八条の二関係）

項名	品目
二	関税率表第二七〇九・〇〇号、第二七一〇・一一号の一の(一)のC、(二)のB若しくは(三)又は第二七一〇・一九号の一の(一)のB、(二)若しくは(三)に掲げる物品
七	関税率表第五〇〇一・〇〇号に掲げる物品のうち 第八条の六第三項において準用する関税率法第九条の二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの以外のもの 関税率表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる物品のうち 独立行政法人農畜産業振興機構が生糸の輸入に係る調整等に関する法律第二条に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同法第一条に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの以外のもの

改正案

現行

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第十条関係）

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第十条関係）

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

第七条の三（省略）

第七条の三 同上

2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

2 同上

一（省略）

一（省略） 同上

三の二 関税率法別表第一〇〇六・一〇号、第一〇〇六・二〇号、第一〇〇六・三〇号及び第一〇〇六・四〇号に掲げる米、同表第一〇二・九〇号の三に掲げる米粉、同表第一〇三・一九号の四及び第一〇三・二〇号の三の（二）に掲げるひき割り穀物等、同表第一〇四・一九号の二の（二）及び第一〇四・二九号の二に掲げる加工穀物、同表第一九〇一・二〇号の一の（二）のA及び（三）並びに第一九〇一・九〇号の一の（二）のA及び（三）に掲げる穀粉等の調製食料品、同表第一九〇四・一〇号の二の（一）、第一九〇四・二〇号の二の（一）及び第一九〇四・九〇号の二に掲げる穀物等の調製食料品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の（一）のAに掲げる調製食料品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三十条の規定により輸入するもの、同法第三十一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三十四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四十九条第一項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもの

三の二 関税率法別表第一〇〇六・一〇号、第一〇〇六・二〇号、第一〇〇六・三〇号及び第一〇〇六・四〇号に掲げる米、同表第一〇二・三〇号に掲げる米粉、同表第一〇三・一九号の四及び第一〇三・二〇号の三の（二）に掲げるひき割り穀物等、同表第一〇四・一九号の二の（二）及び第一〇四・二九号の二に掲げる加工穀物、同表第一九〇一・二〇号の一の（二）のA及び（三）並びに第一九〇一・九〇号の一の（二）のA及び（三）に掲げる穀粉等の調製食料品、同表第一九〇四・一〇号の二の（一）、第一九〇四・二〇号の二の（一）及び第一九〇四・九〇号の二に掲げる穀物等の調製食料品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の（一）のAに掲げる調製食料品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三十条の規定により輸入するもの、同法第三十一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三十四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四十九条第一項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもの

四（省略）

四（省略） 同上

3（省略）

3（省略） 同上

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第八条の九関係）

関税率法	品名	税率
〇三・〇四	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。） その他のもの	
〇三〇四・九九	その他のもの 一 にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの）、ぶり（セリオラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）のうち たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの）のすり身	四・二%
〇四〇六・一〇	フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及	

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第八条の九関係）

関税率法	品名	税率
〇三・〇四	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。） その他のもの	
〇三〇四・九〇	その他のもの 一 にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの）、ぶり（セリオラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）のうち たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの）のすり身	四・二%
〇四〇六・一〇	フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及	

びカードのうち

プロセスチーズの原料として使用するチーズ及びカードのうち、この号のフレッシュチーズ及びカード、第〇四〇六・四〇号のブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォールティにより得られる模様を含むチーズ並びに第〇四〇六・九〇号のその他のチーズについて、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量の範囲内において、国内生産見込数量、国内市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの

無税

〇四〇六・四〇

ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォールティにより得られる模様を含むチーズのうち

プロセスチーズの原料として使用するもので、共通の限度数量以内のもの

無税

一一・〇二

穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）

びカードのうち

プロセスチーズの原料として使用するチーズ及びカードのうち、この号のフレッシュチーズ及びカード、第〇四〇六・四〇号のブルーベインドチーズ並びに第〇四〇六・九〇号のその他のチーズについて、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量の範囲内において、国内生産見込数量、国内市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの

無税

〇四〇六・四〇

ブルーベインドチーズのうち

プロセスチーズの原料として使用するもので、共通の限度数量以内のもの

無税

一一・〇二

穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）

一一・〇二・三〇

米粉のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に關する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ

一一〇二・九〇

その他のもの

一 大麦粉及び裸麦粉のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

二 ライ小麦粉のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

三 米粉のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込み

二五%

二五%

一一〇二・九〇

その他のもの

一 大麦粉及び裸麦粉のうち

及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

二 ライ小麦粉のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

二五%

二五%

二五%

<p>に^レ応じて行^フう政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>二五%</p>
<p>ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒</p>	<p>無税</p>
<p>六四〇三・二〇 履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）のうち この号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号の一及び二の(一)、第六四〇三・五九号の一の(一)及び二の(一)、第六四〇三・九一号の一の(一)及び二の(一)、第六四〇三・九九号の一の(一)及び二の(一)、第六四〇四・一九号の一の(一)、第六四〇四・二〇号の一の(一)並びに二の(一)のA及び(一)のA、第六四〇五・一〇号の一の(一)並びに第六四〇五・九〇号の一の(一)のA及び(一)のAの(a)に掲げる履物について、各年度において一二、〇一九、〇〇〇足を基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定め</p>	

<p>二二〇八・四〇</p>	<p>無税</p>
<p>六四〇三・二〇 履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）のうち この号、第六四〇三・三〇号の一及び二の(一)、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号の一及び二の(一)、第六四〇三・五九号の一の(一)及び二の(一)、第六四〇三・九一号の一の(一)及び二の(一)、第六四〇三・九九号の一の(一)及び二の(一)、第六四〇四・一九号の一の(一)、第六四〇四・二〇号の一の(一)並びに二の(一)のA及び(一)のA、第六四〇五・一〇号の一の(一)並びに第六四〇五・九〇号の一の(一)のA及び(一)のAの(a)に掲げる履物について、各年度において一二、〇一九、〇〇〇足を基準とし、前年度における輸入数量、国際市</p>	

る数量（以下この項から第六四・〇五項
までにおいて「共通の限度数量」という
。）以内のもの

室内用履物 二四％
その他のもの 二一・六％

六四〇三・三〇

七四〇三・二三

況その他の条件を勘案して政令で定める
数量（以下この項から第六四・〇五項ま
でにおいて「共通の限度数量」という。
）以内のもの

室内用履物 二四％
その他のもの 二一・六％

履物（ベース又はプラットホームが木製の
ものに限るものとし、中敷き又は保護用の
金属製トリーキャップを有するものを除く。
）

一 本底がゴム製、革製又はコンポジシ
ョンレザー製のもの（スリッパその
他の室内用履物を除く。）のうち

共通の限度数量以内のもの 二一・六％

二 その他のもの

(二) その他のものうち

共通の限度数量以内のもの 二四％

銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッ
ケル・亜鉛合金（洋白）のうち

課税価格が一キログラムにつき四八五
円を超え五〇〇円以下のもの

一キログラ
ムにつき、
課税価格と
五〇〇円と
の差額

課税価格が一キログラムにつき五〇〇

円を超えるもの

無税

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の六関係)

関税定率法	品名	税率
一一・〇二	穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く)	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの
一一・〇二・九〇		平成八年三月三十一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの
		平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの
		平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの
		平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの
		平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日まで輸入されるもの
	その他のもの	
	一 小麦粉及び裸小麦粉のうち	
	別表第一第一一〇二	
	・九〇号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	
	二 ライ小麦粉のうち	
	別表第一第一一〇二	
	・九〇号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	
	三 米粉のうち	
	別表第一第一一〇二	
	・九〇号の三に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の六関係)

関税定率法	品名	税率
一一・〇二	穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く)	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの
一一・〇二・九〇		平成八年三月三十一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの
		平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの
		平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの
		平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの
		平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日まで輸入されるもの
	その他のもの	
	一 小麦粉及び裸小麦粉のうち	
	別表第一第一一〇二・三〇	
	号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	
	二 ライ小麦粉のうち	
	別表第一第一一〇二	
	・九〇号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	
	三 米粉のうち	
	別表第一第一一〇二・三〇	
	号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	

別表第一の七 課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税対象品目表
(第七条の四関係)

項名	品目
四九	(省略)
四九の二	関税率表第一一〇二・九〇号の三に掲げる物品

別表第二 農水産物等特恵関税率表(第八条の二関係)

関税率法	品名	税率
〇五一一・九九	その他のもの 二 動物性の海綿のうち 課税価格が一キログラムにつき 三、六〇〇円未満のもの 三 その他のもの	無税 無税

別表第一の七 課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税対象品目表
(第七条の四関係)

項名	品目
四九	同上
四七の二	関税率表第一一〇二・三〇号に掲げる物品

別表第二 農水産物等特恵関税率表(第八条の二関係)

関税率法	品名	税率
〇五〇九・〇〇	動物性の海綿のうち 課税価格が一キログラムにつき三、六〇〇円未満のもの	無税
〇五一一・九九	その他のもの 二 その他のもの	無税

○七〇九・五九	その他のものうち まつたけ及びトリフ	無税
○七〇九・九〇	その他のもの 二 その他のものうち アーティチョーク	一・五%
○七・一一	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。） (省 略)	
○七一一・二〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの 二 その他のもの 二 その他のものうち ケーパー	七・五%
○八〇二・二二	(省 略)	
○八〇二・六〇	マカダミアナット	二・五%
○八〇二・九〇	その他のもの 二 ペカン	無税

○七〇九・一〇	アーティチョーク	一・五%
○七〇九・五二	トリフ	無税
○七〇九・五九	その他のものうち まつたけ	無税
○七・一一	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。） 同上 ケーパー	七・五%
○八〇二・二二	同上	
○八〇二・九〇	その他のもの 二 マカダミアナット 三 ペカン	二・五%
		無税

〇八一〇・九〇	その他のものうち ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	二・五%	〇八一〇・三〇	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	三%
〇八一三・五〇	この類のナット又は乾燥果実を混合したものの 一 ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（びんろう子を除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。） 二 その他のもの	三%	〇八一三・五〇	この類のナット又は乾燥果実を混合したものの 一 ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（びんろう子及びマカダミアナットを除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。） 二 その他のもの	二・五%
〇九一〇・九九	その他のもの 一 カレー	三・六%	〇九一〇・九九	その他のもの 一 小売用の容器入りにしたもの	無税
〇九一〇・五〇	月けい樹の葉及びタイム 一 小売用の容器入りにしたもの カレー	三・六%	〇九一〇・四〇	月けい樹の葉及びタイム	無税

	<p>精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。)を含み、その他の調製をしたものを除く。)</p> <p>(一) 完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの</p>	無税
二〇・〇五	<p>調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜(冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。)</p> <p>(省略)</p> <p>その他の野菜及び野菜を混合したものの</p> <p>二〇〇五・七〇</p> <p>二〇〇五・一〇</p> <p>~</p> <p>二〇〇五・九九</p> <p>二〇〇五・九九</p> <p>その他のもの</p> <p>二) その他のもの</p> <p>(一) ヤングコーンコブのうち</p> <p>気密容器入りのもの</p> <p>(三) サワークラウト</p> <p>(四) その他のもの</p> <p>A) 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)</p> <p>B) その他のもの</p>	九・六%

	<p>調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜(冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。)</p> <p>同上</p> <p>二〇〇五・一〇</p> <p>二〇〇五・七〇</p> <p>~</p> <p>二〇〇五・九〇</p> <p>二〇〇五・九〇</p> <p>その他の野菜及び野菜を混合したものの</p> <p>二) その他のもの</p> <p>(一) ヤングコーンコブのうち</p> <p>気密容器入りのもの</p> <p>(四) サワークラウト</p> <p>(五) その他のもの</p> <p>A) 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)</p> <p>B) その他のもの</p>	九・六%
--	---	------

別表第三 特定鉱工業産品等に係る特惠関税率の算出のための係数表（第八条の二、第八条の四関係）

B	その他のもの	八
(a)	にんにくの粉	八

項名	品目	係数
二	関税率表第二八四九・一〇号に掲げる物品 関税率表第二八四九・九〇号に掲げる物品のうち 炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル以外のもの 関税率表第二八五二・〇〇号の二(三)に掲げる物品のうち 水銀の炭化物	〇・〇
一四	関税率表第三〇〇六・九一号及び第三九二六・九〇号の二に掲げる物品のうち ストリップを織つたもの（両面をすべてプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。）	〇・二
一八	関税率表第四二〇五・〇〇号の二又は第九三〇五・九九号の一に掲げる物品	〇・六
二三	関税率表第四四〇七・二五号、第四四〇七・二六号、第四四〇七・二九号の一又は第四四〇七・九九号の一に掲げる物品のうち かんながけし又はやすりがけしたもの 関税率表第四四〇九・二九号の三(一)に掲げる物品	〇・〇
二七	関税率表第四四〇九・二二号の一又は第四四二一・九〇号の一に掲げる物品	〇・六
二九	関税率表第四四〇八・一〇号の二(一)、第四四〇八・三一号の一、第四四〇八・三九号の一(一)、三(一)若しくは四(一)	〇・六

別表第三 特定鉱工業産品等に係る特惠関税率の算出のための係数表（第八条の二、第八条の四関係）

(a)	にんにくの粉	八
-----	--------	---

項名	品目	係数
二	関税率表第二八四九・一〇号に掲げる物品 関税率表第二八四九・九〇号に掲げる物品のうち 炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル以外のもの	〇・〇
一四	関税率表第三九二六・九〇号の二に掲げる物品のうち ストリップを織つたもの（両面をすべてプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。）	〇・二
一八	関税率表第四二〇五・〇〇号又は第九三〇五・九九号の一に掲げる物品	〇・六
二三	関税率表第四四〇七・二五号、第四四〇七・二六号、第四四〇七・二九号の一又は第四四〇七・九九号の一に掲げる物品のうち かんながけし又はやすりがけしたもの 関税率表第四四〇九・二〇号の三(一)に掲げる物品	〇・〇
二七	関税率表第四四〇九・二〇号の一に掲げる物品 竹製のもの 関税率表第四四二一・九〇号の一に掲げる物品	〇・六
二九	関税率表第四四〇八・一〇号の二(一)、第四四〇八・三一号の一、第四四〇八・三九号の一(一)、三(一)若しくは四(一)	〇・六

			、第四四〇八・九〇号の一の(一)若しくは二の(一)、第四四一二・一〇号の二、第四四一二・九四号、第四四一二・九九号又は第四四二〇・九〇号の一に掲げる物品	
三三	関税率表第四四類に掲げる物品(関税率表第四四一二・一〇号の一、第四四一二・三一号、第四四一二・三二号及び第四四一二・三九号に掲げる物品並びに第二二項から第三二項までに掲げるものを除く。)			〇・〇
三四	関税率表第四六〇二・一〇号、第四六〇二・一二号又は第四六〇二・一九号の一に掲げる物品 関税率表第四六〇二・一九号の二に掲げる物品のうち 畳床以外のもの			〇・六
三六	関税率表第五〇〇六・〇〇号の二、第五〇〇七・一〇号又は第五八〇三・〇〇号の二の(一)に掲げる物品			〇・〇
四一	関税率表第五二・〇四項、第五二〇五・一〇号の一、第五二〇五・一二号の一、第五二〇五・一三号の一、第五二〇五・一四号の一、第五二〇五・一五号の一、第五二〇五・二一号の一、第五二〇五・二二号の一、第五二〇五・二三号の一、第五二〇五・二四号の一、第五二〇五・二六号の一、第五二〇五・二七号の一、第五二〇五・二八号の一、第五二〇五・三一号の一、第五二〇五・三二号の一、第五二〇五・三三号の一、第五二〇五・三四号の一、第五二〇五・三五号の一、第五二〇五・四一号の一、第五二〇五・四二号の一、第五二〇五・四三号の一、第五二〇五・四四号の一、第五二〇五・四六号の一、第五二〇五・四七号の一、第五二〇五・四八号の一、第五二〇六・一一号の一、第五二〇六・一二号の一、第五二〇六・一三号の一、第五二〇六・一四号の一、第五二			〇・六

			、第四四〇八・九〇号の一の(一)若しくは二の(一)、第四四一二・二二号、第四四一二・二三号、第四四一二・二九号、第四四一二・九二号、第四四一二・九三号、第四四一二・九九号又は第四四二〇・九〇号の一に掲げる物品	
三三	関税率表第四四類に掲げる物品(関税率表第四四一二・一三三号、第四四一二・一四号及び第四四一二・一九号に掲げる物品並びに第二二項から第三二項までに掲げるものを除く。)			〇・〇
三四	関税率表第四六〇二・一〇号の一又は二に掲げる物品 関税率表第四六〇二・一〇号の三に掲げる物品のうち 畳床以外のもの			〇・六
三六	関税率表第五〇〇六・〇〇号の二、第五〇〇七・一〇号又は第五八〇三・九〇号の一の(一)に掲げる物品			〇・〇
四一	関税率表第五二・〇四項、第五二〇五・一〇号の一、第五二〇五・一二号の一、第五二〇五・一三号の一、第五二〇五・一四号の一、第五二〇五・一五号の一、第五二〇五・二一号の一、第五二〇五・二二号の一、第五二〇五・二三号の一、第五二〇五・二四号の一、第五二〇五・二六号の一、第五二〇五・二七号の一、第五二〇五・二八号の一、第五二〇五・三一号の一、第五二〇五・三二号の一、第五二〇五・三三号の一、第五二〇五・三四号の一、第五二〇五・三五号の一、第五二〇五・四一号の一、第五二〇五・四二号の一、第五二〇五・四三号の一、第五二〇五・四四号の一、第五二〇五・四六号の一、第五二〇五・四七号の一、第五二〇五・四八号の一、第五二〇六・一一号の一、第五二〇六・一二号の一、第五二〇六・一三号の一、第五二〇六・一四号の一、第五二			〇・六

<p>〇六・一五号の一、第五二〇六・二二号の一、第五二〇六・二二号の一、第五二〇六・二三号の一、第五二〇六・二四号の一、第五二〇六・二五号の一、第五二〇六・三十一号の一、第五二〇六・三二号の一、第五二〇六・三三号の一、第五二〇六・三四号の一、第五二〇六・三五号の一、第五二〇六・四一号の一、第五二〇六・四二号の一、第五二〇六・四三号の一、第五二〇六・四四号の一、第五二〇六・四五号の一、第五二〇七・一〇号の一若しくは二の(一)、第五二〇七・九〇号の一若しくは二の(一)、第五八〇二・一一号、第五八〇二・一九号又は第五八〇三・〇〇号の一に掲げる物品</p>	<p>四三 関税率表第五四〇二・二〇号の二の(一)、第五四〇二・三三三号の二の(一)、第五四〇二・四六号の二の(一)、第五四〇二・四七号の二の(一)、第五四〇二・五二号の二の(一)又は第五四〇二・六二号の二の(一)に掲げる物品 関税率表第五四〇二・四四号の二の(二)に掲げる物品のうちポリエステルのも</p>	<p>四五 関税率表第五四類に掲げる物品(第四三項及び第四四項に掲げるものを除く。) 関税率表第五六〇四・九〇号の一の(二)のB又は三に掲げる物品</p>	<p>四八 関税率表第五六〇七・二二号、第五六〇七・二九号、第五六〇七・四一号、第五六〇七・四九号又は第五六〇七・五〇号に掲げる物品 関税率表第五六〇七・九〇号の二に掲げる物品のうちアバカ(マニラ麻又はムサ・テクステイリス)その他の硬質繊維のもの以外のもの</p>	<p>五〇 関税率表第五七〇二・一〇号、第五七〇二・三一号、第五七〇二・六</p>
---	--	---	--	---

<p>〇六・一五号の一、第五二〇六・二二号の一、第五二〇六・二二号の一、第五二〇六・二三号の一、第五二〇六・二四号の一、第五二〇六・二五号の一、第五二〇六・三十一号の一、第五二〇六・三二号の一、第五二〇六・三三号の一、第五二〇六・三四号の一、第五二〇六・三五号の一、第五二〇六・四一号の一、第五二〇六・四二号の一、第五二〇六・四三号の一、第五二〇六・四四号の一、第五二〇六・四五号の一、第五二〇七・一〇号の一若しくは二の(一)、第五二〇七・九〇号の一若しくは二の(一)、第五八〇二・一一号、第五八〇二・一九号又は第五八〇三・一〇号に掲げる物品</p>	<p>四三 関税率表第五四〇二・二〇号の二の(一)、第五四〇二・三三三号の二の(一)、第五四〇二・四二号の二の(一)、第五四〇二・四三号の二の(一)、第五四〇二・五二号の二の(一)又は第五四〇二・六二号の二の(一)に掲げる物品</p>	<p>四五 関税率表第五四類に掲げる物品(第四三項及び第四四項に掲げるものを除く。) 関税率表第五六〇四・二〇号の二の(二)又は第五六〇四・九〇号の二に掲げる物品</p>	<p>四八 関税率表第五六〇七・二二号、第五六〇七・二九号、第五六〇七・四一号、第五六〇七・四九号又は第五六〇七・五〇号に掲げる物品 関税率表第五六〇七・九〇号に掲げる物品のうちアバカ(マニラ麻又はムサ・テクステイリス)その他の硬質繊維のもの以外のもの</p>	<p>五〇 関税率表第五七〇二・一〇号、第五七〇二・三一号、第五七〇二・六</p>
---	---	---	--	---

<p>〇二・三二号、第五七〇二・三九号、第五七〇二・四一号、第五七〇二・四二号、第五七〇二・四九号、第五七〇二・五〇号、第五七〇二・九一号、第五七〇二・九二号、第五七〇二・九九号、第五七〇三項又は第五七〇五・〇〇号に掲げる物品</p>	<p>五二 関税率表第六〇・〇一項、第六〇〇二・四〇号、第六〇・〇三項、第六〇〇四・一〇号、第六〇・〇五項又は第六〇・〇六項に掲げる物品 関税率表第三〇〇六・一〇号の二の(二)、第六〇〇二・九〇号又は第六〇〇四・九〇号に掲げる物品のうち ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの以外のもの</p>	<p>五三 関税率表第六二〇九・二〇号の一、第六二〇九・三〇号の一、第六二〇九・九〇号の一、第六二・一二項又は第六二一六・〇〇号に掲げる物品 関税率表第六二一七・一〇号に掲げる物品のうち 靴下類</p>	<p>五四 関税率表第六二〇九・二〇号の二の(二)のA、第六二〇九・三〇号の二の(二)のA、第六二〇九・九〇号の二の(二)のA又は第六二一七・九〇号に掲げる物品 関税率表第六二一七・一〇号に掲げる物品のうち 靴下類以外のもの</p>	<p>五八 関税率表第六三〇二・二一号、第六三〇二・二九号、第六三〇二・三一号、第六三〇二・三九号、第六三〇二・五一号、第六三〇二・五九号、第六三〇二・六〇号、第六三〇二・九一号、第六三〇二・九九号、第六三〇三・九一号、第六三〇</p>
〇・八	〇・八	〇・〇	〇・八	〇・八

<p>〇二・三二号、第五七〇二・三九号、第五七〇二・四一号、第五七〇二・四二号、第五七〇二・四九号、第五七〇二・五〇号、第五七〇二・五二号、第五七〇二・五九号、第五七〇二・九九号、第五七〇三項又は第五七〇五・〇〇号に掲げる物品</p>	<p>五二 関税率表第六〇・〇一項、第六〇〇二・四〇号、第六〇・〇三項、第六〇〇四・一〇号、第六〇・〇五項又は第六〇・〇六項に掲げる物品 関税率表第六〇〇二・九〇号又は第六〇〇四・九〇号に掲げる物品のうち ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの以外のもの</p>	<p>五三 関税率表第六二〇九・一〇号の一、第六二〇九・二〇号の一、第六二〇九・三〇号の一、第六二〇九・九〇号の一、第六二・一二項又は第六二一六・〇〇号に掲げる物品 関税率表第六二一七・一〇号に掲げる物品のうち 靴下類</p>	<p>五四 関税率表第六二〇九・一〇号の二の(二)に掲げる物品のうち 附属品 関税率表第六二〇九・二〇号の二の(二)のA、第六二〇九・三〇号の二の(二)のA、第六二〇九・九〇号の二の(二)のA又は第六二一七・九〇号に掲げる物品 関税率表第六二一七・一〇号に掲げる物品のうち 靴下類以外のもの</p>	<p>五八 関税率表第六三〇二・二一号、第六三〇二・二九号、第六三〇二・三一号、第六三〇二・三九号、第六三〇二・五一号、第六三〇二・五九号、第六三〇二・六〇号、第六三〇二・九一号、第六三〇二・九九号、第六三〇二・九二号、第六三〇</p>
〇・八	〇・八	〇・〇	〇・八	〇・八

<p>三・九九号、第六三〇四・一九号、第六三〇四・九二号又は第六三〇四・九九号に掲げる物品</p>	<p>七二 関税率表第七四〇七・一〇号、第七四〇七・二二号、第七四〇八・一一号、第七四〇八・一九号又は第七四〇八・二二号に掲げる物品</p> <p>銅・すず合金（青銅）のもの</p>	<p>七二 関税率表第八一・〇三項、第八一〇六・〇〇号、第八一・〇七項、第八一〇八・九〇号、第八一一・〇〇号、第八一一・二二二号、第八一一・二二九号、第八一一・五二二号、第八一一・五二九号、第八一一・五九号、第八一一・九二二号、第八一一・九九号又は第八一一・三〇〇号に掲げる物品</p>	<p>五 関税率表第四三〇二・一九号、第四三〇二・二〇号、第四三〇二・三〇号、第四三〇三・一〇号又は第四三〇三・九〇号に掲げる物品のうち</p> <p>羊、やぎ又はうさぎのもの</p>	<p>項 目</p>
---	---	---	--	----------------

別表第四 特惠関税例外品目表（第八条の二関係）

<p>二・九九号、第六三〇三・九一号、第六三〇三・九九号、第六三〇四・一九号、第六三〇四・九二号又は第六三〇四・九九号に掲げる物品</p>	<p>七二 関税率表第七四〇七・一〇号、第七四〇七・二二号、第七四〇八・一一号、第七四〇八・一九号又は第七四〇八・二二号に掲げる物品</p> <p>銅・すず合金（青銅）のもの</p>	<p>七二 関税率表第八一・〇三項、第八一〇六・〇〇号、第八一・〇七項、第八一〇八・九〇号、第八一一・〇〇号、第八一一・二二二号、第八一一・二二九号、第八一一・五二二号、第八一一・五二九号、第八一一・五九号、第八一一・九二二号、第八一一・九九号又は第八一一・三〇〇号に掲げる物品</p>	<p>五 関税率表第四三〇二・一三号に掲げる物品</p> <p>関税率表第四三〇二・一九号、第四三〇二・二〇号、第四三〇二・三〇号、第四三〇三・一〇号又は第四三〇三・九〇号に掲げる物品のうち</p> <p>羊、やぎ又はうさぎのもの</p>	<p>項 目</p>
---	---	---	---	----------------

別表第四 特惠関税例外品目表（第八条の二関係）

六	関税率表第四四二・一〇号の一、第四四二・三二一、第四四二・三二二号又は第四四二・三九号に掲げる物品
---	---

別表第五 特別特恵関税対象品目表（第八条の二、第八条の三関係）

項名	品目
二	関税率表第三〇一・九一号の二、第三〇二・六二号、第三〇二・六三号、第三〇二・六五号、第三〇三・七二号、第三〇三・七三号、第三〇三・七八号の二、第三〇五・四二号、第三〇五・四九号、第三〇六・一一号、第三〇六・一二号、第三〇六・一三号、第三〇六・二一号の二、第三〇六・二二号的二、第三〇六・二三号の一、第三〇七・五九号の二、第三〇七・六〇号又は第三〇七・九九号の二の四のAに掲げる物品 関税率表第三〇二・七〇号の一に掲げる物品のうちにしん（クルペア属のもの）の卵 関税率表第三〇四・一九号の二の(二)に掲げる物品のうちバラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びさめ 関税率表第三〇四・二九号の二に掲げる物品のうちまぐる（トゥヌス属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）以外のもの 関税率表第三〇七・九一号の四の(二)に掲げる物品のうち赤貝（生きているものに限る。）、うに及びくらげ 関税率表第三〇七・九九号の一の(三)又は二の(三)に掲げる物品のうち うに及びくらげ
一	関税率表第一三〇二・一九号の一、二の(一)若しくは三の(三)のA又は第一三〇二・三一号に掲げる物品

六	関税率表第四四二・一三号、第四四二・一四号又は第四四二・一九号に掲げる物品
---	---------------------------------------

別表第五 特別特恵関税対象品目表（第八条の二、第八条の三関係）

項名	品目
二	関税率表第三〇一・九一号の二、第三〇二・六二号、第三〇二・六三号、第三〇二・六五号、第三〇三・七二号、第三〇三・七三号、第三〇三・七八号の二、第三〇五・四二号、第三〇五・四九号、第三〇六・一一号、第三〇六・一二号、第三〇六・一三号、第三〇六・二一号の二、第三〇六・二二号的二、第三〇六・二三号の一、第三〇七・五九号の二、第三〇七・六〇号又は第三〇七・九九号の二の四のAに掲げる物品 関税率表第三〇二・七〇号の一に掲げる物品のうちにしん（クルペア属のもの）の卵 関税率表第三〇四・一〇号の二の(二)に掲げる物品のうちバラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びさめ 関税率表第三〇四・二〇号の二に掲げる物品のうちまぐる（トゥヌス属のもの）、かじき（まかじき科又はまかじき科のもの）及びめる（デイスティクス属のもの）以外のもの 関税率表第三〇七・九一号の四の(二)に掲げる物品のうち赤貝（生きているものに限る。）、うに及びくらげ 関税率表第三〇七・九九号の一の(三)又は二の(三)に掲げる物品のうち うに及びくらげ
一	関税率表第一三〇二・一四号の一、第一三〇二・一九号の一若しくは二の(三)のA又は第一三〇二・三一号に掲げる物品

<p>一六 関税率表第二〇〇二・九〇号の一、第二〇〇三・一〇号の一、第二〇〇三・九〇号の一、第二〇〇五・四〇号の一の(一)、第二〇〇五・五九号の一、第二〇〇五・九一号の一、第二〇〇五・九九号の一の(二)若しくは二の(四)のAの(a)、第二〇〇六・〇〇号の一、第二〇〇八・一一号の一の(一)若しくは二の(一)、第二〇〇八・一九号の二の(二)のDの(a)、第二〇〇八・四〇号の二の(一)のA若しくは(二)のA、第二〇〇八・六〇号の二の(一)、第二〇〇八・七〇号の一の(二)のA若しくは二の(二)、第二〇〇九・三一号の二の(一)のA、第二〇〇九・三九号の二の(一)のA、第二〇〇九・八〇号の二の(一)又は第二〇〇九・九〇号の二に掲げる物品</p> <p>関税率表第二〇〇八・一九号の一の(二)のBに掲げる物品のうち くり(気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限るものとし、いったものを除く。)</p> <p>関税率表第二〇〇八・九二号の一に掲げる物品のうち 砂糖を加えたもの</p> <p>関税率表第二〇〇九・八〇号の二の(二)に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの以外のもの</p>	<p>一一二 関税率表第四六〇一・二九号の一又は第四六〇一・九四号の三の(一)に掲げる物品</p>	<p>一一三 関税率表第五二〇五・一一号の二、第五二〇五・一二号の二、第五二〇五・一三号の二、第五二〇五・一四号の二、第五二〇五・一五号の二、第五二〇五・二一号の二、第五二〇五・二二号の二、第五二〇五・二三号の二、第五二〇五・二四号の二、第五二〇五・二六号の二、第五二〇五・二七号の二、第五二〇五・二八号の二、第五二〇五・三一号の二、第五二〇五・三二号の二、第五二〇五・三三号の二、第五二〇五・三四号の二、第五二〇五・三五号の二、第五二〇五・四一号の二、第五二〇五・四二号の二、第五二〇五・四三号</p>
---	---	--

<p>一六 関税率表第二〇〇二・九〇号の一、第二〇〇三・一〇号の一、第二〇〇三・九〇号の一、第二〇〇五・四〇号の一の(一)、第二〇〇五・五九号の一、第二〇〇五・九〇号の一の(二)若しくは二の(五)のAの(a)、第二〇〇六・〇〇号の一、第二〇〇八・一一号の一の(一)若しくは二の(一)、第二〇〇八・一九号の二の(二)のDの(a)、第二〇〇八・四〇号の二の(一)のA若しくは(二)のA、第二〇〇八・六〇号の二の(一)、第二〇〇八・七〇号の一の(二)のA若しくは二の(二)、第二〇〇九・三一号の二の(一)のA、第二〇〇九・三九号の二の(一)のA、第二〇〇九・八〇号の二の(一)又は第二〇〇九・九〇号の二に掲げる物品</p> <p>関税率表第二〇〇八・一九号の一の(二)のBに掲げる物品のうち くり(気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限るものとし、いったものを除く。)</p> <p>関税率表第二〇〇八・九二号の一に掲げる物品のうち 砂糖を加えたもの</p> <p>関税率表第二〇〇九・八〇号の二の(二)に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの以外のもの</p>	<p>一一二 関税率表第四六〇一・二〇号の一又は第四六〇一・九一号の三の(一)に掲げる物品</p>	<p>一一三 関税率表第五二〇五・一一号の二、第五二〇五・一二号の二、第五二〇五・一三号の二、第五二〇五・一四号の二、第五二〇五・一五号の二、第五二〇五・二一号の二、第五二〇五・二二号の二、第五二〇五・二三号の二、第五二〇五・二四号の二、第五二〇五・二六号の二、第五二〇五・二七号の二、第五二〇五・二八号の二、第五二〇五・三一号の二、第五二〇五・三二号の二、第五二〇五・三三号の二、第五二〇五・三四号の二、第五二〇五・三五号の二、第五二〇五・四一号の二、第五二〇五・四二号の二、第五二〇五・四三号</p>
---	---	--

<p>第五二二二・一一号、第五二二二・一二号、第五二二二・一三号、第五二二二・一四号、第五二二二・二一号、第五二二二・二二号、第五二二二・二三号又は第五二二二・二四号に掲げる物品</p> <p>関税率表第五二〇八・五一号、第五二〇八・五二号、第五二〇八・五九号、第五二〇九・五一号、第五二〇九・五二号、第五二〇九・五九号、第五二一〇・五一号の一、二若しくは三、第五二一〇・五九号の一、二若しくは三、第五二一一・五一号の一、二若しくは三、第五二一一・五二号の一、二若しくは三、第五二一一・五九号の一、二若しくは三、第五二一二・一五号の一、二若しくは三又は第五二一二・二五号の一、二若しくは三に掲げる物品のうち ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）以外のもの</p>	<p>二四 関税率表第五八〇一・二二号の二、第五八〇一・二二号の二、第五八〇一・二三号の二、第五八〇一・二四号の二、第五八〇一・二五号の二、第五八〇一・二六号の二の(一)、第五八〇三・九〇号の二の(二)又は第五八一・〇〇号の二の(二)に掲げる物品</p>	<p>二六 関税率表第六二・〇一項から第六二・〇八項まで、第六二〇九・二〇号の二の(一)若しくは(二)のB、第六二〇九・三〇号の二の(一)若しくは(二)のB、第六二〇九・九〇号の二の(一)若しくは(二)のB、第六二・一〇項又は第六二・一一項に掲げる物品</p>
---	--	---

<p>第五二一一・三九号、第五二一一・四一号、第五二一一・四二号、第五二一一・四三号、第五二一一・四九号、第五二二二・一一号、第五二二二・一二号、第五二二二・一三号、第五二二二・一四号、第五二二二・二一号、第五二二二・二二号、第五二二二・二三号又は第五二二二・二四号に掲げる物品</p> <p>関税率表第五二〇八・五一号、第五二〇八・五二号、第五二〇八・五三号、第五二〇八・五九号、第五二〇九・五一号、第五二〇九・五二号、第五二〇九・五九号、第五二一〇・五一号の一、二若しくは三、第五二一〇・五二号の一、二若しくは三、第五二一一・五一号の一、二若しくは三、第五二一一・五二号の一、二若しくは三、第五二一一・五九号の一、二若しくは三、第五二一二・一五号の一、二若しくは三又は第五二一二・二五号の一、二若しくは三に掲げる物品のうち ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）以外のもの</p>	<p>二四 関税率表第五八〇一・二一号の二、第五八〇一・二二号の二、第五八〇一・二三号の二、第五八〇一・二四号の二、第五八〇一・二五号の二、第五八〇一・二六号の二の(一)、第五八〇三・九〇号の一の(二)又は第五八一・〇〇号の二の(二)に掲げる物品</p>	<p>二六 関税率表第六二・〇一項から第六二・〇八項まで、第六二〇九・一〇号の二の(一)、第六二〇九・二〇号の二の(一)若しくは(二)のB、第六二〇九・三〇号の二の(一)若しくは(二)のB、第六二〇九・九〇号の二の(一)若しくは(二)のB、第六二・一〇項又は第六二・一一項に掲げる物品 関税率表第六二〇九・一〇号の二の(二)に掲げる物品のうち 附属品以外のもの</p>
---	--	---

二七 関税率表第六三〇二・一〇号、第六三〇二・四〇号、第六三〇三・
一二号、第六三〇三・一九号、第六三〇四・一一号又は第六三〇四
・九一号に掲げる物品

二七 関税率表第六三〇二・一〇号、第六三〇二・四〇号、第六三〇三・
一一号、第六三〇三・一二号、第六三〇三・一九号、第六三〇四・
一一号又は第六三〇四・九一号に掲げる物品

改正案	現行
<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）</p> <p>（入出港手続の免除）</p> <p>第五条 公用船又は合衆国政府が所有し、若しくは借り上げている航空機で、合衆国により、合衆国のために若しくは合衆国の管理の下に、公の目的をもつて運航されているもの（以下「公用機」という。）には、関税法第十五条から第十九条まで、第二十条の二第一項及び第二項、第二十一条から第二十三条まで並びに第二十五条の規定は、適用しない。ただし、同法第十五条第三項及び第九項に規定する入港届（同条第一項及び第七項の規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを記載した書面（次項において「積荷目録」という。）を含む。）並びに同法第十七条に規定する出港届は、提出しなければならない。</p> <p>2 前項但書の場合において、当該公用船又は公用機が第九条の規定による税関の検査を免除される物品を積載しているときは、前項但書に規定する積荷目録のうち当該物品に係る部分については、前項但書に規定する当該積荷目録にその積載している旨を記載すれば足る。</p> <p>3 第一項ただし書の規定により公用船の船長又は公用機の機長が入港届を提出した場合において、税関長は、関税法の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該船長又は機長に対し、旅客氏名表又は乗組員氏名表の提出を求めるところができる。</p> <p>4 合衆国の安全を保持するためその他これに類する事由により、第一項ただし書及び前項並びに関税法第二十条及び第二十条の二第三項の規定により難いときは、これらの規定は、適用しない。</p>	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）</p> <p>（入出港手続の免除）</p> <p>第五条 公用船又は合衆国政府が所有し、若しくは借り上げている航空機で、合衆国により、合衆国のために若しくは合衆国の管理の下に、公の目的をもつて運航されているもの（以下「公用機」という。）には、関税法第十五条から第十九条まで、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条の規定は、適用しない。ただし、同法第十五条第一項及び第二項に規定する入港届及び積荷目録並びに同法第十七条に規定する出港届は、提出しなければならない。</p> <p>2 同上</p> <p>3 同上</p> <p>4 合衆国の安全を保持するためその他これに類する事由により、第一項ただし書及び前項並びに関税法第二十条の規定により難いときは、これらの規定は、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）</p> <p>（相殺関税等が還付される場合の消費税の還付）</p> <p>第十四条 輸入された課税物品のうち次に掲げる規定により当該課税物品に係る関税額の全部又は一部が還付されるものについては、当該還付される関税額に係る消費税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を還付する。</p> <p>一 関税率法第七条第三十項（相殺関税の還付）</p> <p>二 関税率法第八条第十一項又は第三十三項（不当廉売関税の還付）</p> <p>三 関税率法第九条第九項（暫定緊急関税の還付）</p> <p>四 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の七第六項（中華人民共和国の特定の貨物に係る暫定緊急関税の還付）</p> <p>五 関税暫定措置法第七条の九第十一項（メキシコの特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付）</p> <p>六 関税暫定措置法第七条の十第十二項（マレーシアの特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付）</p> <p>2 前項（第一号及び第二号（関税率法第八条第三十三項に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。</p> <p>3 （省略）</p>	<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）</p> <p>（相殺関税等が還付される場合の消費税の還付）</p> <p>第十四条 輸入された課税物品のうち次に掲げる規定により当該課税物品に係る関税額の全部又は一部が還付されるものについては、当該還付される関税額に係る消費税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を還付する。</p> <p>一 同上</p> <p>二 同上</p> <p>三 同上</p> <p>四 同上</p> <p>五 同上</p> <p>2 前項（第一号（関税率法第八条第十一項に係る部分に限る。）及び第三号から第五号までに係る部分に限る。）の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。</p> <p>3 同上</p>

改正案	現行
<p>租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）</p> <p>（引取りに係る石油製品等の免税）</p> <p>第九十条の四 原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げるもの（以下この条において「石油製品等」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成十八年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品等を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。</p> <p>一 （省 略）</p> <p>二 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一第二七〇・一一号の一の（一）のCの（1）に掲げる揮発油</p> <p>三 関税暫定措置法別表第一第二七〇・一一号の一の（二）のBの（2）の（i）若しくは第二七〇・一九号の一の（一）のBの（2）の（i）に掲げる灯油又は同表第二七〇・一一号の一の（三）の（1）若しくは第二七〇・一九号の一の（二）の（1）に掲げる軽油</p> <p>四 関税暫定措置法別表第一第二七〇・一九号の一の（三）のAの（b）の（1）に掲げる重油及び粗油</p> <p>五 （省 略）</p> <p>2 5 （省 略）</p>	<p>租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）</p> <p>（引取りに係る石油製品等の免税）</p> <p>第九十条の四 原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げるもの（以下この条において「石油製品等」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成十八年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品等を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。</p> <p>一 同 上</p> <p>二 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一第二七〇・一一号の一の（一）のCの（b）の（1）に掲げる揮発油</p> <p>三 関税暫定措置法別表第一第二七〇・一一号の一の（二）のBの（2）の（i）若しくは第二七〇・一九号の一の（一）のBの（2）の（i）に掲げる灯油又は同表第二七〇・一一号の一の（三）の（1）若しくは第二七〇・一九号の一の（二）の（1）に掲げる軽油</p> <p>四 関税暫定措置法別表第一第二七〇・一九号の一の（三）のAの（2）の（i）に掲げる重油及び粗油</p> <p>五 同 上</p> <p>2 5 同 上</p>

改正案	現行
<p>加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百二十二号） （輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し）</p> <p>第十四条 指定乳製品等につき関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の申告（以下「輸入申告」という。）をする者（その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定乳製品等の所有者でない場合にあつては、その所有者）は、その輸入申告に係る指定乳製品等を機構に売り渡さなければならない。ただし、次に掲げる場合及び次項に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>一 機構又は機構の委託を受けた輸入業者が指定乳製品等を輸入するとき。</p> <p>二 指定乳製品の価格の安定に悪影響を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるとき。</p> <p>2 政令で定める用途に供されるものとして関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）<u>第八条の五第二項</u>において準用する関税率法（明治四十三年法律第五十四号）<u>第九条の二</u>の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入する者は、その指定乳製品等が当該政令で定める用途以外の用途に供されることとなつた場合（農林水産省令で定める場合を除く。）にはその指定乳製品等を機構に売り渡し、及びその指定乳製品等が機構に売り渡されることを確保する旨の契約を機構と締結しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による売渡し又は前項の規定による契約の締結は、当該指定乳製品等に係る輸入申告の前に、申込書を機構に提出してしなければならない。</p> <p>4 指定乳製品等についての関税法第七十条の規定の適用については、前項の規定による申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する機構の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。</p> <p>5 前項の機構の承諾に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百二十二号） （輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し）</p> <p>第十四条 同上</p> <p>2 政令で定める用途に供されるものとして関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）<u>第八条の六第二項</u>において準用する関税率法（明治四十三年法律第五十四号）<u>第九条の二</u>の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入する者は、その指定乳製品等が当該政令で定める用途以外の用途に供されることとなつた場合（農林水産省令で定める場合を除く。）にはその指定乳製品等を機構に売り渡し、及びその指定乳製品等が機構に売り渡されることを確保する旨の契約を機構と締結しなければならない。</p> <p>3 5 同上</p>

改正案	現行
<p>通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第六条 税関長は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、通関業の許可をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 成年被後見人又は被保佐人 二 破産者であつて復権を得ないもの 三 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの 四 次に掲げる法律の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられた者又はこれらの規定に該当する違反行為をして関税法（他の関税に関する法律において準用する場合を含む。）若しくは国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けた者であつて、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過しないもの イ 関税法第八八条の四から第一百十二条まで（他の関税に関する法律において準用する場合を含む。）又は第一百三十三條の三の規定 ロ イに掲げるものを除き、国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、又はこれらの違反行為をしようとすることに關する罪を定めた規定 五 この法律の規定に違反する行為をして罰金の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過し 	<p>通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第六条 税関長は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、通関業の許可をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 同上 二 同上 三 同上 四 次に掲げる法律の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられた者又はこれらの規定に該当する違反行為をして関税法（他の関税に関する法律において準用する場合を含む。）若しくは国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けた者であつて、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過しないもの イ 関税法第九九条から第一百十二条まで（他の関税に関する法律において準用する場合を含む。）又は第一百三十三條の三の規定 ロ 同上 五 同上

ないもの	<p>六 第十一条第一項第一号若しくは第三十四条第一項の規定により通関業の許可を取り消された者又は第三十五条第一項の規定により通関業務に従事することを禁止された者であつて、これらの処分を受けた日から二年を経過しないもの</p> <p>七 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分を受けた日から二年を経過しないもの</p> <p>八 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの</p>	六 同 上
		七 同 上
		八 同 上

改正案	現行
<p>弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（附則第十二条関係）</p> <p>（業務）</p> <p>第四条 弁理士は、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際登録願若しくは国際登録願に関する特許庁における手続及び特許、実用新案、意匠又は商標に関する異議申立て又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うことを業とする。</p> <p>2 弁理士は、前項に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。</p> <p>一 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の九第一項に規定する認定手続に関する税関長に対する手続のうち政令で定めるもの並びに同法第六十九條の十第一項の規定による申立て及び当該申立てをした者が行う税関長又は財務大臣に対する手続についての代理</p> <p>二 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは特定不正競争に関する事件又は著作物（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第一号に規定する著作物をいう。以下同じ。）に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。以下この号において同じ。）であつて、これらの事件の裁判外紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として経済産業大臣が指定するものを行うものについての代理</p> <p>3 弁理士は、前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物に関する権利若</p>	<p>弁理士法（平成十二年法律第四十九号）</p> <p>（業務）</p> <p>第四条 同上</p> <p>2 弁理士は、前項に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。</p> <p>一 関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第二十一条第四項に規定する認定手続に関する税関長に対する手続のうち政令で定めるもの並びに同法第二十一条の二第一項の規定による申立て及び当該申立てをした者が行う税関長又は財務大臣に対する手続についての代理</p> <p>二 同上</p> <p>3 同上</p>

しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

(欠格事由)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 前号に該当する者を除くほか、第七十八条から第八十一条までの罪、特許法第九十六条から第九十八条まで若しくは第二百条の罪、実用新案法第五十条から第五十八条まで若しくは第六十条の罪、意匠法第六十九条から第七十一条まで若しくは第七十三条の罪又は商標法第七十八条から第八十条まで若しくは同法附則第二十八条の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

三 前二号に該当する者を除くほか、関税法第九十九条第二項(同法第六十九条の八第一項第九号及び第十号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)若しくは第三項(同法第九十九条第二項に係る部分に限る。)若しくは第九十二条第一項(同法第九十九条第二項に係る部分に限る。)の罪、著作権法第九十九条から第二百二十二条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第五十一条第一項若しくは第五十二条の罪又は不正競争防止法第二十一条第一項第一号から第九号まで若しくは第十一号(同法第十八条第一項に係る部分を除く。)若しくは第二項の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

四 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者

五 第二十三条第一項の規定により登録の取消しの処分を受け、その処分の日か

(欠格事由)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。

一 同上

二 同上

三 前二号に該当する者を除くほか、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第九十九条第二項(関税率法第二十一条第一項第九号及び第十号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)若しくは第三項(関税法第九十九条第二項に係る部分に限る。)若しくは第九十二条第一項(関税法第九十九条第二項に係る部分に限る。)の罪、著作権法第九十九条から第二百二十二条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第五十一条第一項若しくは第五十二条の罪又は不正競争防止法第二十一条第一号から第九号まで若しくは第十一号(同法第十八条第一項に係る部分を除く。)若しくは第二項の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

四 同上

五 同上

<p>ら三年を経過しない者</p> <p>六 第三十二条の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者</p>	<p>六 同上</p>
<p>七 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）、公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）又は税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分の日から三年を経過しないもの</p>	<p>七 同上</p>
<p>八 第三十二条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中にその登録が抹消され、当該期間を経過しない者</p>	<p>八 同上</p>
<p>九 未成年者、成年被後見人又は被保佐人</p>	<p>九 同上</p>
<p>十 破産者で復権を得ないもの</p>	<p>十 同上</p>

改正案	現行
<p>弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（附則第十三条関係）</p> <p>（業務）</p> <p>第四条 弁理士は、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際登録願若しくは国際登録願に関する特許庁における手続及び特許、実用新案、意匠又は商標に関する異議申立て又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うことを業とする。</p> <p>2 弁理士は、前項に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。</p> <p>一 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の三第一項及び第六十九条の九第一項に規定する認定手続に関する税関長に対する手続のうち政令で定めるもの並びに同法第六十九条の四第一項及び第六十九条の十第一項の規定による申立て及び当該申立てをした者が行う税関長又は財務大臣に対する手続についての代理</p> <p>二 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは特定不正競争に関する事件又は著作物（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第一号に規定する著作物をいう。以下同じ。）に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。以下この号において同じ。）であつて、これらの事件の裁判外紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として経済産業大臣が指定するものを行うものについての代理</p> <p>3 弁理士は、前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、他人の求め</p>	<p>弁理士法（平成十二年法律第四十九号）</p> <p>（業務）</p> <p>第四条 同上</p> <p>2 弁理士は、前項に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。</p> <p>一 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の九第一項に規定する認定手続に関する税関長に対する手続のうち政令で定めるもの並びに同法第六十九条の十第一項の規定による申立て及び当該申立てをした者が行う税関長又は財務大臣に対する手続についての代理</p> <p>二 同上</p> <p>3 同上</p>

に応じ、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

(欠格事由)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 前号に該当する者を除くほか、第七十八条から第八十一条までの罪、特許法第九十六条から第九十八条まで若しくは第二百条の罪、実用新案法第五十六条から第五十八条まで若しくは第六十条の罪、意匠法第六十九条から第七十一条まで若しくは第七十三条の罪又は商標法第七十八条から第八十条まで若しくは同法附則第二十八条の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

三 前二号に該当する者を除くほか、関税法第九十八条の第四第二項(同法第六十九条の第二項第四号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)若しくは

第三項(同法第九十八条の第四第二項に係る部分に限る。)、第九十九条第二項(同法第六十九条の八第一項第九号及び第十号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)若しくは第三項(同法第九十九条第二項に係る部分に限る。)、若しくは第九十二条第一項(同法第九十二条の第四第二項及び第九十九条第二項に係る部分に限る。)、の罪、著作権法第九十九条から第二百二十二条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第五十一条第一項若しくは第五十二条の罪又は不正競争防止法第二十一条第一項第一号から第九号まで若しくは第十一号(同法第十八条第一項に係る部分を除く。)、若しくは第二項の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなく

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。

一 同上

二 同上

三 前二号に該当する者を除くほか、関税法第九十九条第二項(同法第六十九条の八第一項第九号及び第十号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、若しくは第三項(同法第九十九条第二項に係る部分に限る。)、若しくは第一百二十二条第一項(同法第一百二十二条の第二項に係る部分に限る。)、の罪、著作権法第九十九条から第二百二十二条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第五十一条第一項若しくは第五十二条の罪又は不正競争防止法第二十一条第一項第一号から第九号まで若しくは第十一号(同法第十八条第一項に係る部分を除く。)、若しくは第二項の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

<p>なつた日から三年を経過しない者</p>	<p>四 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者</p>	<p>五 第二十三条第一項の規定により登録の取消しの処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者</p>	<p>六 第三十二条の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者</p>	<p>七 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）、公認会計士法（昭和二十三年法律第三百号）又は税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分の日から三年を経過しないもの</p>	<p>八 第三十二条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中にその登録が抹消され、当該期間を経過しない者</p>	<p>九 未成年者、成年被後見人又は被保佐人</p>	<p>十 破産者で復権を得ないもの</p>
<p>四 同上</p>	<p>五 同上</p>	<p>六 同上</p>	<p>七 同上</p>	<p>八 同上</p>	<p>九 同上</p>	<p>十 同上</p>	

改正案	現行
<p>弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（附則第十四条関係）</p> <p>（業務）</p> <p>第四条 弁理士は、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際登録願若しくは国際登録願に関する特許庁における手続及び特許、実用新案、意匠又は商標に関する異議申立て又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うことを業とする。</p> <p>2 弁理士は、前項に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。</p> <p>一 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の三第一項及び第六十九条の十二第一項に規定する認定手続に関する税関長に対する手続のうち政令で定めるもの並びに同法第六十九条の四第一項及び第六十九条の十三第一項の規定による申立て及び当該申立てをした者が行う税関長又は財務大臣に対する手続についての代理</p> <p>二 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは特定不正競争に関する事件又は著作物（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第一号に規定する著作物をいう。以下同じ。）に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。以下この号において同じ。）であつて、これらの事件の裁判外紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができる認められる団体として経済産業大臣が指定するものを行うものについての代理</p> <p>3 弁理士は、前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、他人の求め</p>	<p>弁理士法（平成十二年法律第四十九号）</p> <p>（業務）</p> <p>第四条 同上</p> <p>2 弁理士は、前項に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。</p> <p>一 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の三第一項及び第六十九条の九第一項に規定する認定手続に関する税関長に対する手続のうち政令で定めるもの並びに同法第六十九条の四第一項及び第六十九条の十第一項の規定による申立て及び当該申立てをした者が行う税関長又は財務大臣に対する手続についての代理</p> <p>二 同上</p> <p>3 同上</p>

に応じ、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

(欠格事由)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 前号に該当する者を除くほか、第七十八条から第八十一条までの罪、特許法第九十六条から第九十八条まで若しくは第二百条の罪、実用新案法第五十六条から第五十八条まで若しくは第六十条の罪、意匠法第六十九条から第七十一条まで若しくは第七十三条の罪又は商標法第七十八条から第八十条まで若しくは同法附則第二十八条の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

三 前二号に該当する者を除くほか、関税法第八十条の四第二項(同法第六十九条の二第一項第三号及び第四号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、若しくは第三項(同法第八十条の四第二項に係る部分に限る。)、第九十二条第二項(同法第六十九条の十一第一項第九号及び第十号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、若しくは第三項(同法第九十二条第二項に係る部分に限る。)、若しくは第一百二十二条第一項(同法第八十条の四第二項及び第九十二条第二項に係る部分に限る。)、若しくは第一百二十二条第一項(同法第九十二条第二項に係る部分に限る。)、若しくは第九十二条第二項及び第九十二条第二項に係る部分に限る。の罪、著作権法第九十九条から第二百二十二条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第五十一条第一項若しくは第五十二条の罪又は不正競争防止法第二十一条第一項第一号から第九号まで若しくは第十号(同法第十八条第一項に係る部分を除く。)、若しくは第二項の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受ける

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。

一 同上

二 同上

三 前二号に該当する者を除くほか、関税法第八十条の四第二項(同法第六十九条の二第一項第四号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、若しくは第三項(同法第八十条の四第二項に係る部分に限る。)、第九十二条第二項(同法第六十九条の八第一項第九号及び第十号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、若しくは第三項(同法第九十二条第二項に係る部分に限る。)、若しくは第一百二十二条第一項(同法第八十条の四第二項及び第九十二条第二項に係る部分に限る。)、若しくは第一百二十二条第一項(同法第九十二条第二項に係る部分に限る。)、若しくは第九十二条第二項及び第九十二条第二項に係る部分に限る。の罪、著作権法第九十九条から第二百二十二条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第五十一条第一項若しくは第五十二条の罪又は不正競争防止法第二十一条第一項第一号から第九号まで若しくは第十号(同法第十八条第一項に係る部分を除く。)、若しくは第二項の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなく

<p>ることがなくなった日から三年を経過しない者</p>	<p>つた日から三年を経過しない者</p>
<p>四 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者</p>	<p>四 同上</p>
<p>五 第二十三条第一項の規定により登録の取消しの処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者</p>	<p>五 同上</p>
<p>六 第三十二条の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者</p>	<p>六 同上</p>
<p>七 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）、公認会計士法（昭和二十三年法律第三百号）又は税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分の日から三年を経過しないもの</p>	<p>七 同上</p>
<p>八 第三十二条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中にその登録が抹消され、当該期間を経過しない者</p>	<p>八 同上</p>
<p>九 未成年者、成年被後見人又は被保佐人</p>	<p>九 同上</p>
<p>十 破産者で復権を得ないもの</p>	<p>十 同上</p>

改正案	現行
<p>株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）</p> <p>附則</p> <p>（関税法の一部改正）</p> <p>第四十六条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十九条の六第三項中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第三百条第一項（振替債の供託）に規定する振替債」に改める。</p> <p>第六十九条の十二第三項中「社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律第三百条第一項（振替債の供託）に規定する振替債」に改める。</p>	<p>株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）</p> <p>附則</p> <p>（関税定率法の一部改正）</p> <p>第四十六条 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十一条の三第三項中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第三百条第一項（振替債の供託）に規定する振替債」に改める。</p>